

平成 2 7 年
予算審査特別委員会
せたな町議会会議録

(平成 2 7 年 3 月 4 日、1 2 日、1 3 日)

平成27年せたな町議会予算審査特別委員会 第1号

平成27年3月4日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 委員長の互選について
- 3 副委員長の互選について

○出席委員（9名）

委員長	小平久君	副委員長	澤田光子君
委員	本多浩君	委員	大野一男君
委員	平澤等君	委員	石原広務君
委員	大湯圓郷君	委員	細川伸男君
委員	熊野主税君		

○欠席委員（1名）

委員 奥村喜美男君

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	佐々木正則君
事務局	次長	横川洋二君
書	記	松林功君

開会 午前 11 時 41 分

○臨時委員長（小平 久君） 委員会条例の定めるところにより臨時に委員長の職務を行います。

よろしく願いをいたします。

奥村委員から欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員 9 名で定足数に達していますので、本特別委員会は成立しました。

よって、せたな町議会予算審査特別委員会を開会します。

直ちに会議を開きます。

整理番号第 1、会議録署名委員の指名を行います。大湯圓郷委員、細川伸男委員を会議録署名委員に指名いたします。なお、この指名は本特別委員会開会中の指名とします。

整理番号第 2、委員長の互選を行います。互選の方法についてお諮りします。

全員協議会で確認のとおり投票により行います。

この方法でご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（小平 久君） ご異議なしと認めます。

委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（小平 久君） ただ今の出席委員は 9 名です。

次に、立会人を指名します。

臨時委員長において、立会人に本多委員、大野委員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（小平 久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（小平 久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時委員長（小平 久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。こちらの窓側の席から順次投票願います。

（投票）

○臨時委員長（小平 久君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（小平 久君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。本多委員、大野委員立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時委員長（小平 久君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 9 票、無効投票はありません。有効投票のうち、小平委員 8 票、澤田委 1 票員。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがいまして私が委員長に当選されました。

委員会室の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○臨時委員長（小平 久君） 私に当選の告知をいたします。

委員長の就任承諾の挨拶を申し上げます。

一言簡単にあいさつを申し上げます。今回の予算委員会の委員長を仰せつかることになりました。皆さんの協力を得ながら何とか進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで臨時委員長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

引き続き、委員長の職務をとり行いますので、よろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） 整理番号第 3、副委員長の互選を行います。

互選の方法についてお諮りします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（小平 久君） ご異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決定をいたしました。

委員会室の出入り口を閉めます。

(委員会室閉鎖)

○委員長（小平 久君） ただ今の出席委員は 9 名です。

次に、立会人を指名します。

委員長において立会人に、本多委員、大野委員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○委員長（小平 久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（小平 久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○委員長（小平 久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。窓側の委員から順次投票願います。

(投票)

○委員長(小平 久君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 投票なしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票をいたします。

本多委員、大野委員立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○委員長(小平 久君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 9 票。無効投票はありません。

有効投票のうち、澤田委員 9 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、澤田委員が副委員長に当選されました。

委員会室の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長(小平 久君) ただ今副委員長に当選された澤田委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

澤田委員に申し上げます。副委員長に就任承諾のご発言をお願いいたします。

○副委員長(澤田光子君) ただ今副委員長に互選されました。澤田光子です。どうぞよろしくお願いいたします。小平委員長とともに、皆さんの多大な協力のもと予算委員会をつつがなく進めていきたいと思っております。

どうぞ皆様のご協力よろしくお願いいたします。

○委員長(小平 久君) ありがとうございます。

本日の本特別委員会はこれで休会といたします。

次回、本特別委員会は 3 月 12 日午前 10 時から予定をしていますので、議場にご参集を願います。

これにて散会をいたします。

ありがとうございました。

散会 午前 11 時 58 分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成27年 5月13日

臨時委員長 小 平 久

委員長 小 平 久

署名委員 大 湯 圓 郷

署名委員 細 川 伸 男

平成27年せたな町議会予算審査特別委員会 第2号

平成27年3月12日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 議案第41号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 2 議案第42号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第43号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第44号 権利の放棄について（町営住宅使用料）
- 5 議案第45号 権利の放棄について（水道使用料）
- 6 議案第46号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 7 議案第 1号 平成27年度せたな町一般会計予算
- 8 議案第 2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 9 議案第 3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 10 議案第 4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 11 議案第 5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 12 議案第 6号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 13 議案第 7号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 14 議案第 8号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 15 議案第 9号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 16 議案第10号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 17 議案第11号 平成27年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（10名）

委員長 小平 久 君	副委員長 澤 田 光子 君
委員 奥村 喜美男 君	委員 本 多 浩 君
委員 大野 一 男 君	委員 平 澤 等 君
委員 石原 広 務 君	委員 大 湯 圓 郷 君
委員 細川 伸 男 君	委員 熊 野 主 税 君

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会委員長	田 井 重 久 君
農業委員会会長	三 上 博 則 君

選挙管理委員会委員長	大坪	観	誠	君
代表監査委員	残間		正	君

1. 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野	利	廣	君
総務課長	西村	晋	悟	君
財政課長	高田		威	君
務課長	堂端	重	雄	君
町民児童課長	中野	真	一	君
保健福祉課長	丹羽		優	君
産業振興課長	鎌田	勝	幸	君
建設水道課長	原		進	君
出納室長	原田	一	美	君
国保病院事務局長	小林	安	晴	君
まちづくり推進室長	黒澤	智	彦	君
総務課長補佐	高橋		純	君
財政課長補佐	神田		昌	君
税務課長補佐	横川		忍	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由	美	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋	二	君
北檜山保育所長	太田	啓	子	君
保健福祉課長補佐	西田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬	二	君
産業振興課長補佐	佐藤	英	美	君
産業振興課長補佐	八木	忠	義	君
産業振興課長補佐	渋田	彰	人	君
建設水道課長補佐	松本	健	裕	君
建設水道課長補佐	尊保	和	仁	君
出納室長補佐	関	功	悦	君
国保病院事務局次長	小坂橋		司	君
総務課主幹	阪井	世	紀	君
税務課主幹	佐々木	正	人	君
町民児童課主幹	濱登	幸	恵	君
北檜山保育所主幹	伊藤	悦	子	君
保健福祉課主幹	上野	宏	行	君
地域包括支援センター所長	長内		京	君
産業振興課主幹	三浦	剛	大	君
産業振興課主幹	浜高	正	明	君
農業センター副所長	沼口	英	樹	君

建設水道課主幹	久津間	智	君
建設水道課主幹	上田	一男	君
建設水道課主幹	平田	大輔	君
国保病院事務局主幹	伊勢	千佳子	君
情報管理係長	水野	万寿夫	君
広報統計係長	尾野	真也	君
財政係長	吉田	有哉	君
経理入札係長	小林	朱央	君
戸籍年金係長	荻原	千明	君
環境衛生係長	藤谷	知昭	君
国保医療係長	中山	康春	君
保育士係長	加茂	秀子	君
社会福祉係長	神成	和江	君
障害福祉係長	松原	孝樹	君
保健推進係長	垣本	利子	君
介護保険係長	竹内	亜希子	君
包括支援係長	今川	勇吾	君
地域支援係長	古守	亜珠	君
農業振興係長	長内	解人	君
水産振興係長	手塚	清人	君
耕地整備係長	河原	泰平	君
林業振興係長	池田	裕之	君
農業センター業務係長	川本	崇雄	君
管理係長	井村	裕行	君
上下水道係長	川上	佳隆	君
上下水道係長	鈴木	涼平	君
管財係長	金澤	喜嗣	君
住宅係長	伊瀬		君
給食係長	林	その子	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡崎	邦三郎	君
産業建設課長	佐野	英也	君
地域町民課長補佐	木村	一夫	君
地域町民課長補佐	荻原	勝幸	君
産業建設課長補佐	沖崎	孝純	君
産業建設課長補佐	杉村		君

大 成 保 育 園 長	中 宿	八 千 代	君
国保病院大成診療所事務長	古 守	幸 治	君
地 域 町 民 課 主 幹	中 川	讓	君
大成水産種苗育成センター主幹	栄 田	武 志	君
税 務 係 長	芦 田	美 恵 子	君
住 民 係 長	堀 部	智 美	君
環 境 生 活 係 長	斉 藤	哲 章	君
福 祉 係 長	谷 川	一 志	君
水 産 振 興 係 長	藤 井	卓 也	君
建 設 係 長	高 橋	真 一	君
保 育 士 係 長	沼 口	恵 子	君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長	駒 谷	正 義	君
産 業 建 設 課 長	福 士	裕 継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新 保	修 二	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	濱 口	喜 秋	君
産 業 建 設 課 長 補 佐	松 岡	義 明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高 木	雅 彦	君
地 域 町 民 課 主 幹	古 畑	英 規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀	英 治	君
瀬 棚 保 育 所 長	國 井	美 千 代	君
税 務 係 長	小 林	和 仁	君
住 民 係 長	稲 船	奈 穂 子	君
環 境 生 活 係 長	山 下	誠 一	君
福 祉 係 長	山 本	亨	君
商工労働観光係長	栗 谷	一 樹	君
上 下 水 道 係 長	小 池	秀 樹	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠 中	悦 子	君

1. 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田	円 裕	君
教育委員会事務局長	篠 塚	三 喜 郎	君
大成教育事務所長	辻	雄 一	君
教育委員会事務局次長	丹 羽	小 百 合	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	三 浦	孝 史	君
給食センター副所長	早 川	克 紀	君
教育委員会事務局主幹	増 田	和 彦	君

教育委員会事務局主幹	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局主幹	黒	澤	美知子		君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所主幹	杉	村	輝	明	君
社 会 教 育 係 長	奥	村	大	樹	君

1. 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	吉	崎	照	人	君
農 地 係 主 任	吉	田	一	也	君

1. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	西	村	晋	悟	君
書 記 次 長	高	橋		純	君

1. 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事 務 局 次 長	横	川	洋	二 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐々木	正	則	君
事 務 局 次 長	横	川	洋	二 君
書 記	松	林	功	君

開会 午前10時00分

○委員長（小平 久君） 皆さんおはようございます。

出席委員10名で定足数に達していますので、予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本特別委員会に付託された議案第1号から第11号までと議案第41号から第46号までの計17件の議案審査に入ります。

先に条例等から審議いたします。提案理由は3月4日に説明済ですので、内容説明からいたします。

整理番号第1、議案第41号、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは、内容の説明をさせていただきます。議案その3の2ページをお開きください。せたな町過疎地域自立促進市町村計画でございますが、その変更理由につきまして申し上げます。ここにありますとおり、計画書ですが、まずはの区分の4でございます。高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のこの項目につきましてですが、右側の変更後の欄でございます。(4)事業名ですが(4)認定こども園を追加するものでございまして、事業内容といたしまして、認定こども園整備事業、事業主体町、備考北檜山区をそれぞれ追加するものでございます。変更の理由につきましては、認定こども園を整備し地域の子育て環境の充実を図るため本計画に追加するものでございます。

次に区分の6でございます。教育の振興の項目ですが、(1)現状と問題点の7でございます。この⑦につきましては、スポーツ施設の整備充実について説明しているものでございまして、5行目の及び5行目に及び改築を追加し、変更前の改修に加えて、改築も対象とするようにしようとするものでございます。変更の理由につきましては、プールの老朽化に伴い改築することで、環境改善し利用効果の高揚を図るため、本計画に追加するものでございます。次に(2)その対策の⑤についてでございますが、及び改築を追加するものでございます。

次に3ページをご覧いただきたいと思います。この表中事業名の(4)集会施設、体育施設の項中、町民プール改築事業、町、北檜山区をそれぞれ追加するものでございます。変更の理由につきましては、先ほど申し上げました(1)の現状と問題点と同じでございます。

議案第41号の説明につきましては、以上のとおりでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決いたしました。

整理番号第 2、議案第 42 号、せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは議案第 42 号につきまして内容の説明をさせていただきます。議案書の 5 ページでございますが、内容の説明につきましては 20 ページからといたしたいと思います。新旧対照表をご覧ください。まず 20 ページ第 1 条、趣旨につきましては、地方公務員法が一部改正されましたことによりまして、第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に改めるものでございます。次に第 21 条の第 1 項、年末年始の休日の次に(次項において週休日等という)を加え同条第 2 項を前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処、その他の臨時又は救急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給するという項目を追加しているものでございます。次に改正前の第 21 条第 3 項中、全 2 項を前 3 項に改めまして第 3 項を第 24 条第 4 項とし、第 21 条第 2 項の次に、改正前の第 2 項を改めまして、第 3 項とするわけですが、内容につきましては、管理職員特別勤務手当の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。第 1 号第 1 項に規定する場合は、同項の勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。第 2 項では、前項に規定する場合、同項の勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。この 1 項を加えるものでございます。また附則といたしましては、附則の第 19 項中ですが、当分の間となっているところを平成 30 年 3 月 31 日までの間と改め、21 ページから 36 ページまでの間に別紙第 1 及び別紙第 2 があるわけですが、それぞれ、その表に改めるものでございます。

36 ページになりますが、附則として第 1 項、施行期日、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項から 38 ページの第 8 項まででございますが、適用日前の異動者の号俸などの調整などにつきまして、定めているものでございます。内容につきましては、朗読は省略させていただきます。

以上、議案第 42 号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決いたしました。

整理番号第 4、議案第 43 号、せたな町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは、今朝ほどお手元に配付しております資料、一枚ものの資料がございますけども、そちらから説明をさせていただきたいと思います。第 6 期介護保険事業計画における所得段階別介護保険料額というタイトルがついてございます。国の政令が改正され、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準段階がこれまでの 6 段階から 9 段階に見直されることになり、当町でも 9 段階とし、段階ごとの取得基準額及び乗率についても国が定めるとおりとしております。第 5 期と第 6 期の介護保険料額の比較について概要を説明させていただきます。去る 2 月 5 日開催の第 3 回せたな町地域総合ケア推進協議会において最終決定されたものであります。また先の総務厚生常任委員会において素案の説明させていただきましたが、第 5 段階の基準額となる年額保険料につきましては、第 5 期の 4 万 4,640 円より 5,520 円増の 5 万 160 円、月額では 3,720 円より 460 円増の 4,180 円ということで標準となるべき額を決定したところでございます。なお急激な保険料の上昇を抑え、被保険者の負担軽減を図るため基金から 7,000 万円を取り崩す計画となったところでございます。各段階における第 5 期との比較等につきましては、この表に記載してございますので、よろしくお願いしたいと思います。なお、各段階の介護保険料額につきましては、月額で定めるのではなく年額を定めることになってございます。

それでは議案の 41 ページの新旧対照表によって説明をさせていただきます。この度の条例の一部を改正する条例につきましては、第 6 期介護保険事業計画の策定に伴いまして、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料率の改定及び所得段階を現行 6 段階、第 3 と第 4 段階

に軽減対策として特例を設けておりましたので、実質 8 段階から 1 段多い 9 段階の所得階層とするものでございます。新旧対照表では右側の改正前、保険料率第 5 条中の下線部分、平成 24 年度から平成 26 年度までを、改正後は平成 27 年度から平成 29 年度までに改めるものであります。同じく 1 号から 6 号までの下線部分の金額の改定ということで、改定後にありましては 1 号にあつては 2 万 5,080 円。2 号と 3 号にあつては 3 万 7,620 円。それから 4 号にあつては 4 万 5,150 円。5 号にあつては 5 万 160 円。6 号にあつては 6 万 200 円に改めるものでございます。ここで訂正といたしますか、加筆をお願いしたいのでございますが、第 7 号、第 8 号、第 9 号の下線部が金額にのみ引いておりますが、これすべて 7 号、8 号、9 号の頭の部分から下線部が引かれることとなりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

第 7 号では、令第 38 条第 1 項第 7 号に該当するもの 6 万 5,210 円。第 8 号では令第 38 条第 1 項第 8 号に該当する者にあつては 7 万 5,240 円。第 9 号では令第 38 条第 1 項第 9 号に該当する者 8 万 5,280 円をそれぞれ追加するものでございます。附則といたしまして、介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置を定めております。昨日の介護サービス事業条例の一部を改正する条例でも少し触れたところでございますが、これまで介護予防給付としてサービスが提供されていた介護予防通所介護と介護予防訪問介護の二つのサービスが、市町村の事業として位置付けられたことにより、現在利用可能な予防通所、訪問サービスをそのままを利用できるだけでなく、市町村が今後提供していくさまざまな生活支援サービスも利用できるようになります。この事業は原則として、平成 27 年 4 月 1 日から開始することとされてますが、円滑に制度移行ができるよう平成 29 年 4 月までその開始が猶予されています。当町では安心してサービスを利用していただけるよう事業の円滑な実施に向け、他市町村の動向も注視しつつ十分に時間を掛けて準備に取り組む必要があることから、経過措置期間を活用し多様なサービスのあり方を検討し、平成 29 年 4 月 1 日から介護予防日常生活支援総合事業を開始したいと考えていることから所要の規定を設けるものでございます。附則としてこの条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでありますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決いたしました。

整理番号第4、議案第44号、権利の放棄についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 議案書その3、43ページでございます。権利の放棄についてご説明いたします。1 権利の内容、町営住宅地使用料、金銭債権 208 万 5,028 円でございます。2 滞納者、別紙のとおりでございます。別紙につきましては、なお 44 ページになります。3 放棄の理由、時効の完成でございます。4、放棄の時期、平成 27 年 3 月 31 日でございます。町営住宅使用料は、最高裁判所の判決により私法上の債権として解釈されてもおりますことから、民法第 169 条より時効については 5 年となります。公債権であります税金等につきましては、地方自治体の意思と無関係に時効により債権が消滅いたしますが、私法上の債権につきましては、本人より時効の援用がなさなければ引き続き債権が存続することになります。したがって、別紙 44 ページ、5 名の債務者につきましては、死亡、町外に転出し居所不明、または無資力のため債務の履行が見込めませんことから権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

澤田委員。

○委員(澤田光子君) すいません。ちょっとお聞きしたいのですが、時効になった部分は、いたし方ない部分があるのかと思いますが、今、せたな町において、なんて言うんですか、住宅に入っていらっしゃって、現在、住宅を使用してるんですけども、実際に住宅に入っていられない方という方がいらっしゃると思うんですが、その部分をこれから多分こういうことになりかねない人たちもいらっしゃると思うんですが、そういう部分はこれからどのようにお考えになっているのか、このことだけをお聞きしたいと思います。

○委員長(小平 久君) 原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 基本的に住宅に住まわれている方は、今ですと保証人がいらっしゃる。2 名ついていらっしゃいます。それで支払いのできない方には、当然あの保証人から現在も働きかけていただいたりだとかという形をとっております。それで最近については、非常に悪質な部分については裁判所と和解したりして分納していただいたりという形も今とってございます。

以上でございます。

○委員長(小平 久君) 澤田委員。

○委員(澤田光子君) 今の時点では確かに二人の方々がついていらっしゃいますけども、もう何十年も前に入った方々、今現在入っておられる方の年齢が 70 歳、80 歳そういう人たちは、それこそ入った時点のときには、確かに、なんていうんですか、いらっしゃったと思うんですけども、なっているというんですか。でも実際にその方々が亡くなっていて、じゃ新たにそういう人たちを付けているのかどうなのか。その辺はどうなっているんでしょうか。

○委員長(小平 久君) 原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) 現在、別紙に正直な話、今回権利の放棄をお願いした方たちも、実際には、澤田委員のおっしゃったように保証人が亡くなられたりとかという形が現実にあるものですから、それで今、調査したところやはりそういう部分が見られるということで、それについて今 3 区で協議中でございます。

以上でございます。

○委員長(小平 久君) 澤田委員。

○委員(澤田光子君) かなり昔に町営住宅に入られた方々は、本当にこの保証人が亡くなられて、現状その方が今入っておられる方が亡くなったら、保証人がいない現状が確かに出てくると思うんです。それであれば、まちとしても入っておられた方の荷物とか、そういう整理も大変なことになると思うんです。全部まちでやらなければならないとなります。こういう形をやはり今現状として、しっかりと把握しながら次につなげていかなければ、こういうことが、ただただ出てくるのかと思いますので、その辺はまちとしても、今、現状を把握してるというお話を伺いましたが、早急に把握していかなければならないのではないかと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

○委員長(小平 久君) 原建設水道課長。

○建設水道課長(原 進君) まさに澤田委員が今おっしゃられたことが、我々担当課でも非常に問題になってございますので、委員のご意見をご参考にこれから鋭意進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長(小平 久君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決いたしました。

整理番号第 5 議案第 45 号、権利の放棄についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案書の 45 ページでございます。権利の放棄についてご説明いたします。1 権利の内容、水道使用料、金銭債権 15 万 4,130 円でございます。2 滞納者別紙のとおりでございます。別紙につきましては 46 ページになります。3 放棄の理由、時効の完成でございます。4 放棄の時期、平成 27 年 3 月 31 日でございます。水道使用料は、東京高等裁判所の判決により、民法第 273 条第 1 号による私法上の債権とされ、時効は 2 年となります。この件につきましては、権利の放棄の理由は、住宅使用料と同様でございます。したがって、別紙 3 名の債務者につきましては、死亡または無資力のため債務の履行が見込めませんことから権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 確認ですけども、今債務者ですか、これ住所見ますと二人とも北檜山、一人は亡くなっていますけど、二人は北檜山に住んでいると理解してよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 別紙の 3 名の方について、一番上の方は死亡しております。2 名については在住しております現在も。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それであれば、町の住宅に今現在でも住んでいるということですよ。そうならば、これ 2 年間の債権を放棄となってますけれども、この後もずっと入り続けていくとなれば、今でも現在、支払するのが大変だということであれば、そのまま住まわせていいものなのか、どうなのかその辺はどうなんですか。

○委員長（小平 久君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 細川委員のご質問にお答えしますが、別紙 46 ページの 3 人目の方については、町営住宅に現在も住まわれてございます。それで現在、生活保護を受けておまして住宅使用料、水道料はちょっといろいろな関係で滞っているんですけども、住宅料等については、別途で直接お支払いいただいております。上の真ん中の方については、自宅という形で住まわれておまして、水道使用料については現年度支払いプラス滞納随分残っていた方なんですけど、ずっと少額ながら払っていただいていたんです。それでこの方も最近、生活保護になられましたので、そちらのほうは水道使用料の現年分については、お支払いいただい

て、今回、権利を放棄する部分についてのみになってございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決いたしました。

整理番号第 6 議案第 46 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それでは議案最後のページ 47 ページになります。指定管理者の指定についてご説明をいたします。本提案は、せたな町営牧場の指定管理期間が本年 3 月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ 1 件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において指定管理者の候補者選定となったことから、地方自治法の規定より、議会の議決を求めるものであります。1 公の施設の名称は、せたな町営牧場、2 として指定管理者となる団体の名称及び所在地は、新函館農業協同組合、住所は北斗市本町 1 丁目 1 番 21 号、指定の期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 1 年間であります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決いたしました。

条例案等の審議が終わりました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

一般会計予算審議の進め方は、歳出から予算内容説明資料により 1 款ごとに担当課長の説明を受け質疑を行い、歳入は予算書により 1 款から 10 款までと 11 款から 20 款までに分け、1 款町税については税務課長から、そのほかの款については財政課長から説明を受け、質疑を行い、質疑終了後、歳入歳出全款一括で質疑を受け、討論、採決と取り進めたいと思います。

また、特別会計の説明は、各会計予算概要説明資料により担当課長から歳出歳入の順で一括説明を受け、一括質疑、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(小平 久君) 異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。

説明員に申し上げます。説明及び答弁を行う場合は 挙手を行い発言の許可を受けてから発言してください。

各委員に申し上げます。質疑がある場合は、発言許可のあと質疑内容が明確になるよう予算書または説明資料のページを申し示してから発言するようにお願いいたします。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 33 分

○委員長(小平 久君) 会議を再開いたします。

それではこれより各会計予算の審査に入ります。

整理番号第 7 議案第 1 号、平成 27 年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

一般会計歳出予算内容説明資料により 1 款議会費の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長(高田 威君) それでは説明資料の 1 ページをお開き願います。予算書のページは 34 ページでございます。継続で議員報酬等 4,982 万 6,000 円を計上してございます。議員 12 名分の報酬、期末手当、共済組合負担金となっております。

以上で議会費の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長(小平 久君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(小平 久君) 1 款議会費の質疑を終わります。

次に 2 款総務費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長(西村晋悟君) それでは資料の 1 ページをご覧くださいと思います。予算書のページでいいかと 36 ページになります。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、継続でございます。社会保障・税番号制度システムの整備業務で、予算額は 834 万 1,000 円でございます。国道支出金が 585 万 8,000 円、残り 248 万 3,000 円が一般財源でございます。内容につきましては、社会保障税番号制度に係る既存のシステムの改修で、二本ございますが、住民基本台帳とそれから税の分、これにつきましては住基台帳、地方税務、それから団体内の統合宛名・中間サーバー、もう一本は社会保障分といたしまして、障害福祉、それから児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、健康管理、国民年金とこのような内容となっております。

次に新規でございます。行政情報ネットワーク更改業務といたしまして、予算額 1,300 万円、全額一般財源でございます。これは平成 17 年に合併した際に整備いたしましたホームページとグループウェアのソフトの更新をするものでございます。

次に瀬棚総合支所耐震改修工事实施設計業務、予算額 540 万円、国道支出金で 180 万円、残り 360 万円は一般財源でございます。平成 25 年度で実施いたしました耐震診断の結果に基づきまして、耐震改修計画の策定及び補強工事の実施設計を行うものでございます。内容につきましては、鉄筋コンクリート造りの 2 階建て、それから地下 1 階、PHとありますのは、ペントハウス、屋上部分でございますが、2 階建てでございます。延べ床面積といたしまして 2,868.55 平方メートルということになってございます。

次に予算書では 37 ページになります。新規で役場庁舎北側外壁等防水工事、予算額 400 万円、一般財源でございます。役場庁舎が雨漏りがしてございまして、北側の外壁及び健康センターの防水工事を実施するものでございます。

次に予算書の 39 ページになります。5 目管財管理費ですが、担当所管につきましては、建設水道かでございますが、引き続き私から説明させていただきます。継続でございます。町有施設解体事業、予算額 6,320 万、全額地方債でございます。施設の老朽化等により周辺環境の悪化防止及び安全、安心な地域保全を図るために、北檜山区におきましては、豊岡の教員住宅、ほか 5 棟、大成区におきましては、旧大成診療所ほか 3 棟、瀬棚区におきましては、旧瀬棚商業高等学校の体育館ほか 3 棟、これらを含めまして全 14 棟の解体工事をするものでございます。

次に予算書では 40 ページになります。7 目企画費、新規でございます。公共施設等総合管理計画策定業務、予算額 1,200 万円、全額一般財源でございます。公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために、この管理計画を策定するものでございます。

○委員長（小平 久君） 町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 次に予算書では 41 ページでございます。8 目の住民運動推進費でございます。環境美化運動推進事業、予算額は 329 万 5,000 円、27 年度も道路の緑地帯花壇などへ植栽をする花いっぱい運動への補助金でございます。次に街路灯維持管理事業、予算額は 1,612 万 3,000 円、防犯交通安全など地域の安全のために町内会が維持管理する防犯灯に対して電気料や維持補修費に対して補助を行うものです。また昨年 11 月からの電気料金の再値上げ分を、まちで 100%補助しておりますが、27 年度も継続して行ってまいります。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 引き続きして予算書では 43 ページになりますが、12 目総合支所改修事業費でございます。継続でございますが、大成総合支所改修事業、予算額 2 億 6,926 万 2,000 円、地方債で 2 億 5,570 万円、残り 1,356 万 2,000 円につきましては一般財源でございます。大成総合支所に消防の大成支署ですが、増築整備し消防体制再編を図る。せたな消防署の大成支署の整備で鉄筋コンクリート造り平屋建て、床面積が 337.85 平方メートル、公用車の車庫の新築、それから鉄筋造りの平屋建て二棟、床面積が 240.51 平方メートルでございます。それと大成総合支所の一部内部改修につきましては、工事の監理業務といたしまして 780 万円、改修工事につきましては 2 億 6,136 万円を計上してございます。

続きまして同じく継続ですが、瀬棚総合支所改修事業でございます。予算額 1 億 3,064 万 3,000 円、財源内訳は、地方債が 1 億 2,400 万円、残り 664 万 3,000 円が一般財源でございます。瀬棚総合支所にせたな消防署の分遣所を増築整備し、消防体制の再編を図るものでございまして、内容につきましては、消防の分遣所が鉄骨造の平屋建て、床面積 221.29 平方メートル、瀬棚総合支所の一部内部改修、それから一部耐震改修ということで、工事の監理業務といたしましては 530 万円、改修工事につきましては 1 億 2,528 万円を計上したものでございます。

次に新規でございます。瀬棚総合支所屋上防水改修工事、予算額 600 万円、全額一般財源でございます。庁舎の老朽化により屋上アスファルトの防水機能が低下し、雨漏りがしておりますのでその部分を改修するものでございます。

続きまして 13 目合併 10 周年記念事業でございます。継続でありまして、合併 10 周年記念事業に伴います予算計上ですが、予算額は 1,373 万 9,000 円、財源内訳では、その他財源が 1,209 万 4,000 円、残り 164 万 5,000 円が一般財源でございます。本年 9 月 1 日に合併 10 周年を迎えるに当たりまして、さまざまな記念事業実施するものでございます。ここに記載してありますとおり、まずイベント事業につきましては、そのイベントに参加した方々にお配りするノベルティグッズを購入するもの。次に町内の風景写真などをモチーフといたしまして、カレンダーを作成するもの。次にメインの事業となりますが記念式典、それから町民から提案をいただきました事業につきまして実施するものでございます。また記念誌の制作ということで、合併 10 年の歩みという内容で記念誌を作成するものでございます。

次に予算書では 44 ページなります。14 目諸費、新規でございまして、結婚品予算額 50 万円、全額一般財源でございます。本年度から 5 年間の期間で若い世代の定住を促進するため、

婚姻して本町に定住していただく方に対しまして、町の共通商品券を、金額でいいますと 10 万円相当を交付するというものでございます。

次に予算書の 45 ページになります。継続でございます。生活交通路線維持費補助金、予算額は 2,156 万 5,000 円、全額その他財源でございます。生活交通路線の維持を図るために生活路線の運行に係る欠損額分を函館バスに対しまして補助するものでございます。路線につきましては 3 路線で金額はご覧のとおりとなっております。

次にこれも継続でございます。通学定期運賃補助金、予算額 870 万 8,000 円、全額その他財源でございます。せたな町に住所を有する方で、定期券により路線バスを利用し檜山北高等学校へ通学をしている生徒に対しまして、定期券の運賃の 2 分の 1 以内を補助するものでございます。

次に継続事業で、瀬棚バス運行事業補助金 730 万 4,000 円、全額一般財源でございます。瀬棚区における地域住民の交通手段を確保するために生活路線バス運行経費に対しまして、赤字補てん分を補助するものでございます。運行区間につきましては、瀬棚区の須築から本町のやすらぎ館までの間、距離は 38.2 キロメートルの往復でございます。

次に継続でございますが、地域間幹線系統維持費補助金、702 万 3,000 円、全額その他財源でございます。生活交通路線の維持を図るために、地域間幹線の運行に係る欠損額分を函館バスに対しまして補助するものでございます。

続きまして、資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。予算書では 45 ページからになりますが、引き続き 14 目継続で、定住化促進住宅奨励金でございます。予算額 1,000 万円、全額一般財源でございます。自己が居住するための住宅を町内に建設する方、または購入する方に対しまして奨励金を交付するものでございまして、住宅の建設を促進し人口の流出等による空家対策の一助とするため、定住化と地域経済の活性化を図ることを目的といたしまして、昨年度から実施しているものでございます。本年の予算につきましては、交付額といたしまして①から③まででございますが、まず新築した場合、町内の業者によりまして新築した場合 100 万円を奨励金とし助成するものでございますが 9 軒見ております。それから②の町外業者によりまして建設した場合 30 万円としております。これにつきましては 2 軒分計上しております。それから③の購入とありますのは、中古住宅を購入した場合に奨励金を助成するものでございますが、これにつきましても 2 軒分を計上してございまして、合わせて 13 軒の予定で本年度の予算を組んだ次第でございます。

続きまして継続です。地域活動等推進事業費補助金 225 万円、全額一般財源でございます。町民の自主的なまちづくり及び防災活動の促進を図るため町内会などを単位としたコミュニティ活動、自主防災組織の結成、自主的な防災活動に対し助成を行い、地域力、地域防災力の向上を図るものでございます。補助率等につきましては、コミュニティ活動につきましては、補助対象経費の 50%、ただし上限を 5 万円と設定させていただいております。次の自主防災組織の結成につきましては、基本額を 1 万円といたしまして、世帯数 1 世帯につきまして 150 円、次の自主防災組織の活動につきましては基本額 5,000 円として、参加者 1 人当たりについて 150

円というものを基本としまして、計画しているところでございます。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それでは税務関係を説明させていただきます。予算書は 45 ページ、46 ページになります。2 項の徴税費でございますが、新規事業で債権回収先進地視察研修、予算額 75 万 8,000 円でございます。一般財源でございますが、これにつきましては税等公債権あるいは私債権の収納対策に伴いまして債権回収のシステム、あるいは組織の在り方を検討するための視察研修職員 4 名分の旅費でございます。

続きまして継続でございますが、渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金でございます。予算額 83 万 1,000 円、83 万 1,000 円は道の委託金を充当させていただいております。この渡島・檜山地方税滞納整理機構加入の負担金でございますが、これは均等割、あるいは処理件数割、そして徴収実績割という三つの項目で負担金が積算されております。

続きまして継続でございますが、納税貯蓄組合運営事務費交付金でございます。予算額 228 万 8,000 円、これも道の委託金を充当させていただいております。これは、せたな町内の納税貯蓄組合の運営助成でございます。町内には 122 の組合がございまして、それらへの助成でございます。

税務関係は以上でございます。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 次に 3 項戸籍住民基本台帳費でございます。予算書では 47 ページでございます。新規でございます。戸籍総合システムの機器更新業務であります。予算額は 1,404 万円、全額一般財源でございます。これは平成 22 年 9 月から使用しております戸籍総合システムの法定耐用年数が、本年 8 月末で 5 年を経過することからシステムの安定的な運用を図るため、機器の更新を行うものでございます。

以上で 2 款総務費の説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりましたけれども、開会から約 1 時間が経ちましたので、11 時 10 分まで休憩したいと思います。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（小平 久君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

2 款総務費の質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 説明資料の 3 ページ、上から 2 番目です。活動推進事業の防災活動についてですけども、結構な予算は組んでもらってますけども、各町内会と言ったら御幣ありますけれども、例えば、我々の町内会であれば、なかなかその資料作りが大変だと。要するに結成したり、結成して活動するためになかなか住民の理解も得られないのと、なかなか住民その

ものがこれについては、今現在 2、3 年前からいろいろやってますけども、なかなかその難しい問題があるんだということで、もう少し内容の簡素化だとか、そういうことで、こう結成をしやすいような方策であればこれも可能かと思ってますけども、その辺どうなんですか。もう少し簡素化して結成のしやすいことを、まちでもちょっと考えてもらいたいと思うし、また北檜山区では多分豊岡かどこかが結成したやには聞いてますけども、結成しても結局、それに携わる人がきちっとなんて言うんですか、誰が何を担当するとか、そういうことについてはなかなか難しいんだという話もあるので、その辺、結成の条件としての緩和といったらおかしいですけども、その辺は、どう考えているかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 水野係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） ただ今の質問につきまして、担当としては結成に当たって従来からご相談いただければ、担当として出来る限りのことのご協力は従来からさせてもらってますので、そういった動きがあるようであれば事前に相談していただければと考えております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことで前から防災訓練もやったとき、そのあとの検証その辺も踏まえて、前に私も 1 回質問したことあるんですけども、いろんな課題出てましたよね。その辺の課題を、じゃあまちがどう捉えて、今住民からそういう相談があればということだったんですけども、その相談をするにしても、その結果を踏まえていろんな問題点とか、まちには、それぞれの防災訓練したときには、きちんと文書で出していると思うんです。その辺の内容と今後のその内容について今後じゃこれを生かすためには、どうするかということお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 水野係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） ただ今の質問につきましては、今までの経過でいきますと町内会連合会を通じて、自主防災組織の育成という形で常々周知等を図っておるのが実態でありまして、実際には町内会から依頼を受けて担当としても協力した中で形成したという組織もありまして、その辺でご理解いただければと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私言っているのは、前の防災訓練やった時に、まちの担当者も来て防災訓練終わったあとに、町内会の人も集まってもらっていろいろお話した経緯がございます。その経緯の中に問題点等々いろいろ出してますので、その辺は、まちとしては全然中の協議はしてないということで理解してよろしいんですか。

○委員長（小平 久君） 総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 先ほど来、細川委員からご質問何度かありましたが、まず最初の質問の中で、水野から答弁申し上げましたけども、自主防災組織をそもそも立ち上げるに当たりまして、まちといたしましては、各町内会からご相談があれば、それは積極的にこういうふうに書類の作成、提出書類このようなものがありますよというのは、ご教示するというか、お知

らせすることは全然問題なくやるわけでございまして、それ以前にまず結成するにあたって手続きが難しいんじゃないですかというようなご質問だったと思います。最初は、それにつきましては、まちといたしましては、要綱ですとか、あと予算書ですとか、そのようなものを整備していただければ、いいようになってますので特段難しい内容にはなっていないと認識しております。その上で各町内会から防災組織を結成したいので、その際には少しまちとしても教えてもらえないかということであれば幾らでもで教えることはやぶさかではございませんので。

それと防災訓につきまして、昨年度実施いたしました検証につきましては、こちらとしても検証いたしまして、それを今後生かすということで各町内会にも、その旨お知らせして、それを今後に生かしていただきたいと考えております。それともう一つ、先ほど係長の答弁では、各町内会の連合会に対しまして、防災組織の結成につきましてご依頼をしているという答弁を申し上げたところでございますが、補足といたしましてそれに加えて、各町内会長充てに防災組織の結成についての、まちの制度はこうでありますよという通知文を毎年春に差し上げているところでございます。その結果、あまり現実には結成されている町内会が多くないわけでございまして、本年につきましては、各町内会のご事情もあるんでしょうけども、町内会長宛にダイレクトで通知するのに加えて、事務局がそれぞれていっしやいますので、そちらにも送った方がより効果的なのではないかと考えておりまして、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 課長の答弁なんですけれども、そういう中で結成するのが難しいという中には、組織を作るときに、結局、誰がどうして、どう守っていくとか一連の問題もあるんですよ。そういう中で要するに、まちで作っているペーパーですよ。ペーパーであればそのとおり書けばいいんだけど、実質そのペーパーに携わる人をどうはめるかとか。そういう部分でなかなか今だかつて理解を得られないという状況です。それと、先ほど言ってた防災訓練の結果を踏まえて検証して、それも去年の話ですから、まだ全然そういう話が、私も前に質問しているんですけれども、そういうこともまだ町内会には一切きていないし、それと、先ほど言った会長並びに事務局といいまして、会長に来れば事務局に全部伝わるようになってますので、別にそこまで出さなくても会長宛で十分話は通じますから、やはり去年やった結果についてきちんと検証したもので、例えば元町であればこれこれこういう問題がありますねということもきちっとその場で申し上げてますので、できるだけ早くそれを検討してくれませんかという話もしてますので、それが全くまだ来ていないし、だからそういう状況の中で予算でございまして、立ち上げたとしてもマックス 5 万くらいしかないし 5 万くらいの金額であれば、敢えてそういうもの作らなくともいいやと、面倒くさくてそういうくらいのお金だったらいらんよという話も実はあるんですよ。で今私質問したんですけれども、その辺ちょっと詳しく教えてください。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。細川委員が今おっしゃられました防災訓練のまず結果の検証、それと各町内会にそれをどう返しましたかということですが、昨年の12月だと記憶しておりますが、各町内会の会長に集まっていたきまして、その検証結果を会議の中でご報告申し上げて、それは通知といいますか、そういう会議を設けて今後に生かすという対応はしてございます。それと最初の話に戻りますが、その形成する防災組織の結成に当たりまして、町内会の意識として書類が非常に面倒くさいんだと、作るの、作成が非常に面倒な部分があるんだとおっしゃられるのであれば、その点につきましては、まちの担当に言っていただければ幾らでもこちらから出向いてご説明をさせていただきたいと思っております。それで積極的にこちら働きかけをしなければならないなと考えておりますので、新年度につきましては、その辺十分各町内会と連絡をとって、こちらのほうから出向いてでも何とかお願いしたいという姿勢はこちらも示していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。ただ我々も町内会、例えば召集をかけて集まってくれて言っても、せいぜい10人か10、2、3人しか集まらないんです。そういう状況なものですから、できればやっぱり、なんていうか防災というのは、自分の身は自分で守れというのは当然なんですけども、ただ身体の不自由な人だとかそういう人もいますので、なかなか去年の訓練のときもそうだったんですけども、訓練に参加できないと。そういうような形で、変な話リヤカーでやったとか、そういう話もありますので、地域によっては、やっぱり地震と例えば、ここは津波というわけにはいかないんですけども、たまたま川の氾濫したときどうすんだと。でその場所によってはやはりそういう地震と合わせた中の、東日本もそうなんだけど、そういったときにどうしたらいいものかとか、いろんな話も出てましたので、ぜひまちも主導権持って防災意識の啓発なり、啓蒙なりしてもらって早くこういう組織が作ってもらえるようなこともしてもらいたいと思うのでその辺よろしくをお願いします。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今の細川委員のご意見参考にさせていただきまして、常々町長が申し上げておりますとおり、災害発生時には自分の命は自分で守ることが基本ではございますが、今細川委員おっしゃられたように、ご自分で自力で避難できない方もこれはいらっしゃるのも事実でございます。そういう方につきましては、要援護者の台帳登録ですとか、そういう制度を担当課でも数年前から進めておりますし、その辺をより充実させながら今後の対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） ただ今の関連になるかと思いますが、総務課長、町内会組織が組織として作成、組織としてできない地域もありますので、そこに合わせたの対応、もう一度確認させていただきます。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えします。町内会が現に無いというそういう地域もあるのは承知しております。そういう地域におきましては、そこに現に住んでおられる方がいらっしゃるわけですから、その方と協議をしてその地域でどのような形で、そういう防災対策を講じるのか、そこにまちとしてどのような形で、ご協力、ご支援をできるのかと。その辺を十分に検討いたしまして、こちらからも働きかけはもちろんしますけども、地域の方からもそのような状況であれば、いつでもまちに言っていただきたいとこのように思いますし、議員の皆さんにおかれましても、そういう話を耳にしたとすれば担当にそのお話を一言連絡していただければ、こちらの対応の仕方もありますので、その辺につきましてもよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） いざといったときに、すぐ動けないとか避難できない状況の方がいらっしゃるの、そこも把握しながら今後対応していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） はい、そのようにさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 説明資料の２ページ、街路灯の維持管理事業についてお伺いいたします。今現在、小倉山町内会のようにＬＥＤをもう既に町内会として、補助をもらって全部ＬＥＤにしたという事例もありますが、今せたな町、私たち住んでいるせたな町において、このＬＥＤ変えていくことを考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 濱登主幹。

○町民児童課主幹（濱登幸恵君） 街路灯についてのご質問にお答えいたします。現在全町内には約 1,850 灯の街路灯がございます。その街路灯所有ですとか、維持管理については町内会ですとか街路灯組合に管理を行なっていただいております。今後のＬＥＤ化含めて維持管理の方法を今後考えていかなければならないと思っております。今、管理していただいているのは、町内会ですとか、今お話したように街路灯組合などでございますので、各管理団体の意向を確認しながら町としても協議して進めてまいりたいと考えております。ＬＥＤ化含めての管理につきましても、町内会連絡協議会ですとか各町内会とお話を進めていかなければならないので、今協議を始めているところでございますので、今後具体的に進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） よくわかりました。ＬＥＤ化にすることによって４月からまた電気料が上がるという、再値上げというお話を聞いておりますので、そういう意味では、やはりＬＥＤ化にすると少しでも電気料が安くなるという思いが私たちはあります。そういう意味では町

内会また街路灯組合等においても、このＬＥＤ化にすることが求められてくるのかと思いますので、その協議会を含めて早くに、せたな町全体にＬＥＤ化になればいいと思いますので、その辺の協議を早目に進めていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） 答弁はよろしいですね。

○委員（澤田光子君） いいです。

○委員長（小平 久君） ほかに。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今回の澤田委員の発言に対しての関連でお伺いしたいんですけども、澤田委員ちょっと申されましたけれども、この４月からも電気料金の値上げがさらに予定されてるということなんです。今回の文書によりますと、再値上げの分については１００％まちで見るということでございます。今回の予算中では、今までの経過分ということなんですけども、４月以降のその分についても、やはり１００％、値上げ分についてはそれは踏襲するという考えでいいんですか。その確認だけお願いします。

○委員長（小平 久君） 濱登主幹。

○町民児童課主幹（濱登幸恵君） 電気料の補助につきましては、従来の町からの７５％分、それから管理していただいている団体からは２５％という要綱で定めがあります。去年の１１月からの値上げの際に１０月に請求のあった月を基準月と定めております。１０月分というのは９月から１０月にかけての電気料の料金でして、１１月の請求のあった分から値上げ分が請求から反映されております。ですので、あくまでも１０月分の請求を基準としたそこから値上がりに係っての値上げ分というのは１００％町で見るとしてしておりますので、今後の値上がりについても、あくまでもその基準の月から値上がり分といたしまして１００％補助するという考えでおります。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 今のもう一つ関連です。前年対比で多分差額を計算して、補てんするということになるんだろうと思うんですけども、そうしますと、新年度２７年４月からもずっと前年対比のその内訳を各町内会に求めるということになるんですが、そういう作業をずっと続けて来年のその基準月までは事業として行う。それとも恒久的にそういうふうにするということなんですか。その辺どの辺まで整理してこの事業を進めようと考えているのか、予算の措置は、どの辺までを念頭に入れてこの算額しているのか、その辺ちょっとお聞きします。

○委員長（小平 久君） 濱登主幹。

○町民児童課主幹（濱登幸恵君） 私の説明が悪かったんですけども、基準としている１０月分の電気料を基準月としますというのは、去年の１０月分の請求分の、その１０月に請求があった分を基準月として、そこから出ている分については、その差額については１００％町でみております。ですので、その要綱に定まっているものを基本に、私どもも補助をいたしますので、今後の値上がりをしたとしても、去年の１０月を基準、その金額から出た分というのは、今後

も 100%町で見るということで進めてまいります。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 毎月の差額ではなくて、10月か11月のその基準月の額を標準額として、そして今発生している金額との差額を計算してやるということですか。それともその1回の査定の分を固定して、あとは月数をかけてその差額を出して捻出してるということですか。どっちなんでしょうね。

○委員長（小平 久君） 濱登主幹。

○町民児童課主幹（濱登幸恵君） その基準月という月から毎月支払っている、その月ごとの出た部分、そこからの値上がり分というものを毎月計算させていただいて、補助することとしております。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明資料の町有施設の解体事業、1ページ目です。ここに大成診療所の解体の予算も計上されています。ここは先般大成診療所おかげさまで診療所自体オープンをしました。しかしこの旧診療所の解体というものも含めて、初めてその全体が完了すると捉えております。そこで救急の入り口等の関連もあって、やはり速やかに早くなるべくやっていたきたいと思うわけですが、この予算措置、工程、日程等についてはどういうふうな構えでいるのか、概要がもしありましたらお示しをいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 金澤管財係長。

○管財係長（金澤喜嗣君） ただ今の質問にお答えします。なるべく早くと思っております、4月発注を予定しております。工期は実質2カ月くらいと考えております。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） そうしますと6月、7月くらいには大体整理が付くのかと想像するわけですが、実際、解体工事入ってみて姿が見えてきて、新たな問題点あるいは対処しなければならぬ事案が発生した場合は、やはりその辺をしっかりと見極めながら対処していただきたいと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○委員長（小平 久君） 金澤管財係長。

○管財係長（金澤喜嗣君） 都度使いやすいような形にしていきたいと思います。

○委員（大野一男君） よろしくをお願いします。

○委員長（小平 久君） ほかに。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 街路灯のことでお聞きしたいんですけれども、2ページの1番上です。前にもお話出たように、市街地の街路灯ありますよね。あれが例えば街路灯組合がもう解散した状況になってます。そういう中で多分、商工会でやってるんだろうけれども、基金もほとんどなくなっている状況で、そうなるともう6町、市街地の町内会の会合にしても、まだ全

然決まってませんので、まちに 1 回 6 町内でお話にいったことはご存じかと思しますので、ただ今現在そういう状況なので、途中で多分電気料の支払いが滞る可能性も十分にありますので、その辺、まちとして町内会とお話するのか、街路灯組合の別な組合の団体で今までやってはきてたんだけど、それが現在も組合というものは、結成がされていないということで、今進んでいるんですけども、その辺まちで電気料の扱いは今後どうするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 濱登主幹。

○町民児童課主幹（濱登幸恵君） ただ今のご質問ですけども、国道沿いの街路灯につきましては、私どもも市街地町内会と協議中であると伺っております。国道沿いの街路灯につきましては、設置したのは町でして、組合で電気料を支払っていただいているというのが国道沿いの街路灯組合の状況です。設置は町でしておりますので、修繕に関しては町で支払わせていただいておりますが、電気料については今お話あったように、組合が他の管理団体と同じように 25%支払っていただいて、町で 75%分を補助させていただいております。組合と北檜山市街地町内会で今協議中であるというお話を私ども聞いておりますので、まずは町内会との協議の結果を私どもも今このようになってますでしょうかというお話を今町内会としておりますので、町のほうでというお話ではなくて、まずは街路灯組合と市街地町内会の協議というふうに私ども考えております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今街路灯組合と町内会という話です。街路灯組合はもうないです。もう組織がなくなっちゃったというか、結局古い話なんだけど、国道の整備したときに開発で街路灯を設置してくれたというのがまず最初のスタートで、その後その当時が商店街が、店をやってる人がたくさんいたので、そういう人方が街路灯組合を作って町内会には全く関係なかったんです。その沿線沿いの人方が入ってやってたもんだから、それがもう今ではほとんど会員がいなかったら語弊ありますけど、ほとんど会員がいなかった状況なので、それで市街地の町内会には一応その旨伝えて協議してくれという話がにはなっているんですけども、なかなかその話が伝わらないというか、要するに一般の人方は自分方は、その沿線に住んでいないもんだから何で沿線の分も払うのという話から今いろいろ揉めてはいるみたいなんですけども、そうなってくると、要するにそうは言ってもやはりメイン通りですから、国道ですから、それが街路灯含めて、国道添いの人方がその電気料の 25%の負担ができるかどうかということになると両方を今現在両方を払っている状況なんです。だから、なんていうかな解散したものですから、解散してからは払ってないんですけども、全部のその地域、地域の街路灯の使用料も電気の使用料として払っていたし、それと併せて国道沿いにも別に払っていたというのは、現状なんです。で今現在こういう状況なものですから、まちはそのメイン通りの国道をどうするのかという話で、僕らも街路灯の組合の一員だったんですけども、もう会員もいなくなったので、じゃあ極端な話、電気を間引きして一つ、二つ点けないでやろうかという話も今現在出ているみたいなんだけど、何とかまちでも、その辺町内会と早目に折衝してもらって、僕も言って

ますけど、なかなか話出てから 2 年経つんです。それでも全然進展しないもんだから、このま
まいけば多分今年の途中あたりでは電気料の支払いが困難になると。で修理も結局はまちで出
しますよと言っても、電気の部分だとかそういう部分は出るんですけども、そのほかの部分
は、街路灯組合から多分出している話で、もう底をついている状況ですから、まちで何とか介入し
てもらって早期に決着してもらって、この電気料の予算の範囲に済むようなことをしていただ
ければと思います。

○委員長（小平 久君） 町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 私からお答えいたします。その話は昨年からも聞いておりま
したし、ただ解散したかというか、それは、片方は確かに商工協同組合のほうは解散したとい
う形で北檜山市街地の 6 町内会のほうに話をしている形で、それがちょっとうまく行っていない
というか、最初はそういうお願いしようという形で進んでるということでの話ですよ。そし
てまた今だにそれが移管されないというか、それがスムーズに行かないという話は聞いており
ました。ただ、それで昨年も 3 月の末だと思いますけども、市街地の 6 町内会の会長が見えら
れました。それでまちにどうなんだろうと。まるまる、まちで持っていていただけないかというよ
うな話も相談実はありません。それで、ただ、その時にも申し上げましたけども、同じような、
もし北檜山だけではないんです。これはもちろん瀬棚区のほうにも当然同じようなのあります
し、それはそれなりにやっていたという経緯もあります。ですから、その時のご返事
としましては、北檜山区だけ特例的には扱うのはやはり難しいだろうということでお答えもし
た経緯がございます。その話の中で、その後でまた現状で、前々からのその商工協同組合の、
維持管理組合の蓄えてというのが 2 年間ぐらいの電気料を支払うだけの蓄えはありますとい
うような形でやっている。その中で市街地町内会と協議をしてスムーズに移管できればなとい
う話で、今だに私どもとしては、今その話がかかなり大詰めに進んでいるような話も聞いており
ました実際に。ですから、これは市街地の町内会の代表の方ですね。進んでいるって話も聞いて
おりましたので、ですからその辺はうまくいくのかと思っておりました。先ほど主幹からも言
いましたけども、修理に関しては 100%まちが設置しましたので持ちますので、ですからその
辺の維持管理費は掛からないと思うんです。ただ問題は電気料という形だけなんです。です
からその辺のところ当然、全部がまちという電気料まで、まちということにはちょっとそれは難
しいのかと思います。これは全地域のことを考えて、受益者の負担も当然なにかしら必要だ
ということですので、ですからその辺の市街地との商工協同組合の話合いですよ。です
からその辺がまだスカッとしてないということですので、そちらの方をまずはっきりした中
でお願いしたいというのが一つです。それとまた、先ほど LED 化の関係もありますので、将
来には、やっぱり LED 化も進めて当然市街地のほうもやっていきますのでという考え方
であります。ですからその時になると当然維持管理費というか、こういうのは、かなり 1 回やり
ますと掛からなくなりますので、ですから今のところ何とか市街地のところにうまく移管が
できればまちでは、お願いしたいということでは思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました多分そうだろうなと思ってますけども、ただ、電気料が昔の電気なものですから電気料の負担額が結構大きいんです。それがやっぱり問題になってると思いますので、普通であれば、例えば皆さんが毎月 100 円程度治れば十分間に合うんですけども、それを今電気をそのまま使用していくと、その 100 円がさらに 100 円とかって上乗せになるような今、現状になろうかと思しますので、今後まちもやっぱりそういった意味で LED 化ですか。その辺も併せて国のお金も使えるのであれば、やはり早目にやってもらえれば町民の負担もそれだけ減りますので、その辺をひとつお願いしておきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 予算書の 39 ページでございます。財産管理についてちょっとお伺いします。39 頁の右の報償費、国有地購入謝礼 3 万 1,000 円とあるんですが、この中身についてこの文書の答え方が、私理解できなかったのこれは購入したという費用なのか、またタダでいただいたからお礼なのかという確認をしたいんですけれども。

○委員長（小平 久君） 金澤管財係長。

○係長（金澤喜嗣君） ただ今の質問にお答えします。まず、この国有地購入でありますけども、民間風力の送電線敷地として国から 12 筆購入するものでございます。その国有地を購入するに当たりまして、この国有地隣接者より同意書と印鑑証明書をもらうということでありましたので、印鑑証明とるにあたりまして交通費と印鑑証明書代と掛りますので、この分を謝礼といたしまして今考えてるのは、せたな町の特産品 3,000 円程度ですけども、対象者 9 名に送付するものでございます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今説明あったようにそれに掛った、あくまでもお礼で 3 万 1,000 円を使ったという解釈でいいんですね。わかりました。そのほかに関連して同じようにあるんですが、あと二つあるんでお願いいたします。

次に同じ謝礼ですけども、44 ページです。諸費の中にその報償費に 8 報償費、訴訟費等弁護士謝礼とあるんですが、この謝礼についての 30 万予算計上してございますけども、この中身について、これも同じような謝礼というか解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（小平 久君） 阪井主幹。

○総務課主幹（阪井世紀君） 今のご質問にお答えいたします。これは毎年まちと契約させていただいてます顧問弁護士の方の謝礼となっております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） わかりました。じゃこれは確認になりますけれども、謝礼でありますから別に弁護士料や訴訟に掛かった費用ではないという、俗によく新聞等で書いてあるけども顧問料とかというふうな形の謝礼でいいのでしょうか。確認です。

○委員長（小平 久君） 阪井主幹。

○総務課主幹（阪井世紀君） その都度、契約するのではなくて、年間を通していろいろな質問とか、相談に乗っていただくための費用と考えていただければよろしいかと思います。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） この件についてはよくわかりました。

最後にもう 1 点お伺いしたいと思います。同じ 44 ページで、題目は合併 10 周年記念事業なんですが、その中で 19 区分の中で、町民提案事業補助金 383 万 1,000 円とございます。この内容を説明出来る範囲で結構ですけども、どのような形でどのように進めていくのかということをお教えいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） お答えします。本年度 10 月末までに町民の方々から提案をいただきました。募集をさせていただきました。提案をいただきました。それについて事業としては 4 事業、せたなライド 2015 というサイクリングツアーです。それから大成区で開催されるますオバーズコレクションという形で、大成区の女性の方々がファッションショーを開きたいということの事業。それから道南そば祭りという形で、町内の愛好会によるそばまつりを開催したいと。それから海フィール 2015 という形で今まで海フィール開催されておりましたけれども、それをリニューアルした形で開催するという事業をいただきまして合併 10 周年の推進会議にて承認を得まして、この事業をやってくださいと、やってよろしいですよということでもいただきまして、それぞれに対する補助金、これを 383 万円ほど計上してございます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 内容についてはわかりました。もしわかっているんであれば参考までに、この 4 事業についての相応の金額ですか、予算額といいますか、言えたらお願いします。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） せたなライド、サイクリングですけども、こちらの事業の予算額は 200 万円ほどなんですが、補助金としましては 147 万 1,000 円、それから、せたな町のオバーズコレクション、こちらは補助額としては 31 万円、それから道南そば祭りですが、こちらは 73 万円。それから、せたな海フィールですが、こちらは補助額で 132 万円と現在考えているところです。ちょっと精査した後にはちょっと数字ずれているかもしれないので今の言った数字が若干違っているかもしれませんが、ちょっとお許し下さい。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） ただ今の説明で関連ですが、当初 4 事業で追加募集もするというところで説明を受けましたが、それにあわせて継続事業なので、備品購入も事業費として見てくださいということで要望させていただきましたが、そのあと検討した結果等、その後の追加募集に関して何かありましたらお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 補助要綱については変更しようございません。ですので、備品についてはオッケーです。新規事業で継続的に開催が認められれば、物であれば備品というものも購入に当たって、購入する場合は構いませんとしてございます。それから 2 月の 27 日までだったと思いますが、追加募集をさせていただきました。ご相談は 2 件ほどございましたが、ちょっと相談した内容と、相談した中ではちょっとを継続性にちょっと疑問があるという形で、最終的な提案までには至ってございません

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 各区ですでにイベントが継続的に今までも行われてきましたが、そこに合わせて、まちから何か 10 周年に合わせてしてくれないかという働きかけの中で、例えば、大成であればわたがしがしてフェスティバル、それも 10 周年に合わせて今シーズン事業を実施し、その中で先を見込んで備品という話で相談を受けましたけど、そういうことの協議したというか、その結果をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 合併 10 周年絡みでございますけれども、わたがしがして大成ですとか、そういったイベントにつきましては今年度、26 年度補助した額の 1.5 倍、150%増しという形で予算を措置していると伺っております。その中で備品だとかを購入するものにも充当は可能かと考えております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） よしということで理解していいですか。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 備品もよしということでございます。

○委員長（小平 久君） それでは、先ほど弁護士の件についての答弁の中で、訂正がありますので、阪井主幹。

○総務課主幹（阪井世紀君） 先ほどの平澤委員から説明のありました顧問弁護士の報償費については、私は間違っておりまして、予算書の 35 ページの一般管理費で顧問弁護士の報償費を見ております。先ほどの報償費の平澤委員からの質問につきましては、担当今来ておりますので、そちらから説明させますので、よろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） 伊瀬係長。

○住宅係長（伊瀬 亮君） 平澤委員のご質問にお答えします。訴訟と弁護士謝礼についてありますが、これは町営住宅等の関係で、例えば、明け渡し請求ですとか、何か訴訟を起こした場合に弁護士にその謝礼としてお金を支払うという内容となります。通常であれば、弁護士に払うのは委託と想像されるかもしれませんが、弁護士との契約は請負契約ではなくて、委任契約と、成功するか失敗するかわからないということです。委任契約となりますので、従いまして報償費で予算を見てございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 先ほど私が質問内容に合致していると思うのですが、ただその判断の仕方について、今説明あった、前段にあった顧問という形の謝礼については理解できるし、また先ほどの送電線の関係も理解できたんですが、この普通自分たちの頭の中にあるのは、弁護士費用をっていうような費用負担という形がやっぱり理解しやすいんです。それが成功報酬、それから成功する、しない形の中でこの謝礼というようなタイトルで書くというのは、何かいろいろと、なかなか素直に受け入れがたいものがあるなという感じがする。だからそういうのがあった場合に、このような形ですけども、これからいろんな意味で弁護士に頼んで、訴訟関係一部、いつどういうふうに発生するかしれませんが、掛かった費用はあくまでもすべて謝礼という形で町の予算の支出の中では処理されるという感覚それでよろしいんですか。ちょっと確認します。

○委員長（小平 久君） それでは昼食の時間になりましたので、この答弁は答弁調整も含めて午後からということにしたいと思いますけども、よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○委員長（小平 久君） それでは総務費の途中でございますけれども、昼食のため午後 1 時再開いたします。

休憩 午後 1 2 時 0 2 分

再会 午後 1 3 時 0 0 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

弁護士されについての答弁を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 予算書の 44 ページの弁護士の謝礼でございましたけども、一応節の仕切りでございますけども、弁護士料は勝ち負けがございますして、成果を求められないということから報償費での処理ということで仕切っております。それとまた司法書士や行政書士などは文書の作成などということで成果が求められますので、出すことができますのでそれにつきましては、委託料で処理させていただいてということでございます。ですから今後の弁護士に係る訴訟の費用とか、その部分についても、当然、報償費の対応ということでご理解願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の説明でわかったわけでございますけども、その中の報償費はいいんですけれども、確認ですけども、あくまでも謝礼という項目で対処するということでもいいですか。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） わかりました。委員長別な質問でもよろしいですか。

○委員長（小平 久君） はい。総務費ですね。

○委員（平澤 等君） もちろんです。

実はこの中で、ひとつお聞きしたいんですが、この小さな冊子の3ページの中の一番上段でございます。定住化促進住宅奨励金予算額1,000万、この中の内容の中に①新築、町内、②新築町内以外と、そこから購入費で20万、先ほど説明ありました。この中で私思ったんですが、実は先般の一般質問等においても空き家対策について、いろいろな論議がなされたところでございますけども、この所有者、入る入らないというふうな形の立派なお家が町内とか、またあっちこっちに散見されてるんですが、これは空き家対策の面も含めた中でいけば購入費に20万円の補助をするということなので、これは拡大解釈になるかもしれませんが、各々個人的な住宅を持っている方々が、親子で住んでいる場合には、例えば子供がそっちに住むとか、親が住むとかとなった場合、これは空き家対策を含めた中で一石二鳥のいい方法だという感覚だったんです。ところが、先ほどの説明では20万で2戸という説明だったように聞いたんです。違いましたか。総額。聞いたので、2軒分ね。そういうことだったので、これは今の予算の中で、購入ということなので。これを含めて拡大解釈していけば、その方も解消されるということで、もしくは定住化ということで、町外の方が入った場合ではなくて、町内の方もこれに適用されるという判断であれば、これはかなりな意味で今空き家の中でかなり立派な家もたくさんあるので、それも対象になるという判断ができるのか、できないのかということ、これについてちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） せたな町内に住宅を建設するものまたは住宅を購入するものに対して奨励金を交付すると、そして住宅建設、町内業者であれば100万円という形になってますけども、それからまた人口流出などによる空き家対策の一助として、定住化を促進するを目的としてございます。それで自らの居住のために新たに住宅を購入するのであれば、20万円、主に中古住宅になりますけども、購入するということでしていただけるのであれば、空き家対策の一つとして、有効な手段だと考えているところです。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の説明でかなり拡大解釈してよろしいということで私は理解いたしました。であれば、今回の予算の中で、この購入費用で20万であれば、町内各業者またそれぞれの空き家についても、こういう事業があるということを町民に広く知らしめることによって、その部分が解消される。そうすると今予算の段階では、2戸しか見てないということでございますけども、この分については、今後の町内皆さん方の対応については、発展的に空き家も解消されるということでございますので、この辺含めて対応それから広報していただければ、かなりな効果があるのではないかと思いますので、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。答弁あればお願いします。

○委員長（小平 久君） 総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それではお答えいたします。ただ今の平澤委員のご意見んといいますか、その 20 万、いわゆる中古住宅を買う際に、さっき室長から答弁いたしましたとおり、端的に言いますと町外の方でも本町に住まいするという条件で、まあ本町にある建物を中古物件を買うというのは、これはこの制度には合致しているものでございまして、ただし、先ほど室長からはありませんでしたけども、中古住宅を購入してから 5 年間はせたな町にその方が住まいすると、その家住まいすると。そういうような条件は付してあるわけでございまして、そういったことからいたしますと、せたな町に町外の方がどんどん来ていただいて、住まいしていただく、人口減少の大きな歯止めのひとつにもなるということでございます。それともう一つ、先ほど中古住宅、私の説明が不足だったのかもしれませんが、件数を申し上げました。①の町内業者による新築であれば 9 軒です。それから②の町外当該業者による建築ですと 2 軒です。それから購入については 2 軒ですとこのように申し上げましたが、これにつきましては、あくまでも予算でございまして、根拠は 26 年の実績を踏まえて予算組みしたものでございまして、これを上回るような件数が出た場合には、議会に補正予算を上程させていただきまして、予算組みさせていただきたいとこのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） しつこくてもうしわけないです。もう 1 回、間違いないことで確認してもらいます。今課長の説明では町外からの方っていう説明ありましたが、これは町内でもいいというそういう解釈で、町内、例えば、せたな町に住んでいらっしゃる方がせたな町のもの、例えば、大成区にいる方が北檜山の中古住宅を買うことに対しても、それに対しても適応になるんだよっていう、そういう含み、それはいいですね。あの町外からというわけではないですね。そこの設定を確認いたします。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 大変説明が不足で申し訳ございません。もちろん町内の方が対象にならないわけがありませんので、委員のおっしゃるとおり町内の方も対象でありますし、そしてまた町外からせたな町内にある中古住宅を求めて移住される方も対象になるということでございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の関連ですけども、先ほど町外からは 5 年という話ですけども、町内の場合も、その 5 年の縛りはあるんですか。それともう一点、例えば、親子で現在進んでると、子供にその部分を買って、子供なり、また親の親ということも考えられるんだけど、そういう場合も対象になるのかどうか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。先ほどの 5 年、その住宅に住まいしなければ

ならないというのは条件つきと申し上げましたが、これにつきましては新築でありまして、それから中古住宅を購入した場合でありまして、5 年は住まいしていただかなければならないという条件でございます。町内であろうと町外であろうとでございます。

親子間でのそういう物件の購入につきましては、それも要綱に沿った形であれば対象になるかと思っております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） もう 1 回確認します。例えば親子で住んでいて親が買って、ようするに子供に住ませるということも含めて聞いているんですけども、その辺はどうなんですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） ただ今のご質問の例でよりますと今回の対象にはならないということでございます、すなわち、親御さんが中古住宅を買って、息子さんがお住まいになるというのは、今回のこの対象にはならないということでございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 親が買って子供に与えるというのは、それには当たらないということですね。これも逆もあるということですよ。だけど住ませるということには、変わりはないと思うんですけども、それでもますいということで、理解してよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。要綱にあるわけですが、この説明の欄にもございまして、自己が居住するとなっております、住宅を建てる方、もしくは住宅を購入する方自らが住まいしなければならないということでございます。

○委員（細川伸男君） わかりました。

○委員長（小平 久君） ほかに。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 予算書の 35 ページで、先ほどのちょっと関連もあるかもしれませんが、ふるさと納税報償費 10 万と出ているんですが、今現在せたな町においてはふるさと納税に対しての町長の前回の答弁で、ふるさと納税を納税された方に対して、粗品を送るという部分はやらないという話をされました。けどここにふるさと納税報償費 10 万と出ているのは、どういう経緯なのか教えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 阪井主幹。

○総務課主幹（阪井世紀君） 澤田委員の質問にお答えしたいと思います。27 年度からふるさと納税に対しまして、特産品のほうを送るということで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） わかりました。ふるさと納税をどんどんしていただいて、知内のように億の単位でしていただけるように、周知しなければならないという部分で役場職員、私たちも全力で取りかかっていかなければならない部分だと思います。ありがとうございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 資料の 1 ページです。行政情報ネットワーク更改業務、新規事業という扱いなのでちょっとお聞きしますが、合併当時、それぞれの 3 区のいろいろなシステムを活用しながら今日きてるわけですが、10 年経って更新時期に来たので、突合しながら一つの集約を図ると想像するんですけど、これ更新プラス、いわゆる新規の改修事業だと捉えるんですが、1,300 万ほどの予算計上してますけども、今までやってきた業務に係る経費と、1,300 万で新しくスタートする部分で、どのくらい経費の削減といいますか、効果があるかというものについてもし何か説明するものがあればお聞きしたいです。

○委員長（小平 久君） 水野情報管理係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） ただ今の質問に関してですが、今回計上させてもらってますネットワークの更改業務の内容につきましては、合併時に整備ホームページとグループウェアのシステムが合併当初から継続して使っていたものの、新たに更新するもの内容となっておりますので、従前、年次計画を立てて整備してきた部分に関しては、ハード機器の部分に関して更新してきた内容となっております、今回更新するものに関してはソフトの更新となっていることをご理解をお願いします。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） ハードについてはいわゆるクラウド化等々でいわゆるまちの絶対経費の中で占める割合が高くなっている現状で、やはり年次ごとに少しずつ簡素化あるいは効率化を図って経費の削減を図っていただきたいというのは以前も話した経緯がありますし、担当もその方向でいろいろ苦労されているのはわかるんですけども、これはソフト面での更新だということで、新規という扱いがとちょっとあるものですから、そうであればの継続ではないのかなという気がするんですが、この辺についての解釈の仕方についてもう一度説明いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 水野係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） 新規と継続の部分に関して言いますと、新たにシステムの更新をするということで、新規として計上させてもらってます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 例えば何もしないで走ると、この部分に係る経費はどのくらいだったんですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただ今の質問の答えになるかどうかはちょっと諮りませんが、あくまでも今回新規と表示させていただいてるのは、さっき係長の答弁にありましたとおり、ソフト面の入れ替えというようなことをございまして、17 年度に入れたものが、古くなったと、それで更新の時期に来てるということで、その部分を変えるということをございまして、ハードを入れ替えるとかというのは、これまた別なものでございまして、で

すからそれによってさっき 1 回目の委員のご質問にありました、経費が削減されるとか、浮くとかという話でもこれまたないところのほうでは認識しているところでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 経費というのは、削減ばかりでなくて、プラスも相互経費ですからね課長。今回措置と 1,300 万新たに経費が増えたという解釈でよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 今回の 1,300 万につきましては、今回、新たに経費が発生したということでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） しつこくて申し訳ございません。ではこのことを 26 年まで維持するのにどのくらいかかっていたんですか。ゼロですか。ソフト面で。

○委員長（小平 久君） 水野係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） 今回計上したその更新に係るホームページとグループウェアの維持管理につきましては、毎年計上させてもらっている行政ネットワーク保守管理業務の中に含まれているものとなっております。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） ちょっとさかのぼって申しわけないですけども、26 年はどのくらい計上したことになるんですか。この部分の予算的なものは。

○委員長（小平 久君） 水野係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） 行政ネットワーク保守管理業務に関しましては、平成 27 年度では全体で 1,352 万 9,000 円の内容となっております。そのうち、グループウェアの保守業務に関しては約 60 万、それとホームページの保守に関しては約 20 万の予算内容となっております。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

大野委員。

○委員（大野一男君） 26 年度の予算では行政情報ネットワーク保守管理業務、これを同じ項目だとすれば、1,352 万 1,000 円計上されてます。ことしはこの 1,300 だということになれば、計算上では約 52 万ほど増額になったとなるんですけど、新規ということですから、どこの部分が新規で、その予算を付けて、そしてソフトを改修するのにどれだけ経費が減ったのか増えたのかということを聞きたいんです。そしたら、今 20 と 60 で 80 万、前年対比で見ると増額ですよというふうになるのかなという解釈でいいですか。

○委員長（小平 久君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 22 分

再会 午後 1 時 24 分

○委員長（小平 久君） 休憩を解き会議を再開します。

水野係長。

○情報管理係長（水野万寿夫君） 大変失礼しました。今回計上しておりますホームページとグループウェアの更新業務の内容につきましては、現在使っているのホームページとグループウェアのシステムが、老朽化というか現状バージョンが古いため、新しいものに更新する内容となっております。維持管理につきましては、先ほど言った保守業務の中で通年予算計上して、保守対応している内容となっております。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 資料の 2 ページ目の 1 番下です。地域間幹線系統維持費補助金ですが、ことし 702 万ほど計上されてます。昨年の予算書見ますと約 492 万の計上で、200 万ほど増額になってますけども、事業内容等を見ますとそんなに変わっていないのかと思うんですが、この増加の根拠経緯について、ご説明をいただきます。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） お答えします。計上されております金額 700 万円余でございますが、これは昨年度の 10 月末までの全 1 年間に係る金額の精算をして、補助する形になっておりまして、金額としては確定の数字になります。それで燃料の高騰が主なものになっております。それからバスの補修費、こちらも嵩んでいると伺っております。乗車人数等に伴う収益については、若干落ちているということでございますが、ほとんどが燃料費の高騰とバスの修繕といったものが主な増加の理由になってございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 26 年度から始まった事業だと認識してるんですが、間違っていたらごめんなさい。当初 500 万円、その前からありましたっけこの事業は。私の記憶では 26 年が新規始まりだと思うんですけども、500 万ほど見込んだと、いろいろ通年稼働してみても、結果精査したら、このくらい増えるだろうという予測がたったと。それに基づいてことしの年度当初の予算は確定したという理解でよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） これ自体は昭和 50 年代にありました旧国鉄瀬棚線が、それが廃止になりまして、そのあとバス路線として維持しているその幹線の分でございます。ですので、私はいつからかわかりませんが、かなり長い間補助金として計上されてもと思います。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 私にちょっと認識があれば去年からの事業というのは撤回します。そうでなくて、この当初の予算の 700 という根拠が先ほど説明いただいたことを私が解釈して、確認を求めたんですが、そのとおりでよろしいですかということです。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 結構でございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の 2 ページ、予算書では 43 ページです。消防体制再編に関連して質問させていただきますが、これは建物の予算計上をされてると思うんですけど、これに合わせて備品の購入費はどこに予算が出てるかお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。今委員おっしゃったとおりこれは建物の部分ということで、備品の関係につきましては、新年度の補正予算の方で対応をしていきたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 私行政組合にも出させていただいて、せたな消防に関しては、すべて黒三角になって上がってきたんですが、これはこういうような形で措置してるということは、まあ本署なりからも上がってて予算が付かなかったと解釈してるんですが、そこもあわせて本署、瀬棚支署、大成支署、これから上がってきた備品購入に関しては、補正で対応するという事で理解してよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 本署で予算付けになっているものもあろうかと思いますが、それ以外につきましては、まちの対応として予算計上させていただきますということでございます。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これから建物が改修するのが当初からわかった上で、例えば、これで削られているのは、本当に緊急なり、消火活動なりに使われると思われるものが、すべて消えてると、分遣所も含めて本署、支署、事務机なりも必要かと思うんですが、当初予算に上がっていないという理由は、よろしいですか西村課長。その辺の説明をいただけませんか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 繰り返しになるかもしれませんが、消防につきましては、消防経費また別に 9 款でございまして、そちらの負担金のほうに先ほど委員がおっしゃられた予算につきましては含んで計上しているところのように認識しております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 消防費のほうで質問しようかどうかまよったんですが、建物が改修になると。本署は新築だと。それに合わせて間違いなく要求が出てたわけなんですけど、じゃ 9 款のほうに入ってる、消防費に事務机なり、救急や火災なりに必要な要求された備品はそちらで賄ったことで理解していいんですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 概ねそのようになろうかと思いますが、ただし、要求されたものすべてがというわけではございません。すなわち、今使っているものがまだ使用可能であれば、

そちらを使っていたくものも出てきますし、古くなったもの、もしくは今持っていないものにつきましては、新たに購入していきたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 石原議員。

○委員（石原広務君） 火災なり救急なりに使いたいという備品関係、あるいは長年使ってほぼ痛んでいる事務机、それをどういうふうな判断基準の基、予算措置するのか、削るのかその辺のお答えいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それは今総務課 2 款の総務費でお答えする内容ではないかもしれませんが、この際ですからお答えいたします。今のご質問につきましては、予算計上するものにつきましては、予算計上をいたしますし、すなわち必要なものにつきましては予算計上考えておりますし、先ほども申し上げましたとおり、まだ使用に耐えるものであれば、それは引き続き使っていただくと。耐用年数その他もろもろもその基準にはなろうかと思いますが、その辺を総合的に判断いたしまして、消防側とも予算査定の段階で財政課を交えて、この辺の判断は待財政課にゆだねることになろうかと思いますが、十分その辺加味した上で予算計上させていただきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） あとでまた聞かせていただいているんですが、まあ建物が新しくなって引っ越しするわけです。それに合わせて予算要求してるんであって、課長この場で質問するんでなければ、あとでまた聞かせていただきますし、お答えもいただければよろしいと思うんですがね、その判断基準というのは、役場サイドでは私としては、ほとんど出来ないと思うんです。ですから消防からの要求にきちんとお答えいただきたいと。そこをもう一度お答えいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは 2 款の総務費ではありますがお答えいたします。今、委員からおっしゃられたその件を十分踏まえて、判断基準云々の話もあろうかと思いますが、消防サイドのご意見、それからまちとして財源に限りがございますというか、まちの財政にも決して余裕があるわけではないということは、委員も承知の上での発言だと思いますが、その辺を十分踏まえて予算査定に望みたいと思います。

○委員長（小平 久君） 消防の関係のところで聞くという。

○委員（石原広務君） そこで改めてお答えいただけるんだったらいいです。またやりとりさせてもらいます。

○委員長（小平 久君） 消防費の中でやるものと私は思いますけれども。

○委員（石原広務君） それであれば結構です。

○委員長（小平 久君） ほかに。

なければ 2 款総務費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 3 5 分

再会 午後 1 時 3 7 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

次に 3 款民生費の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは説明資料の 4 ページ目からでございます。予算書では 51 ページからとなります。3 款民生費、1 項社会福祉、1 目社会福祉総務費継続であります。福祉バスの運行業務、予算額 318 万 7,000 円、全額一般財源であります。町内の老人福祉団体や社会福祉団体などの地域活動の推進を図るため、運行するものであります。

次に継続であります。ふれあいバス運行業務、予算額 95 万 9,000 円、すべて一般財源であります。瀬棚区におけるふれあいバスの運転業務を委託するものであります。

次に継続であります。社会福祉協議会運営事業補助金 2,628 万 4,000 円、一般財源であります。社会福祉協議会の運営や法人後見実施機関開設に係る経費等に対する補助であります。

次に継続であります。灯油購入費助成費、予算額が 941 万 6,000 円です。すべて一般財源であり平成 26 年度に実施した事業内容と同じであります。冬期間の増嵩経費に対するもので、町内に居住する高齢者等の町民税非課税世帯に対し、冬期間暖房に必要な灯油の一部を助成するものであります。

次に 3 目の老人福祉費、継続であります。敬老祝品、予算額が 49 万 7,000 円、すべて一般財源であります。すべての敬老者が利用できる記念品として名入れタオルを配布するものであります。

次に継続であります。敬老会開催業務 241 万 6,000 円、すべて一般財源であります。町内 3 区 6 会場で開催される敬老会開催経費に対する委託料であります。

次に継続であります。介護保険居宅サービス、通所介護事業補助金 2,586 万 1,000 円、すべて一般財源でございます。デイサービスセンター運営費に対する補助で事業を行なっている北檜山恵福会、大成慈恵会に対するものでございます。

次に継続であります。老人クラブ運営事業補助金 213 万円、道補助金が 84 万 6,000 円、残り一般財源であります。老人クラブの運営費に対する補助で 20 団体 560 人に対するものであります。

次に継続であります。高齢者・身障者入浴料助成費 1,060 万円で、特別会計等からの振替が 300 万円、残りが一般財源であります。福祉施策として町内 3 施設に入浴する高齢者等の減免措置額との差額 1 人当たり 200 円を補てんするものであります。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 続いて 4 目の後期高齢者医療費でございます。予算書は同じく 53 ページでございます。後期高齢者医療療養給付費負担金、予算額は 1 億 5,960 万 3,000

円、これは後期高齢者医療費に係る分を広域連合へ負担するものでございます。被保険者見込数 2,028 人、1 人当たりの給付額は 95 万 6,000 円ほどを見込んでおります。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 次に予算書では 56 ページになります。7 目老人ホーム運営費継続であります。老人ホーム三杉荘の運営事業であります。7,518 万 7,000 円で、すべて措置費等の収入であります。三杉荘の運営に要する経費であり入所者の福祉の増進を図るものであります。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） ついで 5 ページになります。予算書は 58 ページ、9 目の重度心身障害者助成事業費でございます。予算額は 3,538 万 3,000 円、道補助金 1,334 万 1,000 円、その他 400 万円は被用者保険の高額医療費の立替分、一般財源 1,804 万 2,000 円でございます。これは一定の要件に該当する障害者対しての医療費助成で、対象人数は前年と同じく 320 人を見込んでおります。

次に 10 目のひとり親家庭等医療費助成事業費で予算額は 359 万 9,000 円、道補助金が 149 万 9,000 円、その他 10 万円は被用者保険の立替分、一般財源 200 万円でございます。ひとり親家庭の親及び子への医療費の助成で、対象人数は親子合わせて 192 人を見込んでおります。

○委員（石原広務君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 続きまして、11 目でございます。東日本大震災被災支援費、継続でございます。東日本大震災被災者に対する移住支援事業といたしまして、予算額 20 万円でございます。全額一般財源でございます。内容につきましては、東日本大震災被災者に対するせたな町移住支援要綱によりまして、支援対象者となっている被災者に対しまして、被災された居住地への一時帰宅の費用といたしまして、その一部を助成しようとするものでございます。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 次に 12 目老人ホームの改築費、新規であります。瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事基本設計業務 831 万 6,000 円、すべて一般財源でございます。昭和 48 年度建設で築 40 年以上が経過する三杉荘について、改築整備に向け基本設計を実施し建設位置等の検討を行うものであります。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 次に 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございます。予算書は 59 ページでございます。児童手当、予算額 9,450 万円、国、道の負担金 7,924 万 1,000 円、一般財源で 1,525 万 9,000 円、国の基準により予算措置をしたところでございます。支給予定人数は記載のとおりですが、延べ人数で、乳幼児から中学生まで 8,350 人ほどを見込んでございます。

次に、乳幼児等医療費助成事業で予算額 2,126 万 1,000 円、道補助金 351 万 1,000 円、一般財源 1,775 万円、対象人数で未就学児から高校生まで 900 人ほどを見込んでございます。

次いで未熟児養育医療給付事業、予算額 40 万 1,000 円、国、道の負担金 19 万 7,000 円、その他 13 万 9,000 円は本人負担分、一般財源 6 万 5,000 円でございます。過去の対象者実績をもとに 2 名分の予算を計上しております。

次に 2 目の保育所費で、保育所運営費、予算額 9,508 万 6,000 円、国、道の負担金及び補助金が 417 万 9,000 円、その他 1,896 万 7,000 円は利用者の保育料、残り一般財源 7,194 万円でございます。参考までに 27 年度の保育所利用人数は北檜山保育所 88 人、瀬棚保育所 33 人、大成保育園 10 人、若松へき地保育所を 6 人となっております。

次いで 3 目の児童福祉施設費でございます。学童保育所運営費、予算額 848 万 7,000 円、道補助金 148 万円、その他 363 万 7,000 円は利用者の保育料、残り一般財源 337 万円でございます。なお、北檜山学童保育所は前年度まで父母会に運営を委託しておりましたが、27 年度からは瀬棚学童保育所、大成学童保育所と同じく、まちが運営を行うことにいたしました。その関係で、科目内では賃金が増え、委託費が減っております。

次に 4 目子育て支援費、子育て支援センター運営費で予算額 533 万 8,000 円、国の補助金 250 万 6,000 円、一般財源で 283 万 2,000 円でございます。

以上で民生費の説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明資料の 4 ページの社会福祉協議会運営事業補助金ですが、今去年からみると 300 万ほど当初予算減ってますけども、事業のもくろみを見ますと同じ付記なんです。こういったところに減額の要因があるのか聞かしてください。

○委員長（小平 久君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 社会福祉協議会の運営事業補助金につきましては、26 年度正職員の方 2 名が退職されまして、新たに臨時職員の方 2 名とそして新規の正職員として 1 名採用する予定でございますので、正職員 2 名分に対して、臨時職員 2 名と新卒正職員 1 名を増やすことで、その差額が減額となった次第でございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） そうすると事業内容については別段変化はないと。主にその人件費等の精査で減額が生じたという解釈でよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） そのとおりでございます。事業内容につきましては 26 年度 71 万 4,000 円、法人後見事業設置機関ということで、見ていたんですけれども、それができなかったものですから、改めてまた 71 万 4,000 円、27 年度予算に入れてございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

なければ 3 款民生費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 4 9 分

再会 午後 1 時 5 0 分

○委員長（小平 久君） 休憩を解き会議を再開します。

次に 4 款衛生費の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは 6 ページ目であります。予算書では 62 ページからとなります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、継続であります。母子健康診査等業務 545 万 8,000 円、道補助金が 9 万 6,000 円、その他財源といたしまして自己負担金 2,000 円、残り一般財源でございます。母子保健対策として妊婦、乳児、1 歳 6 カ月児、3 歳児の健診と新たに 5 歳児健診を実施するものであります。

次に継続であります。患者輸送バス運行業務 1,316 万 1,000 円、すべて一般財源であります。へき地保健医療対策として通院手段となる患者輸送バスの運行を行うものであります。

次のページにまいりまして、継続であります。道南ドクターヘリ運航経費負担金、242 万 6,000 円、すべて一般財源であります。ことし 2 月から運航開始となりましたと道南ドクターヘリの運航経費に係る自治体負担分であります。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 次に継続で病院事業会計繰出金 3 億 6,953 万円でございます。予算書のページは 63 ページでございます。病院各診療所に対する交付税算入分いわゆるルール分として 2 億 5,052 万 4,000 円を見込み計上いたしました。そのほかにルール分以外として、一般財源から 1 億 1,900 万 6,000 円を措置しております。なお各施設への補てん金額につきましては記載のとおりでございます。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 2 目予防費、継続であります。予防接種業務 1,238 万 9,000 円で、国保会計等からの繰入金が 97 万 4,000 円、残り一般財源であります。エキノコックス症検査及び予防接種法に基づく各種乳幼児予防接種を実施するものであります。なお昨年 10 月より水痘ワクチン、水ぼうそうですね。と 65 歳から 5 歳刻みの成人用肺炎球菌予防接種が定期接種として追加となっておりますことから、予算の伸びにつながったものでございます。

次に 3 目健康づくり事業費、継続でございます。健康づくり事業 1,960 万 4,000 円、がん検診事業等の補助金が 164 万 6,000 円、それから検診の自己負担金が 735 万 9,000 円、残り一般財源であります。町民の健康づくり健康保持のための各種健康診査及び健康教室などの事業を実施するものであります。また各種のがん検診、健康づくり健診これらを実施するものであります。なお健康づくりの集い事業の開催につきましては、本年度は北檜山区での開催を予定しております。健康づくり推進員の配置におきましては 70 名を町内に配置し、地域住民の健康意識の高揚を図るものであります。

○委員長（小平 久君） 中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 8ページでございます。4目の環境衛生費、予算資料は65ページからになります。火葬場設備等改修事業、予算額795万7,000円、27年度は狩場葬苑の2号炉耐火物積替、また大成火葬場の火葬炉積替などを行うものでございます。

次に合併浄化槽設置補助金、予算額150万円、公共下水道未整備地域などにおいて浄化槽を設置する際に、1基30万円の補助を行うものでございます。

資源ごみ回収補助金予算額93万円、ごみの減量化と資源ごみの有効活用を推進するため子ども会や町内会など回収団体に対して補助を行うものでございます。

次に6目公営温泉浴場管理費で、公営温泉浴場管理運営事業、予算額2,886万9,000円、使用料が882万4,000円、一般財源2,004万5,000円でございます。これは瀬棚区のやすらぎ館温泉の運営経費ですが、27年度においては、平成9年に設置し経年劣化しているボイラー更新の予算も計上してございます。

次に2項清掃費、1目清掃総務費でございます。北部桧山衛生センター組合負担金、予算額2億1,078万6,000円、全額一般財源でございます。普通負担金として1億6,759万8,000円、特別負担金4,318万8,000円で、まちの負担は前年度に比べ3,0100万円ほどの減となっております。要因としては、焼却処理施設整備などに係る経費が前年度に比べ少なくなっているものでございます。

次に2目のし尿処理費でございます。し尿等処理事業、これはし尿収集運搬業務に係る委託経費などでございますが、予算額は4,110万5,000円、し尿処理手数料で2,685万3,000円。一般財源1,425万2,000円でございます。

以上で4款衛生費の説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 患者輸送バスの業務運行業務について質問したいと思います。実際にあった話なんですけど、スタッフは今のスタッフではないですが、ここのうちに患者輸送バスを着けてくださいというお願いをしたことがあります。そうしたら、担当がいよいよとここには患者輸送バスは付けられないんだと。地域それぞれの地域でそういう付けられない場所の人がいるからここだけ一人だけ付けるといったら不公平になるという回答だったんです。そこで、私もああそうかと理解したんですけど、先日用があって、この家庭を訪問しました。ばあちゃん患者バス横に付けなくて悪いな。いや議員さんって患者バス入ってますよっていうんです。ばあちゃん、どこまで入ってますかって、そこの下の道路ですかって。いやいやうちの前まで入ってますっていうんです。いや驚きましたね。スタッフが変わればこんな対応が変わるのかなと思うんです。近くの地域にもそういう人います。ではそういう人のところにも患者バスは入ってくれるのでしょうか。多分道路が狭いとか、本当に路肩のない道路もあるんです。これからいったら袋小路で旋回する場所がないとか、だめですというんです。それはいいんです交通安全上の問題、入れないのは仕方がないにしても、じゃあ、そういう入れない地域の患者さんに対する対応は今後どうしていくんですかということ、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（小平 久君） 暫時休憩します。

休憩 午後２時１１分

再会 午後２時１２分

○委員長（小平 久君） それでは会議を再開いたします。

本多委員への答弁を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 休憩前の本多委員のご質問にお答えいたします。本多委員おっしゃられるように、確かにバスでございますので、それなりの長さ重量を持っていますから、狭いところに入ったり、旋回できないところに入るのは確かに無理でございます。ただ確かに今までもそういうバスが十分通行可能なところにつきましては、その方が間違いなく乗るという確認のもとに、電話をもらったりしてバスに入ってもらってことは対応してございます。ただ先ほど言われましたように、ただどうしてもバスが入れないところというのは、やはり入れないで、仕方がないことかと考えてございますが、この前の澤田委員からの一般質問にもございましたように、今後、ドアツードアのデマンドバスとか、そういう小さなものが運行するようになって、入れるようになるという可能性もなきにしもあらずかと考えてございます。この件については、町長の答弁にもありますように、あの今後公共交通調整会議などを設置して検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） こういうバスの入れないようなところに住んでいる人は、やはり老人なんです。ですから自分の車も運転できないそういう人なんです。じゃその人たちが病院に行こうとすれば、どういう交通機関を利用するかというとハイヤーしかないです。じゃ簡潔にいますけど、そういうところに住んでいる人が病院行きたいという希望をすれば、ハイヤーを横付けしたらどうなのかなと。そういうことが出来るかどうかも含めてぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ハイヤーを横付けしてその経費を町が満額負担するというのはやはりちょっとできないものかなと考えてございます。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） では、どうすればいいんですか。僕はそこをやっぱりバス、ハイヤーに限らず、やはり検討すべきでないのかと。考えてあげるべきだと、そういうことを言っているんです。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） その辺は先ほど答弁いたしましたように、今後導入検討をさ

れますコミュニティバスやデマンドバスなど小さな機種にもしなるとしたら、入れるかと思えますので、そのときに検討してまいりたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の本多委員の質問に関連してお伺いしたいと思います。今のお話あったように、患者輸送バスの運行業務で予算額総額で 1,316 万 1,000 円見てるんですが、これは自分もあちこち歩いてる中ではあちこちで耳にするんです。ただ、路線というのは、皆さんご存じのように、どこどこ前と運行に沿った中でしていただいてるんです。たまたまその中で、本多委員が言われたのは、足が悪いとかたまたまそのとき元気だったんだけど、腰が痛くて歩けないとか、そういうときに集合場所、路線まで出てこないとその患者バスに乗れないんだっていう、そういう家庭の方の心配を本多委員はされていたと思うんです。そういう意見よく聞くんです。だから庭先まで来るとか、こない。先ほど先般の昨日ですか、澤田委員の質問にあったようにデマンドバスは自宅の前まできてくれる。ただし有料ですというパターンもあるんですけども、これとは違い老人世帯が自分が本当にそのバスに乗る場合にどういうふうにしたらバスに乗れるだろう。患者バス乗れるんだらう。これは事前に私の地域でも 100 メーターも 150 メーターもよちよち歩いてやっといかなきゃならない。そうでなかったら患者バスに乗れないんだって。本当自分家の前まで、せめて道路前まで付けてくれればたいしたありがたいんだけどいけないんだ。そういうような声はよく聞くんです。ただし、まち側としてはそういうふうにしてると際限がなくなってしまうという点から、それはできませんというような答えは返ってきたんです。ただ、今別に課長の揚げ足とるわけではないですが、その場合対応しますという表現ちょっとしましたので、大丈夫ですかっていう心配あるんです。こういった前の答弁は、まちはそういった体が不自由でどうしようもない方の場合については、要支援 1 もしくは介護度 1 だとかによって、福祉関係の方で別にタクシー等を用意して病院に行かれるようにしてるんですけれども、今回の患者輸送バスの運行業務に関しては、これはやはりある程度の一線があるんでないかということです。それぞれの患者さんの個人対応には、いろいろ福祉の方とも関連した中で配慮してくると思うんですけども、その辺の線引きのほうをしっかりとかなないと誤解招くのではないかと思うので、それについてちょっと答弁願います。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 先ほど患者バスの運行系統につきまして本人より電話があつて必ず乗るという場合は、迂回して、迂回というかそこを通過させているケースもあるということでございますので、先ほど言われましたように、わざわざ旋回もできないところに入っていくというのは難しいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 噛み合っていないんだけど、言っているのはちゃんとした決まり、これは公共のものですからしっかりしたものでなかったら、そのときによって、迂回するとかそ

っちにいくとか、行かないとかとかという答弁をされると、これはある意味で町民の方は誤解しますよ。そういうんだったらうちのほう回っていってくれやとなった場合に、それが通るのであれば全部そうなります。だからこの場合にそれ今課長が言ったようになるのであれば、いいですよ。それは民さんに周知して、患者の意思に沿って路線に書いていないところも回っていただくということになるんですけれども、そのところはちゃんとした基本路線ということで決まりがあるじゃないですか。その確認なんです。そうでなかったら利用する方は皆さん間違えます。予算委員会ですけれどもその辺については、はっきりしていただかないと大変なことになると思います。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただ今の質問にお答えします。患者輸送バスについては、ご覧になったかと思うんですけど時刻表、運行表というのが毎年、年度前に配られます。基本的にはこの運行表どおりというのが基本でございます。

以上でございます。

3区走ってございますので、公平性の欠かないような運行をしてございます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 私も自分の質問の仕方が悪かったのかと思ってちょっと考えですけども、その今課長の説明があった路線を走ることについてはわかってるんです。先ほど本多委員から心配された、たまたま家のほうまで、体の都合で来てほしいなという時にたまたま来てくれたとか、もしくは本来ならこの道通らないけども、ちょっとここ遠回りしてここ寄っていかなくていいかというときに、その時にそういう対応がこの患者バスで対応できるのか、できないのかっていうことで聞いたんです。それができるのであれば、今度新年度からそういう路線に書いてなくてもその部分については、患者のために歩くんだっていうことで理解しますけれども、以前は路線変更は、この以外のルートは歩くことが出来ませんという答えが返ってきたので、先ほどの答弁聞いてると何か可能な意味もあったので、その辺の正当性について聞いたんです。その辺についてその部分だけでいいですからお答えください。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 今までの場合ですと、その路線を極端に逸脱しない範囲でケースバイケースで対応させていただいていたということでございます。

○委員長（小平 久君） これ運行基準だとかそういったものが3区共通で行われていると思いますけれども、そこら辺の見解どうですか。副町長きちんとした対応というものありませんか。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 先ほどから保健福祉課長お答えしているんですけども、ここの患者輸送バスにつきましては、当然あの年度当初にそういった運行経路を決めて、運行しているわけでございます。また、先ほど電話等と申し上げましたのは、多分特殊なケースだと私は思います。これ運行経路きっちりしているわけですから、3区共通の中で運営してるバスなので、

これは、そのとおり運行していただき、皆さんには利用していただきたいと思うところがございます。本当に年に1回か2回そういった特殊なケースがないわけではないかもしれませんが、まちの形態としては、やっぱり運行規定に従った運行で走っていくのが、まちの責務だと思っております。あとまた、高齢者の方で病院に行かれています方がいるということでございますけども、これまた例えば、予算書の54ページに重度身体障害者のタクシー助成とかこういう制度を設けて、別枠でタクシーを利用している制度もございますので、もし、どうしても高齢者の方、あるいは身障者の方がそういったことで利用するのであれば、こちらの制度を利用していただきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の副町長の答弁によりますと、路線はあくまでも路線であるという解釈になります。それからもう非常に重い障害がある方について、頑張って乗り合い所まで出てこられる方いるけども、その場合は出てこれるのであれば出てきてほしいということで、どうしても大変な場合は、そういう福祉関係の障害の助成を使っていたきたい。今問題になっているのは、私は今本多さんの意見に乗かって言ってるんだけど、そういう都合でたまたま患者バスが庭先まで、行けるか、行けないか、迂回してくれるかしてくれないかって、これが大きな病院に行く人にとっては、問題なんです。たまたま路線、今、先ほど課長から見せられました運行の時間帯と停留所ですか、そういうことについてあるんだけど、そこまで行くのに係る人がそういう大変だから何とかしてもらえないかということがあったので、その辺についての中で、ちょっとまち側の答弁がちょっと食い違っていることがあったので、そこんところはしっかりしたものにしておかないと困るんじゃないですか。もし本当に発展的にいけば先ほど言いましたけども、患者の一軒一軒まで回れるようにすれば本当の真の意味で福祉関係なんですけど、そうするとなかなか全町回るとなると示しがつかなくなってしまうのではないかなと。だからある程度の一線は引かなければならないから、その一線というのは、はっきり示してこないと今後混乱するおそれがある。それで私確認したんです。そこだけ一言で結構ですから言って下さい。

○委員長（小平 久君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 現段階としては、現在の運行形態でまちは運行してまいりたいと思っております。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の関連ですけども、費用対効果考えていけば、結構な予算取ってますので、今の運行状況を見ますと僕らもいろいろお話聞いてます。今の患者バスの形態の中で運行するにあたって非常に足の不自由な人だとか、なかなかバスに乗るのにも大変だと。引っ張ってもらったり、押してもらったりして乗っているんだというのも聞いてます。であればやはりまちも考えてやって、同じお金を使うのであれば早急にそういう病院に通っている人方のことを考えていくと、そういうノンステップバスだとか、いろんなバスがあります。その形態に、これから我がまちもどんどん高齢化が進んでいます。どんどん増えてきます。そういった

ときに今の使用バスの状況であれば、そう患者バスに使うのにはマッチングしていないような私は感じて思っております。その辺考えたときに、そのこれだけの費用をかけて、やはり皆さんによかったと思われるようなことを考えていくと、まちでいつからこの話は前からでていますので、その辺の考え方というのは、持っていらっしゃるかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。患者バスのほう北檜山区でいいますと 23 年に購入したということで、まだ新しいものでございます。バスといたしましてもかなり高価なものでございますので、今後の更新時のときにならざるを得ないのかと思いますけれども、財源に余裕があればそのような方向で早めに進めさせていただければと思っております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことで大変な高価な車を買う段階で、ようするにこういう話というのは前から出てましたので、その車輛の制定等いろいろ、やはり現状とマッチしている部分を買わないとせっかく高価な車を購入しても、実際利用する方のことを考えたら、全然そのマッチしていないです。車に乗るのにしても降りるにしても、要するに台を買ったり、それに足を上げたりして現実乗っている人もたくさんいますし、わざわざ運転手が降りていって手をひっぱて乗り上げたり、そういう状況のバスなんです。それで私も前に言ったように、できればノンステップバスだとか、車高の低いバス、これらを購入することによってその辺はかなり解消できると思って、前にも質問をしているけども、ところがそういう今現状はそうならないというのは、今課長いうように確かにそうなんです。それで先ほど来の質問もあるけども、結局は足の不自由な人だとかそういう人方が困っていると。だからできればうちにきてもらいたい。そういう部分では、そこまで歩いていくということは何とかいけるよということになっても乗る段階で非常に困難を来しているという状況です。だからそういう状況を踏まえていくと、これ 3 区ともども患者バスは利用してますので、その辺、例えば一番古いバスを代替えして、予算の関係もございませうけれども、きちんとやはり今の利用する人方が、今どういう状況で何に困って、今後どうしてもらいたいのかという部分をきちっと検証して、そしてそのニーズにあったようなことも考えていかなかったらいいし、すべてがニーズにかなうとは思いませんけれども、今いろんな形の人数が多く乗れて、コンパクトな車もバスもありますので、その辺、課でいろいろ研究して、そういう同じお金を使うのであれば、当然やはり効果も考えてやるべきだと思うし、それらを含めて早期にやっていただければと思いますけど、どうですか。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） ただ今の質問にお答えします。その辺、先に澤田委員から一般質問はあって、答弁させていただいておりますとおり、協議会なり設置いたしまして、そういうものの導入についても検討してまいる場面があるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 委員長、時間を見ながらなんでしょうけれども、ご勘弁いただきます。

7 ページです予防接種事業について質問させていただきます。先ほど課長の説明で予算が増えましたと。それは予防接種の内容がちょっと変わったんだというご説明でしたが、この用紙にもいろいろ付記されていますので読み返して、それなりのことは理解できるのかと思うんですが、前年対比から見ると約 500 万ほど当初予算で増えてます。それで、主に新規の予防接種業務としては先ほどあったように水痘ワクチン、これがことしから入るのか今の説明だと 26 年度もやっているんだと聞こえるんですけども、その辺も一回ちょっと整理して説明いただけますか。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○保健福祉課主幹（上野宏行君） ただ今の質問にお答えいたします。水痘ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンつきましては平成 26 年 10 月から開始されてございます。

以上です。

それは 12 月補正でもって措置してございます。

○委員長（小平 久君） 垣本係長。

○保健福祉係長（垣本利子君） 昨年度より 500 万近く増えている要因でございますけれども、昨年度まで薬剤医療費としてワクチン代を計上していなかったということがありまして、今回から医薬材料費のワクチン代をこの中に入れたということもありまして、それで 500 万円近く予算が上がったということでございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） これは決算委員会の質疑になるかもしれませんが、そうであればその薬剤費なんたら分の代金は、どこから支出して、どういうふうに整理してたってことになりますか。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） 垣本係長が言われたのは、この昨年度まで予防接種業務のこの業務の中に、今年は医薬材料費を入れたのですが去年までは医薬材料費を入れてなかったということです。その医薬材料費分が、去年は数字に入ってなかったという部分で、今年が増えるということです。要するに保健衛生費の予防費の中では見ていたんです。見ていたんですけども、要するにはこの説明資料の中に去年の部分ではその医薬材料費分が抜けていたということでございます。今年についてはその医薬材料費分もここに加えているので増えた部分があるということでございます。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。ほかに。

なければ 4 款衛生費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 3 5 分

再会 午後 2 時 3 8 分

○委員長（小平 久君） それでは会議を再開いたします。

次に 5 款労働費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それは 9 ページ 5 款労働費、予算書は 68 ページからです。事業費の財源内訳につきましては、その他財源のみの説明をさせていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。まず渡島檜山北部通年雇用促進支援事業 9 万 9,000 円、これは渡島檜山北部 4 町並びに関係団体で構成する協議会事業における当町の負担分で、通年雇用セミナーなど雇用の確保や就労促進に向けた事業を実施いたします。

次に季節労働者就労前健康診断助成金 4 万 2,000 円で、健康診断料の 2 分の 1 を助成するものであります。5 款労働費の合計は 20 万 4,000 円であります。

以上です。

○委員長（小平 久君） 説明は終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 5 款労働費の質疑を終わります。

次に 6 款農林水産業費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 続いて 6 款農林水産業費、農業費であります。予算書は同じく 68 ページからであります。農業委員会事務局費 687 万 2,000 円、その他財源 9 万 4,000 円は各種事務事業の委託金などであります。主なものは農業委員報酬 355 万円のほか、農業委員の費用弁償など活動に係る経費であります。

次に畜産担い手育成セミナー 20 万円、これは地域農業の担い手を対象とし、学習の機会の場を提供するものであります。

次に経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 404 万 6,000 円、これは本制度の推進母体であります、せたな町農業再生協議会に対する臨時職員賃金及び事務費の補助であります。

続いて環境保全型農業直接支払交付金事業補助金 263 万 8,000 円、これは今年度から法制化され温暖化防止や生物多様性の保全など一定の要件を満たした営農活動に対し支援するものであります。今年度の取組み農家は 13 件の予定であります。

続いて北海道青年就農給付金事業補助金 473 万 2,000 円、これは国の要件を満たした青年就農者に対し、給付金を交付し就労支援をするものであります。本年度の対象者は新規就農者 2 件の予定であります。

続いて中山間地域等直接支払交付金 5,703 万 2,000 円であります。これも今年度から 5 カ年の第 4 期目となる事業でありまして、先ほど説明いたしました環境保全型農業直接支払交付金事業同様に法正化されたものであります。対象農用地の面積に対して交付金を交付するもので、

3 地区の交付金の使途はそれぞれの集落協定参加者の合意により決定されるものであります。

10 ページであります。町営牧場指定管理業務 450 万円、その他財源 133 万 2,000 円は、牧場草地の一部貸付に伴う賃貸料であります。これは町営牧場の運営に係る指定管理料であります。

次に新規事業で町営牧場草地管理用機械購入事業 250 万円、その他財源が 250 万円につきましては全額産業振興基金であります。老朽化により使用不能となった草地管理用ディスクモア、それと肥料散布用スプレッダー各 1 台を購入するものであります。

次に北部檜山酪農ヘルパー利用組合育成事業補助金 150 万円、これは利用組合運営費に対する補助であります。

続いて、優良家畜導入支援事業補助金 800 万円、全額産業振興基金であります。今年度から 3 年間の第 3 期目としての継続事業であります。優良家畜導入費用の 3 分の 1 以内を助成するものであります。

続いて畜産粗飼料生産性向上対策事業補助金 192 万円で、これも財源は全額産業振興基金であります。良質な粗飼料の確保を図るためデントコーンの作付拡大や草地の更新など 65 ヘクタールへの種子助成ほか、草地内の雑草防除に伴う薬剤助成などを行い農業者の負担の軽減を図るものであります。

次に農地費であります。基幹水利施設管理事業 1,982 万 2,000 円、その他財源 448 万 5,000 円の内訳は、受益者負担土地改良区今金町分の負担であります。真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整備に要する経費であります。

次に国営造成施設管理体制整備促進事業 433 万 1,000 円、土地改良区の管理に係る推進事業と農家賦課金の負担軽減を図る支援事業分であります。

次に農業基盤整備促進事業 3,885 万円、その他財源 1,412 万 9,000 円は、受益者負担分であります。26 年度から 28 年度までの 3 カ年事業で、今年度は農産物の生産性の向上を図るため、暗渠排水 7 ヘクタール、区画整理 9.5 ヘクタールを実施するものであります。

次に豊岡幹線排水路機能回復事業 900 万 5,000 円で豊岡排水機場に接続する幹線排水路に土砂が堆積し、流れを阻害していることから大雨のたびに国道付近の農地が冠水している状況であり、これらの解消を図るため昨年に続き土砂等の除去を行い、今年度で完了する予定であります。

次にがんび岱地区農道整備事業負担金 3,380 万 4,000 円、今年度は防雪柵 350 メートルを実施する予定であります。

次に 11 ページであります。農業センター費で、農業センター業務運営費 1,272 万 3,000 円、その他財源 440 万 2,000 円は、土壌分析手数料、生産物売払い収入、農協からの運営負担金等であります。これは施設の運営管理に経費で、業務内容は生産部会や普及センターからの要望のある試験栽培やブロッコリーの育苗などのほか、3 年目となる農業塾を引き続き開催し、地域農業の担い手となる農業青年の育成を図ります。

続いて農業施設管理費です。新規事業で、瀬棚町民センター階段等改修工事 247 万 4,000 円、

これは風除室までの階段等の段差を解消し、利用者の安全と利便性を図るものであります。

続いて林業費です。未利用林地残材活用モデル事業業務 500 万円、その他財源は 250 万円は産業振興基金であります。25 年度からの 3 年間の事業で今年で最終年となります。間伐等で発生した林地残材の有効活用を図るため、搬出コストの低減に向けた実証試験のほか、町内における公共施設での木質バイオマス利用の可能性についての検討と配置計画の策定を行うものであります。

続いて未来につなぐ森づくり推進事業補助金 962 万円でございます。道の単独事業で民有林の伐採跡地等の人工造林に対して支援するもので、本年度 40.7 ヘクタールを実施する予定であります。

次に一般民有林造林事業、これにつきましては、町単独の上乗せ補助として除間伐 400 万円で 167 ヘクタール、作業路 200 万円で 2,300 メートル、下刈り 90 万 2,000 円で 218 ヘクタールを実施する予定であります。

次に森林整備地域活動支援交付金 661 万 1,000 円で、これは森林生産活動の停滞と所有者の高齢化などにより、森林施業意欲が低下しているため施業集約のための現況調査と作業路網の改良を国の補助を受けて実施するものであります。

続いて町有林資源調査業務 20 万円、これは適切な森林施業を実施するための基礎資料とするため、まちが有する森林資源の賦存量や立地環境等の調査を行うものであります。

12 ページになります。新規事業で、二俣 1 号線町有林循環造成工事 1,094 万 1,000 円、その他財源 610 万 6,000 円は、立木の売払い収入であります。二俣地区の町有林において伐期を迎えた 50 年生トドマツの伐採を行い、伐採後にトドマツ 9,000 本を植栽し循環型の森林整備を図るものであります。

次に林業専用道共和線開設工事 3,800 万円、町有林の間伐の促進と間伐材の有効利用を図るため、昨年度から 2 カ年で路網の整備を行い適切な森林整備を図ります。開設延長は全体で 2,530 メートルで本年度は昨年に続き、1,071 メートルの開設工事を行い完了を予定しております。

次に町有林下刈工事 460 万 1,000 円で、これは町内 3 区において町有林の下刈り約 54 ヘクタールを行うものであります。

次に水産業費であります。マゾイ稚魚放流事業 35 万円、大成地域マリビジョンの一環として道立室蘭栽培水産試験場の協力を得て、高級根付魚種であるマゾイの稚魚 10 万尾を久遠漁港などに放流し資源の増殖を図ります。

続いて水産多面的機能発揮対策事業負担金 187 万円、これは町内 4 活動組織が行うウニの密度管理や海藻種苗の投入などの活動に、経費の一部を補助し藻場の再生を図ります。今年度は最終年となります。

次にウニ移植放流事業補助金 810 万円で、その他財源は全額檜山漁業振興基金であります。町内 4 地区にムラサキウニを各 20 トンの合計 80 トンを移植放流し、資源の確保を図るものであります。

13 ページになります。ウニ種苗購入事業補助金 427 万 5,000 円、これも先ほどと同様に全額 檜山漁業振興基金を活用し、町内 3 地区に 7.5 ミリのエゾバフンウニと瀬棚区に 30 ミリのキタムラサキウニの種苗を放流し、資源の確保を図るものであります。

次に上浦漁港整備事業負担金 880 万円、昨年に続き船揚場の改良、約 69 メートルを実施する予定であります。

次にあわび種苗育成供給事業 4,948 万 3,000 円、その他財源 3,598 万 8,000 円は種苗の売り払い収入であります。生産種苗センターの運営経費で町内外に 35 ミリから 50 ミリのアワビ種苗 31 万 3,100 個を供給し、前浜の漁業振興を図るものであります。

次にナマコ栽培事業 295 万 6,000 円、生産種苗センターにおいてナマコの種苗生産や中間育成を行い町内各海区へ稚ナマコを配布し、前浜の漁業振興を図るものであります。今年度の目標を生産数は 50 万個の予定であります。

次に新規事業で吹込青年研修所屋根改修工事 324 万円、築 57 年を経過し老朽化により損傷した屋根及び軒天の張り替えを実施するものであります。

以上農林水産業費の合計は 4 億 7,009 万 2,000 円であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明資料の 11 ページになります。未利用林地残材活用モデル事業で木質バイオマスについて調査研究なのかという記があります。去年の事業を見ますと木質バイオという言葉が入ってませんので、ことし改めてその事業化について何らかの事業を開始すると捉えるんですが、この構想についてもうちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 八木補佐。

○産業振興課長補佐（八木忠義君） お答えいたします。この事業は平成 25 年から 3 カ年。ことしは最終年でいろいろ木材の利用等の検討を図るということで、コンサルに委託をしてる部分で、木質バイオマス利用施設ということで、今現在ある既存の施設及びこれから新築なり改修される施設で適用が出来るような施設があると、この事業に乗っていききたいということで、調査したいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 木質バイオマスの例題を見ますと、例えば間伐を固めて、ちょっと言葉がでません、燃料として、パレットにしてやるというそういう実証例もあります。下川さんなんかは、もっと大々的に地域おこしで発展しているというケースもあるんですが、将来の展望、今調査段階で云々ということにならないんでしょうけど、最低が今言ったように例えばパレットを使う、ストーブを設置して暖房にして燃料を云々というような背景を考えてそういう事業化しようと調査するということなんですか。

○委員長（小平 久君） 八木課長補佐。

○産業振興課長補佐（八木忠義君） 今現在考えていますところでは、ペレットではなくてチップ、そのまま残材を砕いたものそのままを使用したいと考えております。

以上です。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。ほかに。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 予算書の 77 ページ、ちょっとお聞きしたいんですが、緑の少年団補助金 10 万 5,000 円あるんですが、緑の少年団というのは、確か玉川小学校にあったと思うんですが、私の認識違いでしょうか。今玉川小学校が閉校になりましたので、どういうふうな形になっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 池田係長。

○林業振興係長（池田裕之君） 瀬棚区でいいますと馬場川小学校と大成区でいいますと久遠小学校が入っております。

○委員（澤田光子君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 説明書の 13 ページですけど、ウニの種苗購入事業補助金ということなんですけど、エゾバフンウニとキタムラサキウニを購入する。そして放流するんですけど、この比率はどうなってますか。

○委員長（小平 久君） 手塚係長。

○水産振興係長（手塚清人君） ただ今のご質問にお答えいたします。内訳といたしましては、漁協の瀬棚支所、こちらの瀬棚区でバフンウニを 10 万粒、これに事業費が 108 万円です。それと瀬棚区では、バフンウニのほかにキタムラサキウニを購入する予定です。これの事業費が 340 万 2,000 円となつての指定をとります。北檜山区と大成区におきましては、全額バフンウニとなっております。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 多分、このバランスというんですか、バフンウニとムラサキウニの成長の度合い、または放流時の大きさにもよるんですけど、お金になるのはバフンウニのほうなんでしょうね。多分。その辺私素人ですけど、どんどんムラサキウニよりバフンウニのを放流したらいいのかなと思うんですけど、この辺をバフンウニのだけをどんどん放流したら何か障害があるんですか。

○委員長（小平 久君） 手塚係長。

○水産振興係長（手塚清人君） バフンウニのにつきましては、言われるとおりで値段が高値でありますので、放流したものが漁獲になれば収入としてはね返ってくる部分が大きいですけれども、近年、環境に結構左右される部分がバフンウニはありまして、漁獲が結構不安定な、とれる年もあれば、全くとれないような年もあったりということで、非常に不安定な状況になってます、それで近年は環境の変化があつてわりと低い水準できてるものですから、まちとし

ては、どちらかというとバフンウニについては見直しをしていかなきゃいけない部分かと思っているんですけども、漁業者からは、いろいろ種苗の購入のサイズを変えたりですとか、放流の仕方を変えても、バフンウニの事業は少し続けさせてほしいという背景があるものですから、今のところそういった調整をしながら事業をしてるという状況でございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど大野委員も質問したんですけども、木質バイオマス、これって先ほど碎いて、チップの話だと思うんですけども、チップにして例えば、我がまちでは利用ができるかどうかの検討をするというのか、また圧縮したものでそれを利用しようとするための調査なのか。それと合わせてこの地区にはどのくらいのそういう利用する木材が出てくるのか、間伐材含めてです。あとは一般的に言ったら、今金のチップ、専門のほうに流れるのかと思うけども、ここで言うまちで考えているバイオマスは、どういう形のを想定して今後その施設を造るのかどうかわかりませんが、そういうものをどういうふうな利活用するんだということ、ちょっと考えてることがあればお知らせしてもらいたいと思います。

○委員長（小平 久君） 八木課長補佐。

○産業振興課長補佐（八木忠義君） 将来、木質バイオマスということで木質のボイラーを導入しながら施設の冷暖房ということで、チップ材を考えております。賦存量としては、その施設で賄えるだけの町有林にしても一般民有林にしても、その分だけの材積は持っていると考えております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それだけの地域に材料があるということなので、それであればこれからは町の施設の解体等々もまた出てきますよね。木材関係だと。そういうものも逆に言ったら、先ほどのようにチップならチップにして、まちから木材が出てきた段階でそれと合わせて行って、ボイラーの燃料だとかそういう部分には使える可能性も出てくるのかと私は考えますので、その辺を踏まえて、本当にこのまちの施設でそういうボイラー等が設置して運用できるかどうか、その辺はこれからだと思いますけども、今お話聞くと十分木材があるという話でございますので、その辺早急に目的に向かって、早急に用意していただければと思いますけどいかがですか。

○委員長（小平 久君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今のご質問ですけども、今年度、27年度でこの計画の策定、構想をしますのでその結果を見て出来るものがあれば、早急に取り組みたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そうだと思いますけども、ただ結果というよりは、先ほど材料が間に合うだけ十分あるということの答弁でしたので、あるのであればこの先はもう見えてるのかと

いう気がしますので、早急にその辺をやってもらいたいと思います。

○委員長（小平 久君） 八木課長補佐。

○産業振興課長補佐（八木忠義君） 町内に既存の施設、また新たに新築する部分の建物やなんかマッチしたものがありませんでしたら、極力木質ボイラーを導入しまして、今後、利用をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 当然、ボイラー等についてはそうなんですけども、身近でいったら厚沢部ですか。ボイラーばかりでなくてストーブもあります。だから、そういうストーブにも十分使えると思うので、その辺も近いですからよく研究してみて、ボイラーそれとストーブにも使えるような形で進めてもらいたいとこのように思ってます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 予算書の 71 ページ、備品購入費でちょっとお伺いしたいと思ったんですが、確認でございますけども、牧場に多分使われると思うんですけども、ディスクモアとスプレッダーと書いてあるんですが、説明でディスクモア 150 万、それからスプレッダー 100 万ということだったんですけども、その解釈でいいのか、私は牧場で乾燥牧草を作るのであれば、ディスクモア、今モアコンというのがあるんですけども、そっちのほうが乾燥牧草作るにはいいのではないかと思うんですけども、今回このディスクモアするのは何か意味あるのでしょうか。

○委員長（小平 久君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） ただ今の牧場の管理機械、ディスクモアとスプレッダーの関係についてお答えいたします。モアにつきましては、牧場については、草地刈りがメインなものですから、その部分で農協ほう、今指定管理者協議いただきました農協から要請がありました機械として、概算見積もりいただいた金額を今回予算要求したということでございますので、委員おっしゃるような牧草としての大きな機械という部分では、ちょっと設計は考えてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 草地刈りという解釈で言えばディスクモアで、私も了解いたします。

違う質問でいいですか、委員長。

○委員長（小平 久君） はい。

○委員（平澤 等君） それでは違う質問でいきます。この資料の 77 ページ林業費の中の委託料に鳥獣被害防止緩衝帯設置業務あるんです。昨年度クマの被害があった中で、住民の被害を防ぐために、緩衝帯という形で草刈りを大幅に行ったということがあるんですが、今回 11 万 4,000 円という金額が出てあるんですが、これはどこにどういうふうな形で設置をしようとして予算立てたのかその内容について教えてください。

○委員長（小平 久君） 杉村課長補佐。

○大成総合支所産業建設課長（杉村 彰君） ただ今の質問にお答えいたします。今回、予算要求上げた金額につきましては、大成区の花歌地区約 1,000 平方メートル、それと都地区約 1,000 平方メートルの 2 箇所、この部分については近くに畑がいっぱいありまして、ヒグマがよく出てくる地域ですので、その 1,400 メートルを笹刈りをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の説明でわかったんですが、ただ 1,000 平米ということと、それから多分これはクマ笹だと思えるんですけども、そういったものを伐採するといいますか、これは防止緩衝帯設置事業、この笹を刈るという解釈の緩衝帯という表現でいいのか。それとも何か特別なそういう防護柵みたいなものを作るというのか、表現ちょっとわからないですが、今の表現では、大体 1,000 平米ずつそれは草を刈るという解釈でいいんですか。そうであれば、も一つついでに言いますけれども、そうであれば 11 万 4,000 円という費用なんですけども、このぐらいの費用でやっていただけるなら非常に安いもんだと思うんですけど、非常にこの笹を刈るという作業はかなり重労働、また危険も伴うということを考えていけば、この面積でこうなるのかなっていうちょっと心配もございます。だから今回この 11 万 4,000 円という金額に対して、この範囲内ですするという解釈でいいのか、含めて答弁願います。

○委員長（小平 久君） 杉村課長補佐。

○大成総合支所産業建設課長（杉村 彰君） 業務の内容といたしましては、笹刈りのみでございます。この面積については、周りの畑の部分を検討した中で設定している面積でございます。クマが頻繁に現われるという状況ですので、笹刈りをした中でクマが出没しにくいような対策をとっているということでございます。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） そういう内容で私も現地を確認したわけでございませぬので、ひとつ住民の安心、安全のためには、こういうふうな範囲を超えてもしっかりと対応していただきたいと思います。

質問内容変えます。先ほど 12 ページの質問です。12 ページの一番上段に二俣 1 号線町有林循環造成工事、これがあるんですが、この中で、先ほど課長の答弁の中に、財源内訳の中に立木の売却代金という言葉があったような気がしたのですが、それでここの更新伐 12 ヘクタールということで、これ予算の費用というか、収入にも掛かってくるんですが、非常に造林されてる方のは立木の値段が安いと。もしくは伐採するにしても、間伐にしてもいろんな林業業者の方については、費用の下になってしまうということなので、先ほど町で売却いするとなれば一般の方のはずみにもなると思うんですけども、ちなみにここの 12 ヘクタールの立木の売却代金はどのぐらい予定されるのかその内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 池田係長。

○林業振興係長（池田祐之君） この二俣 1 号線町有林循環造成工事での立木の売却収入につ

きましては 842 万 4,000 円を見込んでおります。

以上です。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今聞いた新規事業で循環造成工事の事業の中では、造成工事では掛かる費用が 1,094 万 1,000 円という解釈で、今説明あった 842 万 4,000 円は、この事業以外にも立木の売払収入がこれだけ見込んでいるという解釈でいいんでしょうか。

○委員長（小平 久君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 1 6 分

再会 午後 3 時 1 7 分

○委員長（小平 久君） 八木補佐。

○産業振興課長補佐（八木忠義君） お答えします。この事業費工事費については 1,094 万 1,000 円、これについては更新伐 12 ヘクタールを切りまして、植栽を 12 ヘクタールするということなのですが、それに伴う国、道の補助金が 483 万 5,000 円、立木の売払収入が総計 840 万ほどありますので、流用するのがこの 610 万 6,000 円の分で、あと 230 万なにがしは、売払収入として残る部分でございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の説明でわかったような気がするんですが、ただ単純に、ここに書いてあると 12 ヘクタールでそれだけの立木の売払収入があったのかなという感覚になるんです。ただ、今世間ではそんなになってない。ただし、売りの単位で、もし参考までに八木補佐あれば町有林の処分、伐採した処分について、立木で売払いした部分に、だいたい 1 反あたりどのくらいになっているか。当然立木の太さとか条件違うと思いますけど、この 12 ヘクタール伐採した中での 840 万は絶対あり得ない話ですから、この 840 万の根拠というのは、ちょっと予算から飛ぶかもしれませんが、あとで面積について相対的にどれだけの面積の立木を伐採してこれだけの収入があったのかということを教えていただければ参考になるかと思うんですけれども。それでよろしいです。

○委員長（小平 久君） 平澤委員、これは資料提供を求めるということでございますか。

○委員（平澤 等君） はい。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

八木補佐この資料提供についてはよろしいですか。

○産業振興課長補佐（八木忠義君） 後ほどいたします。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） もう 1 個お願いします。確認なんですけども、この大きな予算書の中の 83 ページ、観光振興費の中ですいません間違いました。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 説明資料の 10 ページ、先ほど平澤委員も聞いたんですけども、ディスクモアとスプレッダーですけども、多分この本体の機械はどの機械に付けるかわかりませんが、昨年度たしかトラクター購入しましたよね。そのときに当然ちらっと話は聞いたんですけども農協仕様のトラクターだということで、ほかの業者は入札は求めなかったという話も聞いてますけども、このディスクモアとスプレッダーについては、やはりの農協仕様でなければならないものなのかどうかまずお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） ただ今の購入する機械の仕様についての話ですけども、今回の機械につきましては、作業幅等の企画の設定はありますけれども、メーカー指定等ございませんので、一般の指名願いを出されている農業機械導入業者は皆さん入札に参加されることになるかと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことであれば何とか皆さんに入札に参加してもらえるということでもよろしいんですけども、ただ私も昨年聞いてからずっとあっちこっち聞いたんですけども、例えば農協仕様です。それぞれのメーカーでは、そういった簡素化されている仕様もございます。となればなんら逆に値段の安いものもございます。昨年度はそういう形で入札は行ってますけれども、農協仕様で謳ってしまうと、まあ当然農協しかないので入札はできません。随分か農協の見積もりだけという話になります。今後のこともありますので、機械というのはいろんなメーカーでもいろんな仕様がございます。その仕様が例えば、今の農協の牧場で使う、そういうトラクターについても、大きさ、馬力、能力、その辺もあわせ持った仕様が随分他社のメーカーでもありますので、今後そういうときには、やはり、ただ単に農協仕様だからいいよということじゃなくて、そういう使い勝手にきちんとはまるような機械があるのであれば、それはそれとしてやはり入札に参加させてやるべきであって、農協仕様だから特別に安いですよとか、そういうこともないし、逆にいって農協仕様で不具合が出てくる部分も、例えばアタッチメントで今はモアとこれなんですけれども、フロントに関しては今度取り付けができないとかそういう部分がありますので、やはりその辺はきちっとやはり今後の課題として、仕様についてもやはり機械でございますので、調べて適切に対処してもらえればと思いますけども、いかがですか。

○委員長（小平 久君） 三浦主幹。

○産業振興課主幹（三浦剛大君） ただ今の今後の機械の導入に際しての検討材料として十分認識して取り計らいたいと思いますが、前回のトラクターにつきましては急遽使用ができなくなったという部分と、そのときにたまたま農協仕様の安価なものがあったという部分の協議の中で補正で取り扱ったということがありましたので、今後につきましては、農協、管理人等と年度ごとにして協議を重ねまして、機械の利用の状況、整備状況導入をどうしていくのかということ、担当ベースでよく協議しながら、より使いやすいものを導入していきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） ほかに。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 予算書の 79 ページです。振興費のことですけど、それぞれ振興費には農業振興費もあります。それから林業に対する振興費、また水産に対する振興費があります。その中で一般財源からどの程度の金額を出しているのかと調べてみました。農業振興には一般財源から 1,700 万、これは事業費の約 24%が一般財源から、林業においては、同じく 45%一般財源から出ている。水産の場合は 20%が出されている。私が考えるにこの振興費っていったいなんだろうと思うんです。ここを振興すれば、この産業がもっと盛んになるんだと。そこに振興費というのがあると思うんです。今回の予算に関しては、これはこれとしていいんですけど、今後補正などでも振興策が出てくると思うんです。そのときにはやはり一般財源からドンとまちはここに力を入れ込んだという意気込みを示していただきたいと思うんです。これはお願いですから答弁があればほしいと思います。

○委員長（小平 久君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今本多委員から各農業、林業、水産など振興費での一般財源の割合というか、お話がありました。一般財源が多いということは、補助金等の活用をすれば、当然財源が下がるわけでございます。一般財源が多いということは、当然まちの負担になるということになります。それで事業をやる上でできる限りであれば、なるべくいい補助制度を活用してやりたいと現課では考えておりますので、当然財政当局もそうであります。そういうことからすると一般財源の率としては、事業もやって一般財源の率が低い方がいいということになりますので、それら事業をやる上ではなるべく補助事業を活用して、一般財源を少なくもっていくとしたいと考えております。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

本多委員。

○委員（本多 浩君） わかりました。もう一つ振興費に対して質問したんですけど、先ほどウニのことで、質問しましたが、この補助金のウニの放流事業補助金、先ほどの種苗購入の補助金ということで、ここには受益者負担金があるわけです。それぞれ 939 万 6,000 円、もう一方は 262 万 6,000 円、多分こういう補助金事業に関しては、当然、最終的には受益者が利益を得るということですから、受益者負担があっても私は当然だと思うんですけど、あの前浜に生活基盤を置く漁業者にとって、どうでしょうか。漁業の状況というのか、今の現実的な状況を見れば昨年より漁獲高が減った。ことしに入ってから、漁にも出ていない。出たにしても魚が獲れないんだ。そういう情報が入っているんです。本当にその今この漁業者を守れなければ未来につながっていかない。将来につながっていかないのではないかと僕は危惧するんです。できるものであればこの受益者負担の部分、やはり町の一般財源をもって 50%出すんだと、状況によってですから、そんな考えを持っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） 手塚係長。

○水産振興係長（手塚清人君） ただ今のウニの移植それから種苗購入に係る自己負担なんですけども、通常の補助事業ですとどうしても自己負担は伴いますけれども、この振興協会の事業に関しては、まちが振興協会にお金を積んで、それを財源にして補助事業でやっているということで、補助率の決め事とかも特にございません。負担なしでやろうと思えば、負担なしでもできるんですけれども、漁業者がこういった、今言った 2 種類の事業をやって、漁業者の負担をこれぐらいでやりたいという要望のものと話なので、今回のこの 2 事業については、漁業者の申し出というか、漁業者が設定した事業費、負担のあり方という形になっております。

○委員長（小平 久君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） この中にはまちも負担している部分があるということなんですか。今の 2 つの補助金でやっている事業なんですけど…

（不規則発言あり）

○委員（本多 浩君） 振興協会は町が積上げたお金。了解しました。ちょっと勉強不足で申し訳ございませんけれども、また私の先ほど言った意見もさらに積み上げた上で検討をお願いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

なければ 6 款農林水産業費の質疑を終わります。

1 時間ぐらいになりましたので、45 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 3 3 分

再会 午後 3 時 4 4 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

次に 7 款商工費の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） 14 ページです。7 款商工費、予算書は 82 ページからであります。ふれあい市場開設事業 12 万 7,000 円、これはふれあい市場開設に伴う施設の火災保険料や修繕料などの維持管理費で、開設は 5 月から 10 月は毎週土曜日、12 月から 3 月までは月 1 回の予定であります。

次に商工会補助金 1,386 万 8,000 円で、商工会の運営経費に対する補助であります。

続いて中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金 76 万 2,000 円で、これは町内企業の資金借入れに対する利子補給の助成であります。

続いて新規事業で、魅力ある店舗づくり事業補助金 100 万円、全額産業振興基金であります。これは町内商工業者が行う店舗改装や設備導入などの経費の一部に助成し商店街の活性化を図るものであります。なお本事業につきましては 3 月 4 日の補正予算において議決をいただきました 2,000 万円と合わせて実施するものであります。

続いて観光協会補助金 550 万円、海開きや観光客受け入れ事業などの経費のほか、臨時職員 2 名の人件費の補助などを行い、観光協会の体制強化と新幹線開業に向けた観光産業の地盤づくりに支援をするものであります。

続いて観光協会補助金、イベント分であります。817 万 5,000 円で、これはせたな漁火まつりをはじめとする各区イベントに対する補助であります。なお今年度につきましては、まちの合併 10 周年記念としてイベント内容を充実し、実施することにしております。

それと食と産業まつり開催事業補助金 40 万円、これは地元の農水産物や加工品の P R と合わせ地産地消の推進や町民の交流を図るため同事業に補助するものであります。本事業につきましても合併 10 周年記念として、内容の充実を図ることにしております。

続いて観光施設及び各種公園等維持管理業務 3,763 万 8,000 円、その他財源 336 万 9,000 円につきましては、パークゴルフ場の使用料が主なものであります。パークゴルフ場をはじめとする各区の観光施設や公園などの維持管理に要する経費で作業員による芝刈りなどの直営事業分が 1,443 万 7,000 円、各町内会にある公園や公衆トイレなどの管理に係る委託業務分が 1,225 万 2,000 円のほか、老朽化した三本杉海水浴場の防護柵や須築漁港公衆トイレ改修、それと真駒内ダム公園管理棟屋根外壁塗装などの工事請負費分で 1,030 万 1,000 円が主なものであります。

続いて湯とびあ白別管理運営事業 65 万 5,000 円、その他財源 42 万 6,000 円は、入浴の際の清掃協力金であります。これは施設の維持管理に係る経費で開設期間は 4 月から 11 月までを予定しております。

15 ページです。てっくいランド管理運営事業 630 万円、その他財源 26 万 6,000 円はシャワー使用料などであります。施設の適切な運営管理を図るため、観光協会へ管理業務を委託するものであり、これに係る委託料が主なものであります。

続いて青少年旅行村運営事業 736 万 7,000 円、その他財源の 341 万円は、ケビンなどの施設の利用料であります。施設の維持管理に係る管理賃金のほか、今年はケビンテラス床改修に係る経費 270 万円を見込んでおります。

続いて国民宿舎あわび山荘管理運営事業 1,500 万円、これにつきましては管理運営を図るための指定管理料であります。

次いで温泉ホテルきたひやま管理運営事業 1,629 万 6,000 円、指定管理管理料 1,500 万円のほか、新規として日帰り入浴客やバイクツーリング客のための駐輪場新設に係る経費 129 万 6,000 円を計上しております。なお山荘及び温泉ホテルの指定管理料の 1,500 万円につきましては、予算の上限でありまして、今後選定される指定管理者との協議においてこの予算の範囲内で決定をさせていただきます。

商工費の合計は 1 億 2,917 万 3,000 円であります。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 説明資料の 14 ページです。上から 4 段目、店舗づくり事業補助金とありますけども、これは設備まで入ってますけども、この設備の中身というのは、どこまでが設備として見ているのか、もしもわかってる範囲で教えてもらいたいと思います。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） 細川委員のご質問にお答えします。対象事業費としては、機械設備に関してということですが、想定してるのは、例えば、まず事業計画を申請したい方から計画を出していただいて、それに対して内容を審査し正式に申請書を出していただくという流れを想定しておりますが、設備に関しては、業種も多様でありまして、それぞれ重要な、業務を営業するに当たって重要な設備で、具体的などれというところでは今のところないんですが、計画をいただいて、それに対していろいろ審査をしながら決定に向けて進めたいと考えています。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 要するに計画が上がってきてからという話なんですけども、やはり計画が上がる前に、おおよその例えば、機械に設備であれば道なんかもやってますけれども、例えばその業種によっては、ここからここまでの設備だよという具体的な内容もきちっと出てます。要するに申請する人は、やみくもに出してもこれが本当に当たるかどうかというのも多分わからないと思います。設備の中にも、例えば車もあるあるだろうし、冷蔵庫だとか、いろんな類のものがあるので、その業種によって、その業種がどこまで設備として見られるものか早急に皆さんに周知してやらないと、ただやみくもに計画を立てましたので、この計画でどうですかという話になっても計画に乗つけれるようなものがなければ、当然出すほうも迷うし、きちんと補正で認めた分もありますので、だからその辺がその商工会の会員以外がだめだとか、会員であれば会員のどの業種が、この業種にはまるのかと。そしてまたその業種に関して、例えば商業であれば、こういうものが設備として認められるとか、そういう具体的なものをきちっと出して提示してやらないと全くわからないと思うし、それに合わせて当然これ補助金は出るんですけど、町の利子補給ですか、それにもリンクしてくる部分があるかと思います。リンクしないならしないでもいいんですけども、結局、設備に使えますよと。運営資金ばかりじゃなくて、そうなったときに、やはり使い勝手を考えれば当然、まちとしては渡島信用金庫ここしかないんですよ。ほかの金融機関には、そういう部分は当てはまる部分無いんです。農協もダメだと。そういうことになれば使いたくても信金で、結局は信用保証協会と協議ということにもなってきますので、その辺やっぱり商工業者にも商工会で責任持ってやるんだよということで、保証協会との話し合いというか、受入れやすいような体制もとることも必要かなと。まちがどこまで出来るかわかりませんが、ただ窓口が商工会になりますので、商工会で信金並びに保証協会とその企業、企業によっては保証協会を使えないという部分もありますので、その辺も総体的にきちっとやってすぐ早急にその辺の内容についても商工業者にきちっとやっぱり知らしめることが必要じゃないかと思いますけども、いかがですか。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） 細川委員のご質問にお答えします。この事業に関しましては、商工会からの要望もある中でいろいろ協議を重ね制度化に向けて進めてきて、今般予算化になる経緯でございますが、この事業の内容、年度繰越事業ありますので3月からのスタートということで来年度まで継続措置なのですが、現在、交付要綱を策定中です。もう早急に策定を終えまして、その後、商工会とも協議し住民周知、商工会の会員にはすでに商工会だよりという形でお知らせをしているということは聞いておりますが、今後まちとしても、今月末の広報のチラシによりまして町民の皆様にお知らせするという流れで進めます。そして業種については、要綱にも定めますが、小売業、飲食業、サービス業、宿泊業、そして製造業などを想定してありますが、例えば、製造であれば例えばですが、豆腐を製造している方でその機械を導入したいとか、チーズを作って業者が機械を導入したいとか、例えば、あとは印刷業の業者が印刷機を導入したいとか、多種多様な内容があると想定されますので、まずその基準というものを示しながらも、申請前には相談いただいて商工会ともお互い協議を重ねて内容を進めていきたい。それと説明会、なかなか制度も理解、周知だけではできない部分もあると思うので、説明会というものも開催を検討してまいります。それと、まちの利子補給、町融資の資金の活用についてでございますが、当然この事業をリンクしてるかしないかというところですが、直接リンクという形ではありませんが、当然この制度を利用してもらいながら、まちの既存の資金制度も積極的に活用していただくようには、渡島信用金庫にもいろいろ協力していただいて、今の既存の制度の中で、利率も今の既存の利率になりますが、そういう既存の制度の中で活用をしてもらうように促したいと思ってます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今言ったことで早急に取り組んでももらいたいと思いますが、ただ先ほどこから出てるように商、工、業ですよね。その商、工、業せつかくこういう施策を行うのであれば、やはりめったにある話でないし、一般の住宅等々の補助金だとか、あるいは結構2年間とか、延長してまでもやっていますので、やはり商、工、業含めてある程度の、以外の部分は別ですけども、その商、工、業に関係する部分も、どこまでが商工業に関係するんだという部分も含めて、やはりきちんとこういう中身です。こういう事業をやってる人ですよということにしないと、自分がたがこれ本当に出来るのかなということもありますので、当然個人も会社も含めての話だと思いますので、その辺もきちっと、今商工会でいろいろお話はあるけども、施設といってもどこまでがあれだということは、まだ具体的には示されていないという状況でございますので、出すほうがまちでございますので、商工会が出すわけじゃないですから、だからまちがきちっとそういうパンフレットったらおかしいけども、それぞれの業種に、このせたまちであれば皆さん知っていますので、だからその業種をいろいろ考えた中で絞り込んでって、この業種については設備投資はこの辺の範囲ですよということもきちっとやっぱり知らしめて、パンフレット、リーフレットといいますか、そういう部分できちっと出してやらないと、多分わかりませんので、その辺も含めて早期にやってもらえればと思いますけども、いかがですか。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） 細川委員のおっしゃるとおり、この制度の概要については早急に皆様にお知らせして、広く活用してもらうように努力してまいりたいと思います。

○委員長（小平 久君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） ただ今浜高主幹からこの3月から始まっておると1年という期限を私聞きましたけどその1年の補助事業なんですか。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） 大湯委員の質問にお答えいたします。今回の事業の予算財源というのは先般の補正予算で決定いただきましたが、国の地方創生の交付金、この2,000万を活用して26年度、27年度の繰越事業として行うということで進めますが、この事業の利用状況並びに反響こういうものも思慮しながら翌年もその交付金を活用するとか、産業振興基金からのかはまだ確定しませんが、その翌年度も継続という状況になるようであれば検討していきたいとは担当では考えています。

○委員長（小平 久君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 今その27年度、28年度も可能性があるというお答えをいただいた。よろしいですか。もし利用者がたくさんいた場合は、そういうことですね。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） そのうれしいような状況になるようなことを期待しながら、あとはその財源に関しては協議しながら検討したいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 先ほどお手付きしましたので、質問いたします。83ページの観光振興費です。総事業費が2,028万6,000円です。その中で、この1区分で報酬399万6,000円というのがあるんです。この中に適用欄には地域おこし協力隊員一人ということで399万6,000円と出てるんですが、この費用の出し方についてちょっとお聞きしたいんですけども、この費用は一般会計ではなくて、総務省からお金が出てるということだったので、ここの財源内訳のところではこういう表現になるんでしょうかね。私表現の仕方ちょっと違うんでないかと思うんですけども。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 今ご質問の件なんですけども、これはあくまでも一般財源でございますので、特別交付税の中に入ってますので、一般財源ということになると思います。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。ほかに。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 14ページの各種公園維持管理業務の中で、パークゴルフ場が一番経費が使われるのかと思いますけども、今までずっとパークゴルフ場については僕は質問しているんですけども、土地の関係あれから結構たちますけども、どういう状況になってるか、今後

どうしていくのか、それを含めて聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 答弁者は。

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 0 6 分

再会 午後 4 時 0 8 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開します。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それでは、申し訳ございません。細川委員のパークゴルフ場の土地の関係の質問でございますけども、以前その地権者と交渉して、経緯があって町で買い取ることができないでございました。この土地につきましては補助金が入っているということで、補助金の適化法の関係で平成 27 年度までが縛りがあるということになってますので、28 年度以降地権者とまた交渉をしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） その辺が 28 年度までということで、今わかったのかどうか知りませんが、もう何年も前からこの話はしてますし、まちも交渉してるということで、答弁してますよね。今の答弁聞くと 28 年度まではできないということになれば、今までそれも知らないで地権者とお話してたのかどうなのかという疑問も出てくるし、そういう補助金をもらっているんであれば完了しないとそういう土地の手続も出来いということでわかっているのであれば、なんら今までそれまでの間、何もできませんよという答弁だったらそれはそれでいいんですけども、今年になって聞いたらそういう 28 年度までは縛りがあって出来ないということであれば、今まで言ってたことと今言ってることとの整合性がないと思いますけれどもその辺どうなんですか。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） 細川委員のご質問にお答えいたします。パークゴルフ場の敷地に関しては借地という中で、その所有者との交渉ということでは当時から継続的に交渉は行われていた経緯はありますが、最近平成 24 年度も 3 年目になってしまいましたが、その時に相手方とは交渉をしております。その中では当時からまちとして取得したいという話が出てるので、その各件に関してその所有者に今現在はどういう考えかということで話を確認に行った経緯はありますが、売るとも、何とも、それは言えないという状況で結果は終わっております。今課長からも平成 27 年度以降という話もありますが、まだ具体的な確定ではないんですが、例えば、敷地を、今パークゴルフ場として一括借りている敷地の中でも、実際にパークゴルフとして利用されてるスペースと利用されてない、広場的な部分があるわけですが、その広場部分、パーク場に直接係らない部分を、例えば借地しない。借地をしないということも検討している段階でありまして、それを取得するにしても、公園整備をしている事業というので

補助金の活用してる中で先ほど課長が申しました適化法という縛りが平成 27 年度以降に解除になるということから、それ以降にいろんな交渉を具体的進めていきたいということでございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 縛りがあるんだから、その縛りがとれるまではできないというのはわかります。ただ今までそういう縛りがある中で、じゃ先ほども言っていましたように 24 年度も交渉しましたよと。だからその交渉をすることには別にどうこうではないですけども、縛りがあるうちは交渉すらできないと思います。そこで例えば、そこでいいよと仮になった場合にそうもできないし、前に今お話したとおり空いている部分があるよという話もありました。現にそのだいぶ前から空いてるから、そこに今借りている分の、要するにパークゴルフの形をこっちに移したらどうだと。そこは手付けしないでそのまま借りてって、そしてこっちは町の土地ですからそっちの方で造成してやろうかという話もあったんです。当然知っていると思うけども、それであれば今言ったようなこと言うのであれば、その時点できちっと要するに縛りがあることです。こっちはまだ十分同じだけの面積があるので、そこでも使えますよと。それに関しての造成も考えますよという話からも、もう 7 年も、8 年も前なんです。それで今聞けば、それこそまだ全然、協議はしてますよって言ってますけど、こっちにしてみれば以前から言っていて、そういう構想があればいつから、やるかやらないか別にして、やはり議会にもこういう構想でいるから、この部分は、当然値段も思っていたよりも当初の時のお話では 2,500 万とか 3,000 万の話出てましたよね。それも 1 件、施設の入口の問題、あれもまだ多分買っているかどうかわかりませんが、その辺のことも出てましたので、もうあれから何年も経ってますから、それであればやはりきちっと方向性をやるにしてもやらないにしてもやっぱり出すべきであって、27 年までの縛りがあるのであればあるということで、今私、初めて聞いたんでね。それであれば以前からも、それこそ 10 年も前からお話してることであるから、その縛りがあることをやっぱりきちんと伝えてもらわないと、質問する側も闇雲に質問してて、で今年なってみたら縛りがあってできませんという話になっちゃえば、やはり我々だって一生懸命パークゴルフ場に関して、やっぱり今の高齢者でも誰でも 1 日に本当朝早くから 3 時、4 時から起きて楽しんでますから、だからそういう部分でまちもきちっとやっぱり体制を整えてやるべきだし、お金掛かるのであれば、逆に先ほど言ったように別に作って、もう平らになってますからそんなに金のお金掛かる話ではないと思います。そんな川作ったりなんたりするわけでもないし、フラットな面積に少し起伏作って、ゴルフ場を作ったって宮野だってどこだって、それこそやっていますから、そんなに金のお金掛かる話していないのに、なぜじゃ今までほっといたのかなという疑問もありますので、その辺きちんとお話下さい。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今ちょっと誤解があったようですので、もう一度整理をさせていただいて、答弁を申し上げたいと思いますが、実はこれまで用地の取得につきましては、先ほど答弁したように 24 年までやっておりました。24 年度で売る意思はないと私たちそういう思いに

至った。ご承知のようにパークゴルフ場の半分につきましては、既に取得しております。それで先ほど、適化法の話が出ましたが、これは用地を取得するのには、適化法関係ございません用地を返す場合に適化法に引っかかるんです。したがって、今細川委員がおっしゃいましたように今ある土地で何とか出来るんじゃないかと。これは多分できると思います。ただそうしたときに今まで借りてた土地を現状復帰をして返さなければならないと。そのときに適化法に実は引っ掛かるんです。したがって、そういったことを整理するためには、適化法の期限である 27 年度以降でなければ出来ないということになりますから、これは適化法解除になった時点で再度交渉をして、使わない部分について返すとか、使っている部分についても取得できない部分についてはどうするかとか。そういう具体的なこの詰めの相談をさせていただかなければならないという状況に現在あるところでございまして、これからしっかりその辺の整理をさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） その辺は私もわかって話ししてることです。当然それ返さないと、現状復帰してそれを返すというわけにはいかないと。それはもう知ってます。その中で今、土地を取得するとしたら、何年も前から要するに 2,000 万だ、2,500 万の話が出て、それが 2,500 万が 3,000 万なのかわからないという話ですよ。すると元々まちが持っている、空いてる部分を造成するのに、じゃあどのくらい掛りますか。あとは適化法ですか。それが来た時点で要するに平らに戻せばいいんですから、だからその部分というのは、例えば川の部分だとかそういう部分でございまして、それを壊してやったって、結局はそんなに大きなお金を出さなくても十分事業は私は出来たと思います。もうこれだけ年数も経ってますので、今消費税も上がったり、いろいろ物価も上がっているけど、その当時であればそれこそ買うのは 2,500 万じゃ無理だと、だから 2,500 万の要するにお金を使って、町民の税金を使って、それこそパークゴルフをきちっとするんであれば、もう町の持っている土地を買う必要もないし、多分、僕の試算でいけば年 300 から 500 あれば十分パークゴルフ場はこっちからこっちに移動する分の面積は十分できると思うし、だからどんどん年数が経てば経つほど掛かってくるお金も増えてくるし、それこそ今の適化法ですか、それが解除になってからは、それは返せますよということで、返すためには、今の既存の部分壊さないでだめだと。でも壊してもあそこをフラットにするくらいだったら、全然そんなにばかみたいなお金が掛かるわけではないし、まして今までずっと使用料払ってだって年間やっぱり 7、80 万は使用料も払ってきていますから、だからやはりこれはまちの皆さんの町民の税金でございまして、やはり早く同じお金を使うんだったら、早くそういう部分を見極めて、多分 27 年度といっても、あそこの土地の取得は僕は難しいと思うので、もうまちでそろそろ腹を決めてきちんとそっちに一旦移すと。移した中でそれが適化法がもう解除になった時点で、じゃ土地を返すのか、相手方があることだから返しますよと言った時に申しわけないけども、安く買ってくれと、こういうこともあるかもわかんないので、できるだけ早急にパークゴルフの問題については、まちでちょっと対処してやってもらいたいということをお願いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど申し上げましたようにそういったタイミングが、もうすぐまいりますので、適切に対応させていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに。

なければ 7 款商工費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 2 3 分

再会 午後 4 時 2 4 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開します。

次に 8 款土木費の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 説明資料の 15 ページでございます。予算書は 87 ページからです。8 款土木費、1 項土木管理費、2 目熱源供給施設管理費、継続でございます。源泉施設点検整備業務、2,646 万円、全額一般財源でございます。各施設に浴用、暖房用として温泉水を供給している各井戸の源泉ポンプ、揚湯管、水位センサーを引き上げて点検整備を行い、温泉水の安定供給を図るものでございます。

次に新規です。瀬棚 4 号井中央監視装置設置工事 691 万 2,000 円、全額一般財源でございます。中央監視による運転状況の把握や記録の保存を行うとともに、異常時の際の故障通報により、早期対応が可能となり温泉の安定供給を図るものでございます。

続きまして 2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、継続でございます。町道等除雪業務 1 億 4,168 万円、全額一般財源でございます。町道及び公共施設の除雪業務でございます。

16 ページでございます。継続でございます。町道等排雪業務 750 万円、全額一般財源でございます。町道及び公共施設の排雪業務でございます。

次に継続でございます。防雪柵設置取外業務 2,648 万円、全額一般財源でございます。冬期間において地吹雪、吹溜まりの影響を多分に受ける路線について防雪柵を設置し、交通安全性の向上を図るものでございます。

次に継続でございます。流雪溝施設維持管理業務 2,252 万円、財源内訳としましては、国道支出金 2,172 万 7,000 円、一般財源として 79 万 3,000 円です。流雪溝に係る維持管理経費については、国道、道道、町道の流雪溝設置延長の比率で、それぞれの道路管理者が負担しております。経費内訳については記載のとおりです。なお負担割合につきましては、国道管理者である函館開発建設部が 89.2%、道道管理者の函館建設管理部 7.3%、町道として当町が 3.5%でございます。

次に継続です。町道白浜通線防護柵敷設替工事 550 万円、全額一般財源でございます。老朽化等により腐食した防護柵を敷設替し、交通安全対策を図るものでございます。なお事業につ

いては本年度完了いたします。

次に継続でございます。町道交通安全施設整備工事 135 万円、全額一般財源でございます。区画線の補修、カーブミラー及び警戒標識等により交通安全性の向上を図るものでございます。

次に新規でございます。町道寿町 4 号線外、側溝補修工事 200 万円です。全額一般財源でございます。町道寿町 4 号線、町道豊岡団地幹線の側溝が凍上等により傾いているため、補修を行い安全対策を図るものでございます。

続きまして 17 ページでございます。新規でございます。町道丸山線外舗装補修工事、予算額 200 万円でございます。全額一般財源でございます。町道丸山線の丸山橋前後の段差について補修を行い、安全対策を図るものでございます。

続きまして 2 目地方道改修事業費、継続でございます。橋梁長寿命化補修事業 8,800 万円、財源内訳としましては、国道支出金 5,810 万円、地方債 2,990 万円、これにつきましては 10 カ年の長寿命化計画に基づき、橋梁の長寿命化を実施しているものでございまして、本年度につきましては、橋梁の補修設計業務として 2 橋、本体工事、小川橋補修工事を 1 橋実施いたします。

次に継続でございます。町道舗装補修工事、1,400 万、財源内訳としましては、国道支出金が 770 万円、一般財源として 630 万円です。これにつきましては平成 25 年度に道路ストック総点検した結果により、舗装修繕計画を策定しまして計画的に補修を進めるものでございます。

次に新規です。町道豊岡鍋坂線支線 3 号線改良工事 800 万円です。全額一般財源でございます。これにつきましては、昨年町道豊岡鍋坂線支線 1 号線へ接続をする路線の測量が完成しましたことから、本年度舗装、側溝整備を行い地域の環境整備を図るものでございます。

続きまして 3 項河川費、1 目河川維持費、継続でございます。準用河川最内川堆積土砂除去工事 260 万円、全額一般財源でございます。河川内の堆積土砂を除去し、河道断面を確保することにより水害を未然に防止するものでございます。この事業についても本年度完了となります。

続きまして 4 項港湾費、1 目港湾管理費、新規でございます。漁火公園ゲートボール場休憩所設置工事 129 万 6,000 円、全額一般財源でございます。平成 26 年度においてゲートボール場休憩所を撤去したため、新たに休憩所を設置することにより利用者の利便性の回復を図るものでございます。

18 ページでございます。新規でございます。上架施設台車上架台購入 203 万 1,000 円、全額一般財源でございます。老朽化等により損傷が著しいことから、上架施設使用上の安全を確保するため、上架台を購入するものでございます。

続きまして 3 目港湾建設費、継続です。瀬棚港修築事業負担金です。4,950 万円、全額地方債で充当します。これにつきましては、東外防波堤の延伸に係る事業負担金でございます。事業費 3 億 3,000 万円の 15%を負担しております。

続きまして 7 項住宅費、1 目住宅管理費、継続です。町営住宅屋根改修事業 558 万 4,000 円、全額一般財源でございます。町営住宅の適正な維持管理のため屋根改修工事を実施し、居住環

境の整備を図るものでございます。

次に新規でございます。町営住宅換気設備改修事業 257 万円、全額一般財源でございます。町営住宅の適正な維持管理のため換気設備改修工事を実施し、住環境の整備を図るものでございます。

続きまして継続です。町営住宅内部改修事業 410 万円、全額一般財源でございます。町営住宅の適正な維持管理のため内部改修工事を実施し、住環境の整備を図るものでございます。

次に継続でございます。町営住宅避難梯子改修工事 155 万 6,000 円、全額一般財源でございます。町営住宅の適正な維持管理のため避難梯子改修工事を実施し、入居者の安全確保を図るものでございます。

次に継続でございます。町有住宅屋根外壁改修工事 322 万 9,000 円、全額一般財源でございます。町有住宅の適正な維持管理のため屋根塗装及び外壁改修工事を実施し、居住環境の整備を図るものでございます。

次に継続でございます。職員住宅屋根改修工事 129 万 6,000 円、全額一般財源でございます。住宅の適正な維持管理のため屋根改修工事を実施し、居住環境の整備を図るものでございます。

続きまして 2 目住宅建設費、新規でございます。町営住宅等長寿命化計画見直し業務 388 万 8,000 円です。財源内訳といたしましては、国道支出金 194 万 4,000 円、一般財源として 194 万 4,000 円です。平成 23 年 3 月に策定した本計画が中間期を向かえるにあたり、現行計画の点検及び公的賃貸住宅の適正な供給と維持管理による効率的かつ総合的な活用推進を目的とした計画の見直しを行うものでございます。

次に継続でございます。町営住宅解体事業 421 万 3,000 円、財源内訳といたしまして、国道支出金 192 万 5,000 円、一般財源が 228 万 8,000 円、町営住宅長寿命化計画に基づき、政策空家としている住棟について、周辺環境悪化防止及び安心安全な地域保全を図るため、老朽化した町営住宅を除却するものでございます。

8 款土木費合計 8 億 2,508 万 7,000 円でございます。

以上説明終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 説明資料の 15 ページ、1 番下です。町道除雪業務です。この業務の中に大成区あるんですけども、あの現状として大成の町民からいろいろ話を聞くと、要するに除雪をする機械に伴っていない機械があるため除雪がきちんとされてないと。ことしは雪が少ないので、若干はカバーできたのかと思いますけれども、民間の車、またはまちのそういう除雪車等もありますとは思いますが、まちでやはり大成の場合は広いところばかりじゃないので、道路幅も狭いし、なかなか雪の持って行き場所もないということで考えていけば、やはり話を聞くと普通の除雪車じゃ無理かということを考えれば、小型ロータリー等々で対応することも考えたほうがいいのかと。当然大成にはあると思いますけれども、その部分で仕事ができ

ればいいんですけども、今の状況では、そういう機械が足りない状況に見えますけれども、ことしはもう雪はこれ以上多分降らないと思いますけども、来年に向けてやはりきちんとした適材適所のやはりそういう機械を入れてやらないと町民の足の確保、何かあっても困りますので、その辺の対策は、どう考えているかお知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今細川委員から言われたことについては、大成区を請け負っている除雪業者から今委員おっしゃってる部分については、汎用機械ではなくバケットの除雪の部分だと思いますが、請け負っている業者からは、持っていた汎用機械が壊れて、大変老朽化してるもので、部品もないので、ことしはちょっと厳しいんだと。うちのほうもなかなかその手だてがちょっと難しかったものですから、それは 1.2 立米のバケットでも仕方ないということで、その分時間は掛りますが、汎用機械と同じ値段でやってもらったものですから、その辺はやられた業者さんも苦勞してますし、大成区の沿線の方についても苦慮されたんではないかと思ってます。それで機械の手当については、今大成をやられてる業者とこれから終わった段階でもう 1 回話さなきゃならないんですけども、その壊れた時点での話としてはやっぱりなかなか自分で今機械も非常に高騰してるという中で、なんとかその町で貸していただけるような方策等を考えてみていただけないかということを急遽言われてましたので、新年度に一応、雪寒機械増強という形で平成 27 年要望したいと思っております。ただ、入ってくるのが、うまくついて 28 年度購入となりますので、もう 1 年については、やられてる業者 1 社なので、その辺は相談して工夫をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） ほかに。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 同じ 15 ページですけども、源泉施設点検整備業務の中で、今現在、北檜山警察署に温泉を今でもまだ引っ張って利用しているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 鈴木係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） 温泉につきましては、警察署に暖房用、浴用として供給しております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういう中で、ランニングコストっていいですか、当然、警察署内のものであれば、別に警察署が維持管理はしていると思いますけども、ふれあいプラザですか、あそこの源泉ありますよね。あそこから直接行っているのかちょっとわかりませんが、その辺のもう警察署に引っ張ってから相当経ちますよね。そういう中で管の老朽化だとか、管の詰まりだとかそういう関係は今まであったのはないのか。これから例えば、もう古くなったので取替えしなければならぬ状況になっているのか、その辺わかったら教えてください。

○委員長（小平 久君） 鈴木係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） 警察に供給してる管については、ちょっとはっきりした年度はわかりませんが、相当な年数が経っているということでありまして、当初、そのまま源泉を送っていたんですけども、どうしてもその温泉成分によるスケールの付着という問題がありまして、中の方に固着して固まってしまうと。そして管形が細くなってしまうというような問題もありまして、現在その固着を防ぐ薬品によってそれを防いでいる状況です。それで昔一部、極点部分とか、そういう部分については改修してやり直しをした経緯もあります。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） その辺の掛かったお金は、まちでもったのか、警察でもったのかその辺もお知らせ願いたいと思うし、今後、細くなってその薬剤等々で、飲み水に使っていないということですから、そういう薬が入っても全然問題ないのかと思いますけども、今後、外側の部分もあるし、中は当然ガレキだとかそういう部分で管路は細くなっていくと。そういうことで薬剤を入れてやることによって、そのガレキが解けて、元の太さには戻らないとしても、若干の流れは良くなるのかと思いますけれども、今後その辺のお金は警察署とせたな町の間では、そういう修理だとか、そういうものについてのお金の出し方はどういうふうになってるのか合わせてお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 鈴木係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） 管渠施設の維持管理につきましては、送り側の町の持分としましては警察に入るまでを町で管理しております。警察署の中については、警察署の管理になるものですから、今後管渠の老朽化ですとか、閉そくですとかその辺に係る経費については、町の負担ということで考えてます。それと、管の耐用年数もメーカーに確認はしたんですけども、何年というものを定めていないと。ただ実際にある管渠を実際にサンプリングして持って行ってその劣化状況の確認は出来るということなので、その辺も合わせて今後改修になるのか、敷設替えなのかも含めて検討していきたいと考えてます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 当然そうなるかと思います。ただ例えば水道何かも、下水道もそうなんですけれども、まあ警察署の入口までという、それは入口が建物のすぐそばなのか、その辺がちょっとわかりませんが、一般の家庭であれば、例えば道路に面した部分あとは自分でお金を出してそれを引っ張るということで今現在やってます。だからそういうことであれば、やはり警察とは一般の人とはその取扱いが違ってくるのかどうかわかりませんが、同じそういう施設整備を使って利用させるのであれば、やはりその管路も警察署の土地の近辺だったらおかしいですけど、その辺まではまちが当然持って行って、それから警察署に行く管については、警察の方で管理すべきかなと私は思いますので、先ほどの管の話ですけども多分水道だとかそういうものと違って、高圧の圧の大変掛かるそういうものでないと思いますので、なかなか管の要するに腐食して穴が空いて漏れるとか、その漏れたとしてもなかなか発見が難しいのかと私気がしますので、その辺な要するにバルブがどうなって圧が何ぼ係ってということまでは多

分できないと思うので、その辺は多分もうあそこの警察署できてからかなり経ちますので、大成のあわび山荘なんかでもそうなんだけど、結局は 10 年 15 年経ったら、管の要するにガレキ詰まりだとか、そういう腐食だとかということで、結構取替えたりなんなりしてますので、多分漏れている可能性もあるのかという気がしますので、その辺もメンテナンスできちんと対応したほうがいいかと思いますので、その辺も合わせてどうですか。

○委員長（小平 久君） 鈴木係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） その辺も、各施設に湯量計等ついてまして、それぞれ全体と、各施設の量と把握はしております。それで量が少なくなった路線については、歩いて探したりですとか、そういう対応をさせていただいて、先月もちよっと漏水ありましてその辺も修理した経緯がございますので、今後ともそのように適正な維持管理をしていきたいと考えてます。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の 18 ページになります。町営住宅の改修事業に関連することですが、町営住宅の適正な維持管理のためにということで整備を図ると。ここで都いさり火団地が 4 戸改修、みやこの丘団地が 6 戸改修、これは換気扇の設備だと思うんですが、その下で、みやこの丘つづじ棟で 105 号室と床、内装、天井改修これは関連してかなり前から結露の問題を住宅に住んでる方からいろいろお話があって、支所も本所も対応させていただいて、換気扇の改修工事を予算措置していただいたと。十分了解してますが、今後まだ何棟もあると思うんです。当初担当では年次計画を立ててやりたいということでしたが、その辺の協議の結果というか、何かあればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 高橋係長。

○大成総合支所建設係長（高橋真一君） ただ今の質問でございますが、昨年の秋口に今言われた住宅の結露がひどいということで点検した経緯がございます。一応平成 7 年度以降に大成区で建てられました町営住宅については、ロスナイ換気設備になっておりますので、全棟確認した結果が都いさり火団地の 4 戸とみやこの丘団地 6 戸が早急にやらなければならないとのことで予算計上させていただいてますので、今後も経年劣化等のロスナイ換気設備の換気能力低下も考えられますことから、引き続き点検はしていきつつ、その都度、修繕対応なり改修工事等なりで対応していきたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 昨年のように各戸にアンケートなり点検の周知をするなり、本当によくしていただいたので、今後も業者に任せるのではなくて、今までのとおり役場の職員も含めて点検なりして順次対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） 高橋係長。

○大成総合支所建設係長（高橋真一君） 今、言われましたとおり今後も適正な維持管理を行

なっていきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） なければ 8 款土木費の質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは明日 3 月 13 日 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じ、明日 3 月 13 日 10 時から再開しますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4 時 5 0 分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成27年 5月13日

委員長 小平 久

署名委員 大湯 圓 郷

署名委員 細 川 伸 男

平成27年せたな町議会予算審査特別委員会 第3号

平成27年3月13日（金曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 議案第 1 号 平成27年度せたな町一般会計予算
- 2 議案第 2 号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3 号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4 号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 5 議案第 5 号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 6 議案第 6 号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 7 議案第 7 号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 8 議案第 8 号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 9 議案第 9 号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第10号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 11 議案第11号 平成27年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（10名）

委員長	小平久君	副委員長	澤田光子君
委員	奥村喜美男君	委員	本多浩君
委員	大野一男君	委員	平澤等君
委員	石原広務君	委員	大湯圓郷君
委員	細川伸男君	委員	熊野主税君

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋貞光君
教育委員会	委員長	田井重久君
農業委員会	会長	三上博則君
選挙管理委員会	委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間	正君

1. 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君

財 政 課 長	高 堂	田 端	威 雄	君 君
務 課 長	中 丹	野 羽	重 真	君 君
町 民 児 童 課 長	鎌 原	田	勝	君 君
保 健 福 祉 課 長	原 小	林	一 安	君 君
産 業 振 興 課 長	黒 高	澤 橋	智	君 君
建 設 水 道 課 長	神 横	田 川		君 君
出 納 室 長	佐 々	木 谷	真 由	君 君
国 保 病 院 事 務 局 長	坂 太	田	洋 啓	君 君
ま ち づ く り 推 進 室 長	西 元	島	良 敬	君 君
総 務 課 長 補 佐	佐 八	藤 木	英 忠	君 君
財 政 課 長 補 佐	洪 松	田 本	彰 健	君 君
税 務 課 長 補 佐	尊 関	保	和 功	君 君
町 民 児 童 課 長 補 佐	小 阪	橋 井		君 君
町 民 児 童 課 長 補 佐	佐 々	木 登	世 正	君 君
北 檜 山 保 育 所 長	濱 伊	藤 野	幸 悦	君 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	上 長	内 浦	宏	君 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	三 浜	高 口	剛 正	君 君
産 業 振 興 課 長 補 佐	沼 久	津 間	英	君 君
産 業 振 興 課 長 補 佐	上 平	田 勢	一 大	君 君
産 業 振 興 課 長 補 佐	伊 水	野	千 佳	君 君
建 設 水 道 課 長 補 佐			万 寿	夫 君
建 設 水 道 課 長 補 佐				
建 設 水 道 課 長 補 佐				
国 保 病 院 事 務 局 主 幹				
情 報 管 理 係 長				

広 報 統 計 係 長	尾	野	真	也	君
財 政 係 長	吉	田	有	哉	君
経 理 入 札 係 長	小	林	朱	央	君
戸 籍 年 金 係 長	荻	原	千	明	君
環 境 衛 生 係 長	藤	谷	知	昭	君
国 保 医 療 係 長	中	山	康	春	君
保 育 士 係 長	加	茂	秀	子	君
社 会 福 祉 係 長	神	成	和	江	君
障 害 福 祉 係 長	松	原	孝	樹	君
保 健 推 進 係 長	垣	本	利	子	君
介 護 保 険 係 長	竹	内	亜 希	子	君
包 括 支 援 係 長	今	川	勇	吾	君
地 域 支 援 係 長	古	守	亜	珠	君
農 業 振 興 係 長	長	内	解	人	君
水 産 振 興 係 長	手	塚	清	人	君
耕 地 整 備 係 長	河	原	泰	平	君
林 業 振 興 係 長	池	田	裕	之	君
農業センター業務係長	川	本	崇	雄	君
管 理 係 長	井	村	裕	行	君
上 下 水 道 係 長	川	上	佳	隆	君
上 下 水 道 係 長	鈴	木	涼	平	君
管 財 係 長	金	澤	喜	嗣	君
住 宅 係 長	伊	瀬		亮	君
給 食 係 長	林		そ の	子	君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長	岡	崎	邦 三 郎	君
産 業 建 設 課 長	佐	野	英 也	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	木	村	一 夫	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	萩	原	勝 幸	君
産 業 建 設 課 長 補 佐	沖	崎	孝 純	君
産 業 建 設 課 長 補 佐	杉	村	彰	君
大 成 保 育 園 長	中	宿	八 千 代	君
国 保 病 院 大 成 診 療 所 事 務 長	古	守	幸 治	君
地 域 町 民 課 主 幹	中	川	讓	君
大成水産種育苗成センター主幹	栄	田	武 志	君
税 務 係 長	芦	田	美 恵 子	君

住 民 係 長	堀 部	智 美	君
環 境 生 活 係 長	齊 藤	哲 章	君
福 祉 係 長	谷 川	一 志	君
水 産 振 興 係 長	藤 井	卓 也	君
建 設 係 長	高 橋	真 一	君
保 育 士 係 長	沼 口	恵 子	君

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長	駒 谷	正 義	君
産 業 建 設 課 長	福 士	裕 継	君
養護老人ホーム三杉荘所長	新 保	修 二	君
地 域 町 民 課 長 補 佐	濱 口	喜 秋	君
産 業 建 設 課 長 補 佐	松 岡	義 明	君
国保病院瀬棚診療所事務長	高 木	雅 彦	君
地 域 町 民 課 主 幹	古 畑	英 規	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀	英 治	君
瀬 棚 保 育 所 長	國 井	美 千 代	君
税 務 係 長	小 林	和 仁	君
住 民 係 長	稲 船	奈 穂 子	君
環 境 生 活 係 長	山 下	誠 一	君
福 祉 係 長	山 本	亨	君
商工労働観光係長	栗 谷	一 樹	君
上 下 水 道 係 長	小 池	秀 樹	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠 中	悦 子	君

1. 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田	円 裕	君
教育委員会事務局長	篠 塚	三 喜 郎	君
大成教育事務所長	辻	雄 一	君
教育委員会事務局次長	丹 羽	小 百 合	君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	三 浦	孝 史	君
給食センター副所長	早 川	克 紀	君
教育委員会事務局主幹	増 田	和 彦	君
教育委員会事務局主幹	上 野	朋 広	君
教育委員会事務局主幹	黒 澤	美 知 子	君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田	郁 美	君
大成教育事務所主幹	杉 村	輝 明	君
社 会 教 育 係 長	奥 村	大 樹	君

1. 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	吉	崎	照	人	君
農	地	係	主	任	吉	田	一	也

1. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書	記	長	西	村	晋	悟	君
書	記	次	長	高	橋	純	君

1. 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	佐	々	木	正	則	君
事	務	局	次	長	横	川	洋	二	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	佐	々	木	正	則	君
事	務	局	次	長	横	川	洋	二	君
書			記	松	林		功	君	

開会 午前 10 時 00 分

○委員長（小平 久君） おはようございます。

ただ今の出席委員 10 名で定足数に達していますので、予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、日程第 1、平成 27 年度せたな町一般会計歳出 9 款消防費からとし、説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは資料によりまして内容を説明させていただきます。資料の 19 ページをお開きください。9 款消防費でございますが、予算書のページでいいますと 95 ページからになります。1 項消防費、1 目消防費、継続であります。檜山広域行政組合消防費負担金です。予算額 8 億 7,041 万 5,000 円、財源内訳ですが地方債が 4 億 2,540 万円、残り 4 億 4,501 万 5,000 円が一般財源となっております。内容につきましては、檜山広域行政組合の消防費負担金、内訳が本部経費といたしまして、4,193 万 1,000 円、消防署経費分といたしまして 3 億 5,460 万 8,000 円、消防団経費分ですが 4,358 万 5,000 円、消防施設経費分 4 億 3,029 万 1,000 円となっております。米印といたしまして本部経費分には、消防救急デジタル無線の共同整備事業及び、それから消防施設経費分には、せたな消防署の庁舎新築工事、これらを含むものでございます。

次に 3 目消防行政無線管理費、継続、防災行政無線屋外拡声子局の改修工事でございます。予算額 279 万 9,000 円、全額一般財源でございます。経年劣化がある著しく、塩害等により落下の恐れがあるスピーカー等を更新するというものでございます。

内容につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） きょう私は建物改修事業に合わせて備品の購入、備品の配備、その質問させていただきましたが、この消防費のところで質問するべきだということでしたので改めて質問させていただきます。きょうの廊下で西村課長と町長から言われましたけど、私は決して新築するから改修するから備品を購入してくださいということではないですし、現場からもそういう声で聴いてるわけでありません。ただ改修していただけると。昨日西村課長言ってきましたけど、財源は限られているんだと。その中でも、こういう形で決めていただいたので、それに合わせて、今まで古くても頑張って使ってきた、ましてや話大きくなるかもしれませんが、ドクターヘリが運航開始した。それに合わせて必要な救急に関する備品なりを要求している。これからも要求していくわけですから、そこを優先順位として上にさせていただいて、それに対応していただきたいという思いで、質問させていただいたのでその辺もう一度確認させて下さい。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。昨日も石原委員のご質問にお答えはしていましたが、改めて重なる内容になろうかと思えますけども、お答えさせていただきます。

現在、予算計上させていただいてるものは、その前に、資料の恐れ入ります委員の皆様、別冊で平成 27 年度檜山広域行政組合関係予算事項別明細書（当初予算）せたな町と表紙になっている冊子が配付されていると思えますけども、そちらをご覧ください。この 10 ページを開きください。10 ページの 1 番下でございますが、18 節備品購入費でございます。ここに本年度、当初予算で計上いたしました備品関係が載っておりますが、金額でいいますと 5,485 万 1,000 円。内訳につきましては、通信指令装置から下の職員の仮眠用の布団というところまで 8 項目掲載されてございますが、これが予算計上させていただいたものでございます。それで、この予算につきましては、ただ今石原委員からもご質問中でありましたが、財源が限られている中でというのは、委員もご承知のとおりだと私は理解いたしましたが、消防署及び支署それと分遣所の備品につきましては、現在使用している備品の中で対応できるものも、使用できるものは引き続き使用させていただきますというのは、昨日お答えしたとおりですが、小学校でご承知のとおり北檜山区玉川小学校、それから小倉山小学校がこの 3 月で閉校となります。そちらの小学校で使用している備品につきまして、まだ使用できるものにつきましては、使用させていただきたいというのが昨日答弁した内容ですけれども、そこで補正予算で今後必要となる備品につきましては、当然予算査定の中で決定されて、それをしかる時期の定例会で計上させていただくとこのようになろうかと思えます。したがって、昨日最初の質問の中で予算査定で町長が予算を削ったかのような、あたかもそういう何か内容の発言がございましたが、決して削ったとかという内容ではございませんで、付けるものは付けるというようなことでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今答弁の中で、閉校する玉川小学校なり小倉山小学校なりということで説明がありましたが、想像できる範囲では事務机なりもそちらで対応するとお決めになったのかと思うんですが、私が言っているのは救急に関する、災害に関する備品は消防署の現場の判断なので、そこを優先順位を上げて今後も対応していただきたいということでの確認をしたかったんです。もちろん事務机なりも新築するから新しくしてくれということではなくて、今までも数十年にわたって使ってきたわけです。もしそこも要望があるのであれば、ぜひ昨日財政当局の判断だということも言ってましたので、そこも連携をとりながらぜひ補正でも対応していただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 財政に係る部分ですので私から説明させていただきたいんですけども、ただ今の石原委員から救急に係る部分での備品の予算についても削られたというか、付かなかった部分があるということでお話があったんですけども、そういった部分については、優先的に付けますし、これからも付けて参りたいと考えています。先ほど総務課長からも話し

たように、あくまでも今これから利用しなくなる施設がございますので、そこには机、いすと言っていましたけども、そのほかに棚とかソファーとかいろんな備品がございますので、そういったもの利用できるものについては、有効利用図りながら、財政のことを考えながら適切に対応してまいりたいと。補正についても引き続きそういうものをちゃんと査定しながら適切に付けていって、そしてしかるべき議会の時期に計上したいと。皆さんにまたその部分についてはお願いすることになりますけども、そういうことでご理解方よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 私の言い方が辺に伝わっているかもしれませんが、決して要望をすべて削ったのではないかということを言ってるわけじゃないです。行政組合で要望が上がって削られているので、要望が上がっているということは、消防の現場の判断で上げているはずなので、よろしいですか。そこはそこは二つあればいいところ三つ要求してるはずではないと思うんです。ですからそういう意味で優先順位を上げて、今後に対応していただきたいということでお願いしているので、もう一度確認させてください。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 緊急時に必要なものについては適切に予算措置したと思います。

○委員（石原広務君） 了解です。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 9 款消防費の質疑を終わります。

次に 10 款教育費の説明を求めます。

教育委員会篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 説明資料は 19 ページから予算書では 97 ページからとなります。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目の事務局費から順にご説明いたします。指導主事報酬 204 万円、学校教育や学校経営における諸課題などへの指導、助言を行う指導主事を配置するものであります。

外国語指導助手報酬 360 万円、主として中学校の英語教育の充実を図るため、A L T、アシスタントランゲージティーチャーを配置します。

非常勤講師、J－A L T 賃金 226 万 8,000 円、小学校における英語教育の充実を図るため、町単独におきまして英語の教員資格免許者を採用しまして学校へ派遣します。

特別支援教育支援員等賃金 1,391 万 4,000 円、幼稚園や学校における学習や発達など、つまづきのある子どもに対する学習支援のための支援員を当該校に配置します。

檜山北高通学費補助金 105 万 4,000 円、財源は生活交通確保対策基金でありまして、瀬棚区海岸方面、大成区からのバス通学費の負担軽減を図ります。

研修会等補助金 94 万 9,000 円、教職員の資質等の向上を図るため、へき地複式教育研究連盟、学校教育研究会、特別支援学級教育研究会に対する研修費などの支援をします。

小学校費に入りまして、スクールバス運行業務 408 万 3,000 円、続いてスクールハイヤー使

用料 1,226 万円は、児童の遠距離通学を確保するためのものでございます。

次の 20 ページ、新規でフッ化物洗口実施事業 10 万円、フッ化物洗口を実施する際の薬品代及び消耗品代を計上しました。

新規で I C T 機器導入事業 1,864 万 4,000 円、I C T 教育を推進するため学校の通信環境を整備し、校内 L A N 環境の確保を図るとともに、普通教室における液晶モニターやパソコンなどの配備、教員用パソコンなどの配備を計画的に進めます。

要保護及び準要保護児童就学援助費 315 万 5,000 円、国費が 1 万円で、経済的支援を必要とする世帯に対する学用品等を支援するものでございます。

特別支援教育就学奨励費 46 万 5,000 円、国費が 1 万 8,000 円で、障害のある児童の世帯に対し学用品等を支援します。

小学校の施設整備につきましては、久遠小学校において教室の天井補修工事で 184 万円、瀬棚小学校においては消防設備の改修で 111 万 7,000 円、それと水洗トイレ工事で 148 万 4,000 円を実施します。

中学費です。スクールバス運行業務 2,560 万 9,000 円、スクールハイヤー使用料 1,376 万円、これは生徒の遠距離通学を確保するものでございます。

新規で I C T 機器導入事業 888 万 6,000 円、I C T 教育を推進するため学校の通信環境を整備するとともに、普通教室における液晶モニターやパソコンなどの配備、教員用パソコンなどの配備を計画的に進めます。

中学校活動事業補助金 308 万円、中体連事業や文化事業に対する参加経費を補助します。

要保護及び準要保護児童就学援助費 558 万 7,000 円、国費が 8 万 5,000 円、続いて特別支援教育就学奨励費 35 万 4,000 円、国費が 3 万 9,000 円で、これらの内容については小学校費と同様でございます。

中学校の施設につきましては、北檜山中学校においては、柔剣道場吊り天井の耐震化工事実施設計業務 164 万 2,000 円、大成中学校においては体育館の梯子改修工事で 176 万 1,000 円を実施します。

次の 21 ページです。社会教育費です。生涯学習講座等講師謝礼 93 万 6,000 円、学習ニーズに対応した学習機会の提供を図るため、趣味教養講座をはじめとする記載の事業を実施します。

芸術鑑賞事業 160 万円、本年度は人形劇のひょっこりひょうたん島と記載の音楽鑑賞事業を開催しまして、すぐれた芸術文化の鑑賞機会を提供します。高齢者大学 20 周年記念事業 10 万円、これは北檜山いきがい学園の記念講演に対し講師料を支援するものでございます。

社会教育団体補助金 166 万円、文化協会や女性団体連絡協議会、P T A 連合会、子ども育成会連絡協議会、町民文化祭実行委員会、郷土芸能団体連絡協議会に対し、それぞれ事業費を支援するものでございます。

姉妹都市交流推進協議会補助金 207 万 7,000 円、財源はスポーツ文化振興基金でありまして、訪問団の派遣事業や恒例のピアノコンサートに対し支援するものであります。

学校支援事業 31 万 4,000 円、文化活動やスポーツ活動の指導者を学校に派遣しまして、学

校の教育活動を地域で支えるもので、登録者の保険料を助成します。

ブックスタート事業 5 万 2,000 円、乳幼児期の読書活動を通じまして親子のふれあいを推進し、絵本や子育てに関する資料などをのパックを配付します。

保健体育費です。全道全国大会参加奨励補助金 100 万円、その他財源はスポーツ文化振興基金で、全道全国大会への出場に対する参加経費を支援するものであります。

社会体育団体補助金 291 万 2,000 円、その他財源はスポーツ文化振興基金で、スポーツフェスタ、海洋クラブ分の事業分でございます。これは体育協会やスポーツ少年団、次の 22 ページです。続きまして、スポーツ合宿招聘事業、スポーツフェスタ実行委員会、B & G 海洋クラブに対し事業費を支援するものでございます。

体育施設の改修につきましては、大成町民プールの管理棟改修工事で 712 万 8,000 円を実施します。

給食センターにおきましては、新規で蒸気温水ボイラー等改修工事 2,509 万 8,000 円を実施するとともに、給食配送車 1 台 843 万 4,000 円を更新しまして、安心して安全なおいしい給食の提供に努めてまいります。

最後に町民プール改築工事基本設計業務 200 万円を計上させていただきました。これは北檜山区の町民プールの上屋並びに缶体の老朽化が著しいことから新しい建替えを計画しております。今後の予定につきましては、記載のとおりでありまして 29 年度からのオープンに向けて取り進めたいと考えております。

以上、教育費の合計につきましては 4 億 5,724 万 8,000 円となります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の 19 ページ、檜山北高等学校の通学費の補助金に関連してなんですが、この補助金に関しては総務と予算を分けて持っていて、通学生に対して半額補助となっているんですが、以前、役場では補助を受ける段取りはすべて整ってたんですけど、当時の担当の北高の職員の理解ができてなくて、実は 3 カ月に 1 回しか役場から補助がされない状況だったんです。そこは教育委員会の担当できちんと説明させていただいて、今は 1 カ月に 1 回です。1 回補助ができるようになってんですが、それで実は親御さんが仕事のときに学校から申請を出してくださいと言われて仕事の都合で、忘れてることもあるんですが、それで申請に間に合わないことがあるんです。長万部高校の実態を聞くと、すべて役場に時期になるといけば、全部補助が叶うんだよという情報がありましたので、もしあれでしたら、総務と連携して家庭で簡単に手続きが出来るような形で今後協議していただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。現在、檜山

北高校の通学補助金につきましては、およそ 50 名程度の児童生徒の皆さんに通学費の助成をしてございます。ご質問のあったとおり学校側に取りまとめをお願いしていただいております。この 50 名の方に対しまして、それぞれ補助金の交付手続をとった場合、50 名掛ける 12 カ月ということで膨大な事務量になります。それで学校にちょっとお手間を取らせますが、取りまとめをお願いしているところでございます。また、合わせてお話があったとおり毎月申請していただいて構いませんと今の段階でなっておりますので、万が一 1 カ月都合で手続きがとれない場合は、次の月に 2 カ月分ということにはなりますが、そういう形で今まで対応をとっていました。また総務の交通費助成につきましても、檜山北高等学校の通学生につきましては 100 名程度の助成があるということで、それぞれ申請をいただきますと大変事務が煩雑なるということで、現在におきましては、現行どおり毎月の申請をしていただくということで、保護者の方にも理解をいただきたいと考えてございます。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 事例を申し上げますと、学校に申請を出さなきゃいけないのが仕事の都合で間に合わなかったらしいんです。函バスまで出向いて定期券を買って、そのシールを張って学校に申請をしなきゃいけない。その手続きが間に合わなくて 2 カ月でも対応していただけるということですけど、そこも今後の検討課題でいいですから、簡略化といいますか、そういうことも実情としてありますので、なんかしらの対応を考えていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。そうであれば総務の担当者とも連携を図りながら、対応できる方策があるか検討を進めさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかに。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 20 ページです。久遠小学校の天井の補修工事です。この適用を見ますとモルタル部分ということで、たしか小学校は結構古いんで天井にモルタルなんて使っていないと思うんですけども、それが 1 点と。それとその下のに新規で吊り天井の関係も書いてありますけども、当然吊り天井は危険ですから、国としては早く改修してくださいという旨の通達が来てると思うんですけども、その辺ほかの教育関係の所管の中の建物の中に吊り天井がまだそのまま残っている部分がこのほかにあるのかも含めて、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○教育委員会主幹（上野朋広君） ただ今のご質問ですけれども、まず久遠小学校の補修、モルタルの部分ですけれども、久遠小学校につきましては、建設課と協議しましてこの事案があるということで見に行ってくださいました。そのことでモルタル部分がありまして、その部分の補修ということでございます。

次に、吊り天井ですけれども、現在、吊り天井で改修をしてほしいという要綱なんですけれども、天井高が 6 メートル以上、または面積が 200 平米以上ということで定められておりまして、ここで該当していますのが北檜山中学校の柔剣道場の吊り天井が該当するということでございます。あと施設でないかということでございますけれども、現在、吊り天井を持っている施設は北檜山中学校の柔剣道場一つということでございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） ほかに。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 予算書の 106 ページです。これは私も実際に行なってるんですが、北海道国際交流センター負担金 1 万 6,000 円、11 年前は多分教育委員会でそれなりの予算をもらっていたはずなんです、今現在は 1 万 6,000 円という、本当に微々たるものなんです。私どもも加担させていただいておりますが、私どもはいいんですが教育委員会としては、多分かつかつの金額で、1 万 6,000 円の金額をやりくりしながらやっている状況だと思うんですが、その辺はもう少し予算を持っていだけないものなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 奥村係長。

○社会教育係長（奥村大樹君） 国際交流の関係の負担金の件でございますけども、この国際交流、北海道の国際交流センター現在函館にあります、年々、国際交流の受け入れも含めて全道的に縮小傾向にあるということで、この負担につきましても、それに伴いまして減少しているという状況で、国際交流センターのほうからこの金額でということで毎年負担金をお支払いをしているという状況です。それで町として国際交流に係る部分の予算計上はそれぞれ多額な額ではございますけども、それぞれ食糧費はじめ、受け入れの分については予算措置をさせていただいてるという状況でございます。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明資料の 19 ページの外国後指導助手報酬の件ですが 360 万予算されてますが、これ 1 名なのか、員数とそれからどういうスケジュールで業務といいますか、やってるのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○教育委員会主幹（上野朋広君） 外国語指導助手につきましては現在で 1 名でございます。指導の内容につきましては、各中学校に行きまして学校の先生の英語授業の内容の補助をする内容になっております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 町内には 3 校中学校があるんで多分ローテーションで英語の時間と合わせてやってるということなんです、この先生が単独で授業を持つという形ではないんですね。あくまでも英語の単位の授業の中で連動してやってるという体制だと理解していいですか。

○委員長（小平 久君） 丹羽次長。

○教育委員会次長（丹羽小百合君） ただ今ご質問ですが、教科を教えるということは免許がありませんので、あくまでも先生の補助をしながら先生と一緒にネイティブな英語だとか、そういうものを子どもに指導するという体系をとっております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） いわゆるTT制度とか、そういうものに準じた運用と理解していいですね。わかりました。

次、同じように下の部分です。これは小学校の部分になるんだろうと思うんですが、非常勤講師のJ-A-L-Tですか。これも今の質問と同じようにどういう体制でやっているか詳細をお聞かせください。

○委員長（小平 久君） 丹羽次長。

○教育委員会次長（丹羽小百合君） ただ今の委員のご質問ですが、このJ-A-L-Tにつきましては、小学校免許を持っている方を講師として派遣しております。ですので、授業自体を教えることが可能ですので、この先生を主にメインとして授業を組み立てている小学校もあります。全小学校に、大体、今は5、6年が外国語必修ですので、全小学校の5、6年に入っているだけであります。3、4年につきましても、J-A-L-Tを活用したいという学校がありましたので、そちらの部分にも派遣しております。この先小学校における英語の授業化、教科になるという部分を踏まえまして、今後も教員資格を持っているということで、先生と一緒に主に授業にも指導できるという形で入っていただいていく考えております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 小学校5、6年そして将来は教科という話もあります。大変前向きな対応だと思うんですが、総合学習の時間でこれそしたら活用してるということになりますか。時間の割的には、いかがですか。

○委員長（小平 久君） 丹羽次長。

○教育委員会次長（丹羽小百合君） そうですね、総合学習の時間で外国語必修をしているという形になります。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 次そのもう一つ下です。特別支援員ですが、これは現況何校なのか、それから支援員の数はここに書いてあるのは生徒の数ですよね。対象者の数ですよね。13というのは。派遣委員の数ですか。そしたら学校別に何名配置かというのをちょっとお聞かせください。それから免許を持っている先生も多分支援の中にはいるんだろうと思うんですが、この中に入ってますか。

○委員長（小平 久君） 丹羽次長。

○教育委員会次長（丹羽小百合君） 特別支援教育支援員等につきましては、昨年の実績で申

しますと、学習支援員として小学校に 1 人、特別支援教育支援員といたしまして小学校 3 校に 5 人で、中学校 1 校に 1 人、幼稚園に 2 名、これで 26 年度です。ただ、今年は、ほしい学校がもう 1 校増えました。そして、ほしい人員も増えておりまして、現在のところに見合った数の応募がありませんので、追加募集をして再度面接をして支援員の採用をしていきたいと。各学校に希望している人数を配置できるように、一応努力はしております。

あと教員免許を持っている方は学習支援については、もちろんっております、授業も複式教育に対応して授業を行っております。あと幼稚園につきましては 2 名とも幼稚園教諭の免許をもっております。26 年度につきましては、中学校に入っていた支援員については、教員免許を取得しております。ことしも一応採用される方の中には、教員資格を持っている方がおひとりいらっしゃいます。あとは資格が無い方、あと校内における医療行為を必要としているお子さんが小学校に 1 人おりますので、その子につきましては看護師資格のある支援員を配置しております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 図らずもといったら変ですけども、実態をお聞かせいただきました。ぜひ加配の部分ですけれども、現場からそういう要望があるのがあれば、しっかりと早めに 4 月から学校動き出しますので 4 月から間に合うように準備をしていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 先ほど丹羽から申しましたとおり今現在、再募集という形で、私も個人的にかなりの方に声掛けしてる実態がございます。なかなかほかのほうで仕事が決まっていって見つからない現状がありますので、ぜひ議員の皆さんにおかれましても該当者ありましたら、私にお電話いただければ皆さんで、せたなの教育の支援のほどお願いいたします。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 22 ページですけども、一番最後プールの改修工事です。これから設計するということですけども、今既存のプールがありますけども、今の既存のプールくらいの規模で考えているのか。それとそのプールを作る場所です。今後設計するに当たって、その場所も恐らく設定しないと設計の形もまた変わってくるのかと思いますので、建物の規模とする概略ですか。そういうのを含めて場所等をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤主幹。

○教育委員会主幹（黒澤美知子君） お答えをいたします。まず、現在北檜山にあります町民プールにつきましては、同じ場所で、同じ規模での建替えということで考えてございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それであれば、当然解体して造るということになると、結構時間が掛かります。そういう部分で、今現在、多分いろいろお話あると思いますけども、着替えの部分

が寒いとか、せっかく造るんであるから、当然オールシーズンの部分で考えてるのか、私はオールシーズンで考えてるのかと思ってますけども、その辺のオールシーズンで今後やっていく考えがあるのか。それに合わせていくと当然、暖房だとかいろんなメンテナンスも掛かりますので、そういうことを踏まえていくと時期的にどういう時期に解体して、最後はいつ頃竣工するのかその辺も予定としてあるんであればお知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤主幹。

○教育委員会主幹（黒澤美知子君） お答えをいたします。まず仕様のほうですが、少なくとも温水プールにしたいと考えておりまして、理想的にはオールシーズンにはなろうかと思いますが、これから基本設計をする中でランニングコストもはじきながら、その辺は詰めてまいりたいと考えております。また工事の期間ですが、予定では 28 年度に解体をして、そして新築ということになりますので、28 年度の営業は困難となります。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 温水プールということなので、今の建物でいくと屋根、外壁等が今のあの状態ではちょっと無理だと思うし、せっかく温水プール造るんであれば、1 年間通して使うというのは、当然、理想だと思いますので、じゃその 1 年間に使う建物にするには、相当のプール自体よりも、その他の方が相当掛かるような気がしますので、まちとしては、マックスでどのくらいの予算見てるかわかりませんが、これには設計業務しかまだ出てませんので、だからおおよそのその建物自体に係るお金が、まちがどのくらいで考えてるのか、それも併せてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤主幹。

○教育委員会主幹（黒澤美知子君） お答えをいたします。同様な施設規模で、他町の前例とか調査した結果、また建設水道課と相談した結果、概算の概算ではございますが、今現在では新築工事費 4 億 5,800 万ほどということで見込んでおります。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。結構掛かるとは思いますけど、ただ今度 1 年間使用できないとなると、北檜山区の近くにプールが、使用できなくなるということになると、子供たちも含めて、町民も含めて、じゃその間どっかの施設を借りるとか、そこを利用するためにはなんか移動手段だとか、そういうことも含めて何か考えてることがあればお知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤主幹。

○教育委員会主幹（黒澤美知子君） ただ今おっしゃっていただきましたとおり、1 年間使えないということではございますので、近隣の B & G、瀬棚のプールだとか想定しておりますが、移送手段についても今後検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今後というよりも、日程がある程度決まっているのであれば、多分 B & G でもいいんですけども、子供のことですから足もないはずですから、その辺の対応をきち

っとしてやらないと、いろいろ時間の制約もいろいろあると思いますけども、なかなか足を確保するにも大変だと思いますけれども、使用できない期間については、きちんと足を確保してやって利用できるような形で早急に検討してやっていただければと思いますけども、どうですか。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 今の細川委員からご提言いただいたとおりでございます。特に学校の授業につきましてはプールを使っておりますので、これらの分につきましては足の確保ということで、大成のプールもしくは瀬棚のプール、これは万全に対応するような形を取らせていただきたいと。日程等につきましては、相対的な構想がまとまりましたら常任委員会、先にご相談申し上げながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） ほかに。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 町民プールの改修事業について総事業費が 4 億 5,000 万何がしと今説明受けましたが、オールシーズン開設についてはランニングコストも考えながら、今後検討ということでお知らせいただきましたが、今までの北檜山町民プール、シーズンが何月から何月までか、参考までに去年なりの利用人数をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤主幹。

○教育委員会主幹（黒澤美知子君） お答えをいたします。北檜山町民プールにつきましては、平成 26 年度、利用人数 2,019 人です。そして、営業期間で割りまして、1 日当たりですね 32.6 人となっております。期間につきましては 7 月 1 日から 8 月 31 日となっております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 温水プールになることによって、今までも温水プールだったと思うんですが、オールシーズンではなくても、期間は前後伸びるかと思うんです。あと財政が大変な中、ここは優先順位を上位に上げて 4 億 5,000 万の予算が付くと。そういう検討する段階で、先ほど開設するまでは、B & G の利用も考えているということでしたが、その検討の段階で、例えば、B & G との連携なども検討に上がったかどうかだけお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 検討の段階でと言いますのは、北檜山のプールが使えないために、例えば、瀬棚なり北檜山のプールの利用が可能かということの検討ということですのでよろしいですか。もしそうであれば答えしますけども。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 数年前に所管で、水面下で聞いた話なんですけど、北檜山町民プールを廃止して、B & G とその連携しながらそこを大きくするという事で検討するという話を聞いたことがあるんですが、これが今回、検討の中ではあったかどうかだけ確認させてください。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 私、正直申し上げまして、今の話は引き継ぎ等でご

ございませんでした。ただ瀬棚のプールにつきましては、1 日平均にしますと、先ほど北檜山が 32 名ほどで、瀬棚プールが 1 日平均しますと約 23 人、大成のプールが 13 人となりますので、北檜山の学校利用等も含めてもどちらのプールを使ってもキャパ的には可能だと考えております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今のに関連させていただきまして、できれば玉川小学校のプールも使わなくなるので、施設あるのでその場合には使っていくほうがいいかなと思ってしまうので、申し添えておきます。

では質問に入ります。予算書の 100 ページ、学校管理費についてございます。この説明欄の 1 番下に閉校舎周辺維持管理業務 18 万円と計上されてございます。実は、先般報告をあったように今回、ことしの 3 月末をもって玉川小学校それから小倉山小学校が閉校になるというようなことで、この学校を指して言っているのかと思うんですが、学校が閉校してしまった場合には、教育委員会から管財に移ると聞いてでございますが、この場合に閉校校舎周辺維持は何を意味するのかということ、それから私どもも近くに玉川小学校ございますけども、やはり周辺整備、今までで用務員の方が満遍なく草を刈って管理していただきたい方がいなくなることに、その辺について学校の美化、もしくは玉川の場合には玉川公園の中にあると考えた中では、やはりこういう環境整備については非常に重要なことと思うんです。だからこの予算的にこの 18 万という予算が何を意味するのか、普通の周辺管理にしては少し少ないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺について内容説明願います。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○教育委員会主幹（上野朋広君） 閉校舎周辺管理維持事業ですけれども、まず閉校した場合、学校は確かに一般財産になるんですけれども、閉校した後の 1 年間は教育委員会で予算をもって管理するという前提になっております。それでこの関係につきましては小倉山小学校と玉川小学校の学校周辺の草刈り業務ということで計上してございます。

以上です。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の質問で 1 年間は、教育委員会が継続するということですが、ちょっと私、ちょっとね、その時点で移るという感じていましたので、また教員住宅等につきましても、管轄が移るという感覚でいますけど、その辺もう 1 回確認します。どうですか。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○教育委員会主幹（上野朋広君） 原則としては一般財産になりますので、本来であれば町の管財になるんですけれども、閉校して 1 年間予算を付けるときには、前の年の 10 月に予算編成に入りますので、その段階からすぐ渡しては今までいかなかったんです。それで 1 年間は教育費の予算の中で、周辺管理費を持って、その次の年からは一般財産の建設課で予算を計上する流れになっております。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 今上野申しましたとおり財産管理の部分からいいますとそうなりますけども、例えば学校が終わって、学校でなくなって一般財産に切り替わりますと、町長部局が管理します。そうしますと単純にいいますとそちらの判断で学校のいろんな備品だとか、例えば古い写真だとかあるかもしれません。そういう部分いろいろ整理したりだとか、地域の方との調整役という形で１年間は配慮して教育委員会が予算付けしているという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の説明で意味はよくわかったつもりですが、年間 18 万の予算の中でこの環境整備、これをどの程度出来るんだろうなっていうのはちょっと疑問符ございます。それから合わせて閉校したあとも１年間はそうように管理するとなれば、当然、学校というのは、施設いろんな大きなものですから、出入りもある。いわゆる俗にいう一つの空家みたいな形なので、その管理もする。当然閉じまりもしくは防犯上とかいろんな面であると思うんですけども、その辺含めた中で周辺維持という、この理屈ではないですけども、言葉だけ言えば学校の周り、学校の中のことは言ってませんから、そういう管理する中で、学校の施設でなくて、あくまでも周辺だけの単純に言えば草刈りだけのそれだけの予算ですよっていう範囲がいいのかな。それと併せて、学校本体の維持管理というんですか。維持はもうないと思うんですけど、管理はそれも教育委員会ですとなれば、例えば、施設したりもしくはなんかのときさっき局長言いましたように、なんらかのときに中身を使うという場合には、そのときには教育委員会の管理の下に開け閉めをする。何かあったときの管理業務も教育委員会が行うという判断でよろしいでしょうか。確認いたします。

○委員長（小平 久君） 上野主幹。

○教育委員会主幹（上野朋広君） 周辺管理費の予算につきましては、本当に周辺の草刈りをして、一応町内会の会長とは、この金額で内諾をいただいているところでございます。また維持管理につきましては、学校の施設は最初からしてありますので、何か事があるときには、教育委員会で出向いて見に行きたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） だいたいわかったつもりでいますけれども、たまたま町内会の会長と話がついてるという言葉ありましたので、ちょっとまだ聞いてない。私は会長ではございませんけども、まだ聞いてなかったのどうなのかなと。だからこれはを町内会、例えば、今回、ことし閉校されるのは玉川小学校と小倉山小学校ですから、やはりどっちにしても畑の中にあった学校ですから、そういう意味では雑草がほっておけば生えるということで、その管理についてはちゃんとしなきゃならないだろうと。ましてや先ほど冒頭に申し上げましたけども、玉川小学校は町の玉川公園の中にあるという中においては、やはり年間通した中での環境美化については、細心の注意を払っていかなければならないということなんです。その点から考えた中でこの周辺整備っていうことだけの予算、それからある意味で例えば、閉校になった校舎という形で、公園中に位置するということになれば、いろんなほかの問題も出てくるのではなか

ろうかということで心配だったので、ちょっと聞いてみました。これから今話聞きましたので、1 年間は教育委員会、2 年目以降は管財に戻るということの解釈でよろしいかと思うんですけども、やはりこういった業務については、今言われた今回予算出された事業については、ことし新年度限りでなくても、2 年度以降も継続されていくという感覚で、また来年度以降は所管が変わるから建設課もしくは管財のほうで変わって維持していく解釈でよろしいのでしょうか。参考までにお願いします。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 所管につきましては 1 年後に建設水道課の管財に移行させます。前段の部分で、この 18 万の額が少ないのではないかというご指摘でございますけども、私も入りましたし、この額がベストな額だとは思っておりません。先ほど平澤委員が言いましたように玉川は公園地帯になってます。また小倉山は豪雪地帯ということがございますので、私も入りまして町内会長と相談させていただきましたが、地域の独自性もございますので、この額を目安に当面やっただきながら何かありましたらご相談くださいという形で、額的にも必要があれば補正します。また我々も行って草刈りなり、排雪もやりますという形で話合っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

大野委員。

○委員（大野一男君） ちょっと科目が見つからないので大ざっぱにちょっと質問しますが、道徳について、副読本を多分学校に配布されてるんだろうと思うんですが、今の実態についてちょっと聞かせください。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今の質問にお答えをいたします。当局の道徳の副読本につきましては、道教委から私たちの道徳という副読本が全校生徒に配布になってございます。小中学校全校生徒に配布になってございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） それは予算的にはゼロ円ということですよ。そういう解釈でいいですか。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今の質問にお答えいたします。道教委から配布でございますので、町費は掛かってございません。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） よく町村で、副読本でまちのそういうものを示したものを作ってやっている町村も事例としてありますが、そういう考えがあるのかなのかひとつと、それから将来道徳も教科書化ということが謳われてますので、その年次がまだはっきりしてませんが、そういうことの対応で、今後道徳の教材についてどういうふうに進めていこうとお考えなのかお聞かせ下さい。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今の質問にお答えをいたします。現在のところ町独自の資料作成は考えてございません。また今後、道徳の教科化となりますと、当然教科書として配布ということがなされると思います。部分については、その時期平成 28 年度と言われておりますが、その時期に合わせた中で対応を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（小平 久君） ほかに。

大野委員。

○委員（大野一男君） いいですか、長くなりますけど、ちょっと時間もあれなんですけど、いいですか。それでは I C T の機器導入事業について質問させていただきます。20 ページです。前段が小学校、そして後段に中学それぞれ同じような内容で提示がありますので、小中合わせて同じような内容の質問ですので、お答えをいただきたいと思います。この I C T 教育については、平成 25 年度に最初に他のまちから先行して、せたな町として I C T 教育を進めていくんだという方針のもとに、25 年度に予算を付けていただきました。当時のやりとりでは、まず今上がっている教職員の整備という、教職員の職員室ですという話でしたが、学校現場の意向を聞くと生徒の環境整備を先にしていただきたいと思いますということで、当時、子供たちの整備を先にやったという流れがあります。そして今回は見ますと主に先生方、教室と職員室等の整備と捉えるんですが、その辺、所管の産業教育常任委員会では資料等を配布して説明していただいているようだけれども、簡略で結構ですので概要についてご説明いただきます。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今のご質問にお答えをいたします。議員もおっしゃっておいましており、学校児童生徒優先ということで進めていただきたいと思いますという流れで始まったところでございますが、今年度の整備につきましてもその意向に沿いまして、先に整備をさせていただきました実物投影機、これを使いますプロジェクター及び黒板に設置するスクリーンを先に整備させていただいたところですが、これをより一層を活用していただくということの整備を教室については図ってまいりたいということで考えております。また I C T 教育を推進する上で現在課題となっているものは、どういう課題かということ各学校の先生方にお集まりをいただきまして、グループワークをさせていただいたところです。その中で上がってきました課題の解決、これを最優先にもっていきたいということの部分で、今年度から 4 年を目途にこの問題解決を図っていきたいという部分でございます。今回につきましては、この実物投影機のセッティングに時間が係るというご指摘が主に中学校から現場の課題として上がった部分でございますので、この課題を解消するということを念頭に児童生徒の部分では整備を進めるものでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） せっかく設置するので前回も話しましたがけれども、やはり現場をしっかり把握して現場の声を付度しながら事業を進めていくという手法は大変いい形だと思います。今聞きますと 4 年かけて最終的に描いている I C T 教育の環境整備に進めていくんだというこ

とですが、今回のこの取り組みでどういったことが結果的に学校現場として進んでいくのか。一つは先生方の職員室の中で非常に本外業務である生徒に教える業務以外に先生方が非常にその資料提出であるとか、書類作成であるとかという、言い方変ですが雑務に追われている時間が多いんだと。なかなか本業である生徒と正対する授業時間の時間が要するに放課後等もできないというような話も聞いたことがあります、このICT化にすることによって、そういう事務的なものを簡略化し、そして効率化的に図ることで先生方に時間的余裕ができるんだという話も聞きますが、その辺の評価についてはいかがですか。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今のご質問にお答えをいたします。先ほども申しましたとおり、先生方の現場の声を聞くためのグループワーク、こちらを行わせていただいたときに、委員もおっしゃったとおり時間が掛かると。ICT教育を進めるには時間が掛かると。それは資料作成等そういうものがあるので時間もとれないと。いろいろやることがあるということで、お話をお伺いしております。その辺も解決を図りたいということで、委員会等でも資料でご説明させていただきましたが、現在学校の職員室の現場では、誠に申し訳ございませんが、学校の教員個人のパソコンを使用いただいております。ですのでデータも個人で管理していただくという手法をとってございます。これを今回ICT化を図るに当たって、データを共有させていただきたいということを考えております。ですので、教員の皆さんにも今後4年間かけて職員室に教務用のパソコンを配置いたしまして、先生が作りました資料データは、せたな町の教育委員会、せたな町教育財産として管理をしたいとお願いをしております。このデータを共有することで、各学校間でこういう手法のデータ作成が出来るのかとか、同じにパソコン使っておりますので機器の操作であるとか、ソフトの使い方また各学年前年度がどうしたかという資料が同じソフト使った場合にすぐ確認することができるようになるというメリットがあると思っております。こういったことで資料作成だとか、副教材の作成に係る時間を短縮していただきまして、生徒と向き合う時間に当てていただきたいというところを目指して、今回のICT化の事業を進めてまいりたいと考えてます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） いろいろ事業の目的等ありますが、今担当からお話していただいたような方向で、ぜひ今後も先生方とよくコンタクトとりながら、連携をとりながら現場の推進に邁進していただきたいと思います。これ一つは先ほど先生方の研修費の話がありました。これ内容がちょっとあれなんですか、いわゆるICT教育に関連する勉強会等々についての予算付ということについても、委員会としてはどういうふうにお考えですか。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） 学校教員のICTに係る研修費につきましては、現在のところ町独自で予算措置はしてございません。このICTに係る研修につきましては、現在のところ道教委につきましても研修の本数が非常に少ないという形になっております。ですので今後推進する上で、せたな町内にもICT機器を活用するのが上手な先生がいっぱいいますの

で、そういう先生とご相談をさせていただきながら、町内の教員の資源を有効に活用して進めてまいりたいと考えております。また、小学校の１校で、こちらまだ決定ではございませんが、重点校として指定をさせていただいて、今後１年間、ＩＣＴの活用に向けた活動をしていただくと、その中で公開授業であるとかという計画も組んでいただければと考えてございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 自賄いで現場でいろいろ工夫をしながら勉強会を広げて研修を深めていきたいということです。今の重点校は北海道の指定ですか、それともまちでそういう位置付けにするということでしょうか。

○委員長（小平 久君） 増田主幹。

○教育委員会主幹（増田和彦君） ただ今の質問にお答えいたします。せたな町としての指定になります。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） まだいいですか。

○委員長（小平 久君） まだ相当か掛りますか。

○委員（大野一男君） ５分か１０分くらい掛かると思います。

○委員長（小平 久君） では１時間も過ぎてますので、２０分まで休憩ということで、その跡に再開したいと思います。

休憩 午前１１時０８分

再会 午前１１時２０分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

大野委員。

○委員（大野一男君） ありがとうございます。学校給食費に質問させてください。１１１ページになります。めくって１１２ページ、需用費の一番下、賄材料費というんですか、３,０７５万ですが、いろいろ算定してこういうものが出てくるんでしょうけども、この原資になるものは、何を予算の原資として積算しておられるのかちょっとお聞きします。

○委員長（小平 久君） 早川副所長。

○給食センター（早川克紀君） お答えいたします。学校給食センターの運営につきましては、委員ご存じのとおり、管理運営費とそれと賄材料費という、基本的には大きく分けますと２本立てのもので動いてございます。その中で今回のこの賄材料費の３,０００、なにがしという金額でございますけれども、これにつきましては、月額単価、小学生であれば３,７００円、それと中学生であれば４,５２０円ということで設定させていただきまして、これに対する給食を食べる方の小学生と中学生の方とあと学校の先生とを交えた人数の１年分ということで、賄材料費ということの算定につきましては、そのような形で算定させていただいてございます。これを賄材料費でございますけれども、基本的なものにつきましては、いろいろな食材を購入しながら実

施しているところでございますけれども、これにつきましては今言ったように児童生徒からの給食費を基にしまして、それを資源としまして、食材を購入しましてツーツー以上のもので下回らない中でやってるというような形で実施しているものでございます。この食材の月額の単価でございますけれども、これにつきましてはいろんな野菜だとか、いろんな食材の栄養価だとかそういうものを、基にしながら当初給食センターが出来た時点で、そのときであれば、小学生であれば 3,600 円ということで、そういう基本的な計算を基にしながら 3,600 円という形で決めさせていただきまして、今回につきましてもこの食材につきましては、それを基にしながら実施しているとそういうことでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 平成 27 年度から各学校給食費を値上げするということになってますよね。これ歳入のほうの関係もあるんですが、これは値上げの金額に基づいた算定ということになるんだろうと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○委員長（小平 久君） 早川副町長。

○給食センター（早川克紀君） 大野委員のおっしゃったとおり 27 年 4 月からは消費税がらみということで、まち全体で消費税につきましては、転嫁しながら進めていくというゴーサインが出た時点で給食費につきましても、同じような取り扱いをさせていただきまして、消費税増に見合部分につきましては、小学生であれば 100 円、中学生があれば 120 円とそういう形で上げさせてもらいまして、食材につきましても、このような形でそれを基にしながら計算させていただいているところでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） もう一つ 27 年度から学校給食費の賦課のかけ方ですけども、当該校に 1 人目は全額、2 人目何分の 1 か減額するという、たしか、ちょっと数字でないですけどもこれは間違いというか、そういうふうに対処することになりましたよね。これ確認させて下さい。

○委員長（小平 久君） 早川副所長。

○給食センター（早川克紀君） まちの方策で、せたな町で小学生、中学生を持つ子供たちに対しまして、2 人以上の世帯がいる場合、2 人目につきましては半額、3 人以上につきましては無料ということで政策を講じさせていただきまして、新年度から進めていきたいと思っています。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 私、子育てとかいわゆる地域活性化あるまちづくり等々で大変結構な施策だと思って評価します。ただ学校給食費のそもそもの根拠は、賄いのお金を学校給食費で賄って運営するんだということだと解釈してるんです。今言ったように、管理費と賄費で 2 本立てで予算組んでいるんだと。この賄費のほう今言ったように 2 子、3 子場合は、減額ですからその単純な掛け算では入ってこなくなりますよね。生徒数掛ける幾らという単価を付記すると。そうですと多分多少ではあろうが、高額であらうが差額が生じてくる。差があると思うん

です。給食費として入ってくる分。その部分はどういう形で見るとかちょっとお聞きしたいです。

○委員長（小平 久君） 早川副所長。

○給食センター（早川克紀君） お答えいたします。その部分につきましては、出る部分につきましては、歳出につきましては皆さん無料の方も食べますので、生の数字 3,600 円なにがしのものをいただいておりますので、それにつきましては賄材料費として全額を支出していく。今の差額処置をすることによって差額が生じます。それにつきましては歳入の関係でその部分が、今おっしゃったとおり、その分が落ちてきますので、歳入の部分でその分を差し引きしまして、実際的に入ってくる生の歳入とことで見させていただいてございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○給食センター（早川克紀君） 差額がでるのは同じ形式だと思うんですけども、その差額分をまちとして何かで補てんしているんだろうと思うんです。それをどういうふうにしていますかということをお聞きしたいです。

○委員長（小平 久君） 財政課長。

○財政課長（高田 威君） 差額の分については一般財源で、ことしだと 340 万円かそのくらいになると思うんですけど、一般財源でその部分は負担しています。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 私はそういう形で学校給食費を運営する上において、賄費の部分は、学校給食費充当分で会計を作って、その中で基礎単価をつくると。1 食あたりの幾らという決めで今までやってきたと思うんですが、今回、図らずしもそういう 1 子、2 子、3 子の給食費を減額する町施策によって不足が生じて今 300 万ほど補てんすることになりました。私は大変結構な考え方だろうと思うんです。ですからこういう概念に縛らないで、学校給食をいかに子供たちにおいしく提供し、いろいろな付加価値を付けてやるか。例えば食育とか地産地消という背景もありますけども、そういう概念で、あるいは地場の産品を使って学校給食を提供するということに広げるときに、今まではトップとして学校給食費 1 人当たりの食単価に縛られた背景があったと思うんですが、今回これがいみじくも外れて、オープンに一般財源を入れて会計を作れるということに踏み切ったわけですから、今後はますますそれを広げて、限度はありますけども、ぜひ、いろいろな学校給食に求められる効果について進めていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（小平 久君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） ただ今のご質問でございますが、今回の軽減分についてはあくまでも教育委員会の考え方としては、家計の軽減負担という考え方でございます。というのは、もともとが消費税 5%にプラス 3%の分、家計の負担が重くなるというような事情がございまして、やはり 2 子目、3 子目の家計負担を相当重いだらうということで軽減を図った部分もございまして、基本的な目的はそこにありますから、今大野委員が申しましたような拡大については、その段階では今のところ考えていないというようなことでございます。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 学校給食検討委員会的なものも確かあるはずです。そういう時にもその辺も含めて今後視野に入れて検討していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） そういう検討委員会を使いましてご意見を伺いながら、しっかりと考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

澤田委員。

○委員（澤田光子君） 大野委員の質問にちょっと関連させていただきますが、今地産地消について、前々から言われていることなのですが、このことについてちょっと伺いたと思います。我がまちは第1次産業が農業、漁業であります。地場産品をどの程度使われているのか聞きたいと思います。

○委員長（小平 久君） 早川副所長。

○給食センター（早川克紀君） 答えいたします。給食センターとしましても元から安全で安心な、そしてまたおいしい給食を食べていただくということ、これを基本にしながら進めているところでございます。澤田委員からご質問のありました地場産の関係でございますけれども、これにつきましても近年積極的な形で、できる限り子供たちに地元の食材を使った給食を食べていただきたいということで、これにつきましても栄養士を中心にしながら、どういう食材が使えれかだと、その辺の検討をしながら最大限に努力しているところでございます。そういう中で現在、町内の野菜関係それと道内からの仕入れの関係、それと道外からの仕入れ関係こういう形で3本立てでやっているところでございますけれども、町内の地場産の食材を年間して使えるばよろしいんですけれども、ご存じのとおり時期的なものもございまして、中々年間を通じて使えないっていうギャップがございまして。そのような中で最大限努力をしているところでございますけれども、实际的に統計的に見てみますと、野菜関係でございまして、地元の食材は約20%、2割、道内からの野菜関係、仕入れ関係につきましては6割、全体的に道内で北海道内から出ているものにつきましては8割というような形で推移させていただいております。道の基本的な目標数値が道内産75%となっておりまして、お陰を持ちまして、せたな町では80%ということで目標数値をとりあえずクリアさせながら、そういう安心な食材を使いながら今まで推移してございます。これからはそれを基本としながらいろんな形で道内、町内の食材をできる限り使う形で栄養士とも話しているところでございますけれども、これからまたそういうことで進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 今の地元食材の購入割合は、今副所長から申し上げましたけれども、特色ある部分申し上げますと、ご存じのとおり米飯、米ですね、これは地元のななつぼしを両農協からすべて入れております。また野菜等につきましては、地元のホウレ

ン草だとかいろいろありますけども、特に本年度は初めて羊の肉です。北檜山の使っております。これも単価高いんですけども、栄養士がいろんな部分で工夫していた部分でございます。また今年は生産者からも食材が提供ございまして、牛肉、せたな産の牛肉、これはF1でございます。100キロいただいております。これを5回ほど給食で紹介させていただきました。この後に実はまた生産者から反響ありまして、私も提供したいということで有精卵の卵650個いただいて、これも付けております。また、新年度におきましては、地産地消につきましては先般委員からご質問ございますけども、教育委員会としましては定期的にやっていきたいということで、新年度の計画としましては、ホクレンと組みましてせたな産の地元の食材を使った親子の料理教室、講師につきましては道内で著名な講師を呼んでこれをやる予定でおります。そのほかにも1件でございまして、現在、ひやま漁協から大成の産業建設課通じまして、地元のイカを使った給食を出してみたいということで、紹介がございまして今栄養士と詰めております。ただ海産物につきましては、給食センターが海産物を処理する施設になっておりませんので、前処理の部分で大成の産業建設課通じまして、栄養士と話し合い詰めて新年度に現実させたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 食材がずいぶん提供されているということは、私が思うには、多分こういう食材があるので、給食センターで使ってくださいという宣伝かと思います。そういう部分もあるのかと私は思います。前にも、これは町長にお話させていただいたんですが、やはり今の農家の状況を見ると、結構高齢化が進んでなかなか一般的な田んぼだけでやるとかっていうことにならない。でも私はこの給食センターの部分の中で、契約栽培が行われればいいのかになって、先ほど篠塚局長も言っておられましたが、ホウレン草とかそういうものはたくさん作られています、ニンジンとかゴボウ、ダイコンそういうものを契約栽培することによって、給食センターでこれだけのものは、年間買わせていただきますよということがあれば、やはりこの地産地消の部分の中ではずいぶん伸びるのかなって、そういうお話をしたときに各農協と協議をするという答弁をいただきました。しかし、それは何ら進んでいる話は聞いておりませんが、その辺は町長はどのように各農協と協議を重ねたのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 篠塚事務局長。

○教育委員会事務局長（篠塚三喜郎君） 今、教育委員会の事務局長でございますけども、先般まで産業振興課長やっております、今のご発言の部分は私が係っておりましたので、僭越でございますけども、町長の前に私の方で私のやっていた部分、説明させていただきます。今、契約栽培等これが有効な手段ではないかということでございますけれども、もちろん、こういう形で出来れば良いと考えております。私が産業課長時代に産業団体そして町内の民間も含めた栄養士を集めて実は、地元でこんだけの食材があります。提供するような形でどうですかといったんですけども、栄養士側は使いたいと。そして詰めていくと流通の問題が出てくんです。ですから単純にいいますと契約栽培でわかるもの、安く入ればうちは助かるんですけども、そ

うしますと経済団体の農協の手数料、生産者の、このルートとまた逸脱する形になりますので、農協サイドが特別栽培なり流通系統を特別な割合なりで、手数料なり農家の積む、農協が認めてやるという形を取れば我々はやりたいと思います。その部分が農協等も広域合併で地域の特色も生かした営農指導もありますけど、なかなか流通体系までは崩さない現状にあります。そういうことではちょっと課題という形で我々としましても、できるだけ使っていくという姿勢は考えておりますし、常時工夫はしてますけども先ほど申し上げましたように、出来る部分から産業団体と連携とっていきたいということでございますので、現場の声としてご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。先ほど来担当から答えておりますとおり、地元産の産物をできるだけ給食材料として使用していくと。このことは今現場で進められているところでございまして、米、野菜につきましても随分以前から見ますと、地元食材の使用する割合が高くなってきているということでございます。そして肉あるいはその他の水産物、魚類ですね。これらについても今お話をさせていただきましたように、いろいろな方法で取り組むべく今作業を進めている状況にもございます。ただ、一気に進まないというのは、局長が説明したとおり、やはりいろいろとハードルがございまして、それらをしっかりとクリアをするということにつきましては、関係団体、生産者とかかなり詰めなければならない課題があるということでございますので、こうしたハードルを一つ一つ乗り越えながら、できるだけ多くの食材を地元産で賄うという方向でこれからも取り組んでまいりたい。なかなか一気にまいたらないということもございます。町内の食材につきましては、季節的に供給できない部分が往々にしてありますので、その辺も含めまして、できるだけ高い割合で食材を使っていくための、努力を今後ともさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 澤田委員。

○委員（澤田光子君） 今の説明で、局長の説明また町長の説明で、前回から見ると進んできているとは思いますが。ただ、これから食材提供もある中で、やはり地場産で使ってほしいという思い皆さん持っていらっしゃるんだと思います。そういう意味では、やはりこの1年を通しての食材を確保できるそういうような倉庫等も必要になってくるというのが現状かと思っています。そういう意味では、これから各農協との協議、また提供してくださる農家の皆さんとの協議というものを、大々的にやりながらそして進めていただきたいと私は思います。

以上で終わります。

○委員長（小平 久君） 答弁はよろしいですか。

○委員（澤田光子君） よろしいです。

○委員長（小平 久君） ほかに。

なければ、10 款教育費の質疑を終わります。

次に 11 款公債費の説明を求めます。

高田財政課。

○財政課長（高田 威君） 11 款 1 目 1 項ともに公債費でございます。予算書のページは 113 ページでございます。元金利子を合わせて 16 億 3,376 万 8,000 円の償還を予定しております。このうち民間等資金の長期債、繰上償還金として 1 億 4,000 万円の繰上げ償還をお願いしております。なお財源のその他につきましては、港湾使用料と町営住宅使用料でございます。

以上で公債費の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 11 款公債費の質疑を終わります。

次に 12 款職員給与費の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは 22 ページをご覧ください。12 款職員給与費、同じく 1 項 1 目職員給与費でございます。職員給与費といたしまして予算額 12 億 508 万 1,000 円、内訳につきましては、国道支出金が 580 万 3,000 円、その他が 2,925 万 6,000 円、一般財源で 11 億 7,002 万 2,000 円となっております。内訳につきましては、ご覧のとおりとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 12 款職員給与費の質疑を終わります。

次に 13 款予備費の説明を求めます。

高田財政課長委員。

○財政課長（高田 威君） 資料の 23 ページになります。最後に 13 款 1 項 1 目ともに予備費でございます。予算書のページは 114 ページでございます。昨年と同額の 300 万円を計上いたしました。1 款から 13 款までを合わせた平成 27 年度の予算総額は 90 億 8,059 万 5,000 円となるものでございます。財源内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 13 款予備費の質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 13 款予備費の質疑を終わります。

お諮りします。

時間が 12 時 10 分ぐらい前ですけれどもどうしますか。

（「休憩でいいです」という者あり）

○委員長（小平 久君） それでは昼食のため 1 時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再会 午後 12 時 59 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

歳入 1 款町税から 10 款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それでは予算書 12 ページをお開きいただきたいと存じます。1 款町税、1 項町民税、1 目個人分でございますが、本年度予算額 2 億 4,233 万 7,000 円、18 万 8,000 円の増でございます。1 節の現年課税分でございますが 2 億 3,805 万 3,000 円、所得割につきましては、給与所得あるいは営業所得、農業所得、前年度の徴収実績等を勘案しながら予算を計上させていただいてるところでございます。

続きまして 2 目の法人分でございますが、本年度予算額 2,849 万 1,000 円でございます。55 万円の減でございます。1 節の現年課税分でございますが 2,843 万 1,000 円でございます。昨年と比較しまして 4 社減の 190 社を予定させていただいております。2 節の滞納繰越分は 6 万円でございます。

続きまして 2 項の固定資産税でございますが、1 目の固定資産税、本年度予算額 2 億 5,132 万 8,000 円でございますが、1,336 万 1,000 円の減でございますが、これは本年は固定資産税の評価替えでございまして、土地価格が下がっているというのが主な要因でございます。1 節の現年課税分でございますが、2 億 4,911 万 3,000 円、2 節の滞納繰越分につきましては 221 万 5,000 円でございます。

続きまして 2 目の国有資産等所在市町村交付金でございます。本年度予算額 541 万 7,000 円、8 万 8,000 円の増でございますが、これは例年どおりでございますが、北海道森林管理局ほか 2 件の交付金でございます。

続きまして 3 項の軽自動車税でございまして、1 目の軽自動車税、本年度予算額 1,834 万 4,000 円でございます。190 万 9,000 円の増でございます。1 節の現年課税分 1,828 万 3,000 円、2 節の滞納繰越分につきましては 6 万 1,000 円でございます。

次のページ 13 ページにいきまして、4 項町たばこ税でございます。1 目町たばこ税、本年度予算額 6,228 万 6,000 円でございます。541 万 4,000 円の減でございます。

続きまして 5 項入湯税でございます。1 目入湯税、本年度予算額 232 万 2,000 円、52 万 2,000 円の減となっております。

税関係は以上でございます。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 引き続き 2 款の地方譲与税から 10 款の交通安全対策特別交付金につきましては、年末の衆議院議員選挙実施の影響によりまして平成 27 年度の地方財政計画に示される個別の伸び率などが一部より示されなかったということから、前年度交付見込み額や平成 27 年度の地方財政計画で一部示された伸び率などを勘案いたしまして積算しております。

13 ページの 2 款地方譲与税から 15 ページの 8 款地方特例交付金までは、前年度交付見込み額と同額程度見込んでおります。

15 ページをお開き願います。9 款 1 項 1 目共に地方交付税 56 億 2,185 万 1,000 円の計上でございます。地方財政計画で示されました地方交付税の伸び率などを基本に積算しております。前年度予算に比べて、全体で見て 1.8%の減で見込んでおります。普通交付税につきましては、前年度予算に比べ金額では 1 億 5,597 万 1,000 円の減、伸び率では 2.9%の減となっております。特別交付税につきましては、前年度の予算に比べまして 5,000 万円の伸び、伸び率では 10%の増を見込んだところでございます。

10 款 1 項共に交通安全対策特別交付金 110 万円の計上でございます。前年度交付見込み額程度を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 歳入 1 款から 10 款までの質疑を許します。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） ただ今の説明の中で 12 ページの歳入の中で滞納繰越分、それが載ってます。それから固定資産税の中でも滞納繰越金 221 万 5,000 円となっておりますけども、こういう滞納金は、今後入る見込みがあるのか、あるいは今後どのようにしてこの会社あるいは個人に働きかけをしてるのか。その部分ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） ご質問にお答えいたします。滞納繰越分もそうでございますが、一般の現年課税分と合わせて徴収につきましては行なっております。これは町民税あるいは固定資産税共にそういうことをやるわけですが、おおむね滞納する方は大体同じような状況でございますので、合わせてこれらの滞納者につきましては、徴収は担当がございますので随時伺いながら、徴収をしているというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 今それぞれお客さんに直接お伺いを立ててということであるということ、手紙、ハガキだけではないということですね。あまりにもこういう滞納者は、文書だけ、ハガキだけではなかなか動かないんでないかなって思いますので、気持ちを少しで動かすためには、少しでもいただけるように足を運ぶ回数を多くしていけば、今までまともに払ってる人とこういう差がついてしまうので、まじめな人が損をするというような姿にならないような行動をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） 大湯委員のご意見のとおりだと思いますが、まちでは税も含めてほかの使用料等も滞納する方いるわけでございますので、まちでは町の収納対策本部これは副町長が本部長として関係セクションで、より情報交換を共有しながらそういった滞納者についての徴収についていろいろ進めておりますので、さらに今後それが機能的に効率的にできるよ

うに取り進めていきたいということでご理解いただきたいと存じます。

○委員長（小平 久君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 積極的に取り立てに歩いてることはわかります。取り立てとは失礼ですけれども、これもやっぱり時効というのはあるんですか。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それは地方税法通り 5 年の時効がございますので、毎年不納欠損のときには、そういう説明をさせていただいておりますが、できるだけそのようなことが無いように我々担当としても努力を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと存じます。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の関連ですけれども、これ滞繰分で金額を載ってますけれども、利息はこれに入っているんですか。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） これは本税分のみの数字となっております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それであればこれ利息ついたらまだ膨らむということですよね。そうなってくると、例えば、先ほど答弁にあったように同じような人だという話でございます。その中でも、じゃ何年くらいが要するに時効は 5 年と言っても、きちっと請求してれば、年度に係らず、ずっと続くと思いますけれども、そういう中でどうしても、亡くなったとか支払いには困窮して、生活保護の関係もある。そういう関係で徴収できないという部分もあるのかなと思いますけれども、それらの中身はわかってる範囲内でちょっと教えてもらえませんか。要するに当然長くなればなるほど利息も増えてきますので、そういうことを考えていくと例えば、当初 1,000 円のものが時間が、例えば 5 年、10 年経てば少なからず多分 5.7 か、6%前後の利息が掛かると思いますので、その辺を全部足したら、おおよそおよこの滞繰分はどのくらいなるのか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） 細川委員のご質問にお答え申し上げたいと存じますが、まず基本的に滞納がある状況の中では時効にならないように誓約書あるいはそういう分納を進めながら、それらを時効の延期というんでしょうか、そうゆうふうに進めるわけですが、いずれにしても、やみくもにずっとそれをやはり支払いができない状況の中でもずっと続けるのかということも、我々担当としても悩みがあるところでございまして、いずれにしてもできるだけそれが無いように取り進めていきたい。あるいはまたこの滞納について悪質と申しましょうか、そういうものにつきましては、今現在、渡島檜山地方税の滞納整理機構にもお願いしながら、それらの徴収をお願いしているという実情もございますので、いずれにしても、今の滞納の繰越額というのが、27 年の例えば 1 月末では、町民税あるいは国民健康保険税合わせて 1 億 3,000 万ほどご

ざいますので、これにつきましては鋭意まちとしても徴収については努力をしてまいりたいと、このように考えておりますのでそのようにご理解いただきたいと存じます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど言った徴収については、ちょっと度忘れしたんだけど、そういう機構で取り立ての部分でやってるという話も前から聞いてますけれども、ただそういう部分で、じゃ費用対効果はどうなんだと。今の話で言えばここの分だけでも 1 億数千万のお金が入ってこないという中で、そういう団体にお金を払って、そしてまちで当然そこをお願いしてるわけですので、お金も掛ります。だからそういった分で、今後の長い目で考えると、まち独自ではやはりこの徴収については大変難しいところあるのかということはわかりますけども、ただそういう部分に捻出するお金とやはり費用対効果考えていくと、これがどうなんだという部分もやはり、まちできちっと考えてそして早い段階で、先ほど言ったようにもらえない部分も僕はどのくらいあるかわかりませんが、あるとは思いますが、やはり早目にその辺も考えて、ほかの町民は払ってる人はきちんと払ってますので、そういう人のためにもきちっと早めにやるべきだということを言っておきます。それと、それだけの分があれば、多分金利を含めるとすごいお金になるのかと。普通、道あたりでも、国なんかでもそうなんだけど、社会保険だとかいろんな部分では、必ずそのあれが掛りますので、そういうことを考えていくとこの金額だけじゃなくて、相当な金額になるのかなと思いますけれども、金利についてはもらわないのか、もらうのかその辺だけをお聞かせください。

○委員長（小平 久君） 堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） まず先に渡島檜山地方税の滞納整理機構の状況というようなご質問もありましたが、去年のいわゆる機構というふうに言わせてください。機構への引き継ぎ、まちの方の引き継ぎは 15 件ございまして、金額にして 1,500 万ほどございました。その中で 26 年度は 670 万ほどの収納があるわけでございます。その加入費用、いわゆる負担金でございます。この負担金につきましては 218 万 8,000 円、これは最初の時にも説明させていただきましたが、均等割あるいは処理件数割あるいは徴収実績割という 3 項目の中での負担金の積算があるわけですが、670 万からこの加入費用負担金の 218 万 8,000 円引いても大体、450 万ほどの収納があるわけで、細川委員がおっしゃられていますが、相当の効果があるだろうと私も考えてございます。これは渡島檜山町村全部が加入されておりまして、それだけのみならずいろんな情報交換中で、この徴収に対してはいろいろ情報もいただけているということも考えますと、やはりこの機構への加入というのは、これからもむしろ続けて徴収収納に対して努力していくことが大事かと思っておりますのでございます。それからもう一つ延滞金のお話がございました。この滞納整理機構への延滞金、これはもちろんこちらのほうでは取っていただいて、これは本税に別な項目で予算を見させていただいておりますが、まち独自のものにつきましては、差し押さえ等のものについては延滞金を徴収してるところでございますが、現実的に分納誓約ですとか、そういうところがある場合には延滞金等利息をいただいております。そういうふうにならできるだけそういう本税を完納していただくのがやっぱり本来の趣旨で

あろうと私も思っておりますので、それら含めてその状況の中で取り進めていきたいなと思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。今機構に対して 1,500 万くらいという話でございますので、全体でいけば 1 億 2,000 万くらいあるという話でございますので、もう少し機構に金額を増やして、徴収率を上げるような形で努力していただければと思いますので、よろしくお願いします。答弁は要りませんので、次の質問に入ってもよろしいですか。

○委員長（小平 久君） はい。

○委員（細川伸男君） たばこ税なんですけれども、今なかなか、たばこも吸う人も少なくなってきたとはいえ、これだけのたばこ税の税収がまちに入っているということなので、ただ皆さんも庁舎でたばこを吸う場合には、駐車場の隅で、暗い所で、現在であれば寒くて、たばこ 1 本吸うのに皆さん、寒いな寒いなと言いながらたばこを吸っている現状です。そういうことで、やはり税金がこれだけ、たばこ税を徴収してるのであれば、貰っているのであれば、やはりこの庁舎のどこかに、雨風しのいで、雨は別なんだけれども、風だとか寒さをしのいで、きちんと喫煙者が喫煙できる部分をきちんと設けることも、まちで考えていかなければならない問題だと思いますけれども、その辺どうですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） 施設を管理している総務課といたしましてお答えしたいと思います。ただ今の委員のご質問ですが、健康管理も、健康管理ではないですね。吸う場合の喫煙所の環境整備かと思えますけれども、現在、本庁舎におきましては、おっしゃるとおり地下の一部に分煙器を置きまして喫煙をしていただいているという状況でございます。喫煙がいい、悪いという話ではないんですけれども、健康上の面からいいますと、たばこにつきましては、一害あって、そういう害のほうが多いと私は認識しておりますけれども、私が吸う、吸わないは別といたしまして、その中で庁舎の中には、保健委員会なるものがございますので、そちらでもその件につきましては、検討させていただきたいと思いますが、今の時代、流れからいたしますと喫煙者にとっては非常に肩身の狭い思いをしているというのが、いろんな部分で聞かれますけれども、その辺、健康管理の面と兼ね合わせまして検討させていただきたいと思います。ご理解ください。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それであれば、要するに、ふれあいプラザ等では仕切っていないんですよ今だって。その中に、たばこ吸う場所あるんですよ。であれば今総務課長のいう話とは全く何というか理解できないし、そういう保健課と話すにしても、やはり現状としては職員でもたばこ吸う人もいるし、やはり一般の人だってたばこ吸う人もいるし、それは、害があるかないかというのは、吸う人が判断するんであって、その回りに要するに出た煙を吸えば、それもまた害になるというようなことがありますから、やはりきちっと分煙するなら分煙するで、ここの施設は、この庁舎はそういう形になってるけれども、ほかのほうは皆さん出入りしてる

部分での分煙器を置いてたばこを吸っている現状です。そういうことを考えると、今、総務課長が言うこととちょっと私は違うのかと。やはりそうすべきであれば、いつからその部分は撤去しちゃっておくべきであって、その部分がそのままにしておいて、庁舎に関しては、今の話で要するに、その保健課ですか、そういうとこと話してというのはちょっと違うのかなと思いますので、やはりまちとして、じゃあこの分煙する場所をどう進めるかっていうことで、きちっと答弁していただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） はい、お答えをさせていただきます。庁舎の中にある委員会、委員、先ほど福祉課とおっしゃいましたが、保健福祉課のことではございませんで、役場職員の中から何人が委員に選んで、そしてそういう委員会を組織しているということでございますので、その辺ご理解いただきたいと思いますが、役場庁舎は先ほど申し上げましたとおり地下にあります。それと先ほどおっしゃいました、ふれあいプラザにおきましては、玄関入ってすぐのホールのところに分煙器をおいて、たばこを吸われる方にはその部分で吸っていただいている現状がございます。確かに仕切りありませんので、煙につきましては、吸わない方にも、いわゆる受動喫煙ということで、そういう非常に吸わない方にとっては、言葉はどうですかあれですけども、いい迷惑だという感じはしてるとは思います。その辺、ちょっと私の所管ではございませんが、ふれあいプラザにつきましては担当課ともまた協議する必要もあろうかと思えますし、話はちょっとそれるかもしれませんが、各公共施設、今学校施設関係では敷地内が完全禁煙と、それから医療機関におきましても町立病院、診療所、当然これは禁煙となつてございます。したがいまして、その辺も総合的に勘案いたしまして、今後、委員のおっしゃるとおり検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員ちょっとまってください。今町税のことでございまして施設管理とまたちょっと違うのかと思いますので…

○委員（細川伸男君） それで、次のご質問に入ってよろしいですか、委員長にきちっと伺い建てました。

○委員長（小平 久君） 入ったのはいいんですけれども、今税の問題でございまして、施設管理の面とはちょっと違うのかという気もするんですけれども、どうでしょ。

○委員（細川伸男君） では、どこで発言すればよろしいですか。ここの税に関して、税金をこれだけの税金をもらっているんで、要するにそういう税金をいただいているのであれば…

○委員長（小平 久君） 暫時休憩します。

休憩 午後１時２６分

再開 午後１時２７分

○委員長（小平 久君） 休憩を解き会議を再開します。
ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（小平 久君） 歳入 1 款から 10 款までの質疑を終わります。

11 款分担金及び負担金から 20 款町債までの説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 続きまして 11 款分担金及び負担金、1 項負担金につきましては、昨年より 335 万 1,000 円増の 1 億 6,204 万 7,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金の中で、老人福祉施設入所費用徴収金 1,686 万 9,000 円、老人ホーム入所措置費負担金 1 億 377 万 6,000 円、2 節児童福祉費負担金の中で常設保育料 1,700 万円などでございます。

16 ページをお開き願います。12 款使用料及び手数料につきましては、まずは 1 項使用料でございます。主なものといたしましては 17 ページの中ごろにあります 3 目衛生使用料、3 節公営温泉浴場使用料で 859 万 4,000 円。

18 ページお開き願います。5 目商工使用料、2 節商工使用料の中でパークゴルフ場使用料 290 万円、青少年旅行村使用料 338 万円、6 目土木使用料、4 節港湾使用料で 1,403 万 6,000 円、6 節住宅使用料 1 億 69 万 1,000 円でございます。

合計では昨年より 405 万 8,000 円増の 1 億 5,678 万 9,000 円を計上いたしました。

20 ページをお開き願います。2 項手数料につきましては、昨年より 15 万円増の 3,319 万 2,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては 1 目総務手数料、3 節戸籍住民基本台帳手数料で 432 万 5,000 円、2 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料中で、し尿等処理手数料 2,685 万 3,000 円でございます。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、昨年より 1,641 万 4,000 円増の 2 億 3,459 万 3,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金の中で、障害福祉サービス等給付費負担金 1 億 3,713 万円、2 節児童手当国庫負担金 6,440 万円でございます。増額の主な要因といたしましては、障害福祉サービス等給付費負担金や自立支援医療給付費負担金が給付費の伸びによりまして 1,795 万 8,000 円増えたことによるものでございます。

次のページです。2 項国庫補助金につきましては、昨年より 900 万 4,000 円減の 8,807 万 1,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては 1 目総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 585 万 8,000 円、5 目土木費国庫補助金で町道舗装補修事業交付金 770 万円や橋梁長寿命化補修事業交付金 5,810 万円などがございます。減額の主な要因といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や橋梁長寿命化補修事業交付金が増えたものの安全、安心な学校づくり交付金が 3,793 万 5,000 円が減額となったことなどによるものでございます。

22 ページをお開き願います。3 項委託金につきましては昨年より 382 万 8,000 円増の 2,585 万 9,000 円を計上いたしました。増額の主な要因といたしましては 3 目土木費委託金の中で、北檜山流雪溝施設管理委託金 368 万 7,000 円の増によるものでございます。

14 款道支出金、1 項道負担金につきましては、昨年より 615 万 5,000 円増の 1 億 8,093 万 6,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては 1 目民生費道負担金、1 節社会福祉費負担金の中で、障害福祉サービス等給付費負担金 6,856 万 5,000 円、国保会計や後期高齢者会計の基盤安定負担金合わせて 8,014 万 5,000 円でございます。増額の主な要因といたしましては、自立支援医療給付費負担金や障害福祉サービス等給付費負担金が給付費の伸びによりまして 897 万 9,000 円増えたことによるものでございます。

次のページです。2 項道補助金につきましては、昨年より 4,247 万 6,000 円減の 1 億 6,332 万 5,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては、2 目民生費道補助金、1 節社会福祉費補助金の中で、重度心身障害者医療給付事業補助金 1,334 万 1,000 円、4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金の中で中山間地域等直接支払交付金 4,277 万 3,000 円や基幹水利施設管理事業補助金 1,024 万円。

24 ページをお開き願います。農業基盤整備促進事業補助金 2,472 万 1,000 円、2 節林業費補助金の中で共和線開設に係る林道事業補助金 1,938 万円でございます。減額の主な要因といたしましては、農業基盤整備促進事業補助金は、増えたものの地域づくり総合交付金 3,395 万や豊岡地区水利施設整備事業補助金 1,695 万円の減によるものでございます。

次のページにです。3 項委託金につきましては、昨年より 833 万 7,000 円増の 4,260 万 8,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては 1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金 1,079 万 4,000 円、3 節統計調査費委託金の中で、国勢調査交付金 756 万 3,000 円、5 節選挙費委託金 818 万 6,000 円。

26 ページになります。6 目 1 節共に消防費委託金の平田内川外 2 カ所の防潮水門施設管理委託金 1,090 万円でございます。増額の主な要因といたしましては、国勢調査交付金 756 万 3,000 円の増でございます。

15 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、昨年より 17 万円増の 4,843 万 7,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては、1 目財産貸付収入、2 節建物貸付収入の中で、公宅料 1,349 万 5,000 円、4 節物品貸付収入の光ファイバーケーブル等貸付料 1,052 万 3,000 円、2 目 1 節共に利子及び配当金の中で、地域振興基金運用収入 1,069 万円でございます。増額の主な要因といたしましては、公宅料は減ったものの、光ファイバーケーブル等貸付料や利子及び配当金の増によるものでございます。

次のページになります。2 項財産売払収入につきましては、昨年より 310 万 3,000 円増の 4,623 万 3,000 円計上いたしました。主なものといたしましては 2 目 1 節共に生産物売払収入の中で、あわび種苗売払収入 3,598 万 8,000 円でございます。

16 款 1 項共に寄附金は、科目設定のため最小限の額を計上いたしました。

28 ページをお開き願います。17 款繰入金、1 項基金繰入金につきましては、昨年より 4,865 万円減の 7,215 万 3,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては、1 目生活交通確保対策基金繰入金 3,835 万円は、生活バス路線運行経費や高等学校通学費補助などへの財源充当分、2 目地域振興基金繰入金 1,209 万 4,000 円は、合併 10 周年記念事業への財源充当分、4

目産業振興基金繰入金 1,592 万円は、未利用林地残材活用モデル事業や優良家畜導入支援事業補助などへの財源充当でございます。増額の主な要因といたしましては、瀬棚小学校校舎外壁改修工事や瀬棚中学校の耐震改修工事への財源充当のための公共施設整備基金繰入金が無くなったことによるものでございます。

次のページになります。2 項特別会計繰入金につきましては、昨年より 192 万 7,000 円増の 668 万円を計上いたしました。この特別会計からの繰入れにつきましては、各種がん検診、健康診査などを受診した際の助成費や温泉施設利用料助成事業に係る長寿健康増進事業特別対策補助金などを繰入れするものでございます。

18 款 1 項 1 目共に繰越金につきましては、例年同様に 300 万円を予算計上いたしました。

19 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料につきましては、1 目延滞金は諸税延滞金として例年同様に 1 万円、2 項町預金利子につきましては前年度実績を勘案し 27 万円。

30 ページをお開き願います。3 項貸付金元利収入につきましては、昨年より 6 万円減の 99 万 6,000 円を計上いたしました。4 項雑入につきましては昨年より 847 万 8,000 円減の 6,666 万 9,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては、4 節農林水産業費雑入の中で檜山漁業振興協会補助金 1,237 万 5,000 円、8 節教育費雑入の中で、学校給食費納付金 2,696 万 6,000 円でございます。減額の主な要因といたしましては、食料供給基盤強化特別対策事業補助金 422 万 8,000 円や学校給食費納付金 439 万円が減額となったことによるものでございます。

最後に 20 款 1 項共に町債でございます。主なものといたしましては、1 目総務債で臨時財政対策債や 32 ページをお開き願います。町有施設等解体事業に係る借入れ、2 目農林水産業債では、がんび岱地区農道整備事業などに係る借入れ、3 目土木債では道路橋梁事業や港湾整備事業に係る借入れ、4 目消防債では消防救急デジタル無線整備事業などに係る借入れ、5 目合併特例債では、大成・瀬棚総合支所改修事業や消防庁舎の建設などに係る借入れなどを見込み、14 事業合計で、昨年より 3 億 9,940 万円増の 13 億 550 万円を計上いたしました。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 11 款から 20 款までの質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の 32 ページです。各会計予算の 1 番上にあります町有施設の解体事業ですが、この中に旧瀬棚商業高等学校の体育館ですか、そこは解体するという話は聞いていますけれども、あの施設が、学校が無くなってから 3 年とか経ちます。そういう中で有効利用の件について、いまだかつてまだその辺がきちんとした報告もないし、有効利用今できない理由があればお知らせ願いたいと思います。

○委員長（小平 久君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 今ご質問の件については、現在、瀬棚商業高校跡地の関係だと思えます。それについては現在、委員おっしゃるとおり現在、未処理用地という形で登記事務を進めております。これにつきましては、教育委員会瀬棚事務所で、過去の経緯等を調査し、

現在事務を進めておりましたが、今年度より建設水道課の管財係で担当しております。その中で6月に旅費の補正、12月に弁護士謝礼、報償費等を補正させていただいてる経緯がございます。関係する契約者については、2件ございまして、1件が黒田氏、これにつきましては、3筆で2,972平米、契約については昭和25年の契約となっております。契約者本人が生きておりますので、これについて現在相続発生しておりませんが、数回の交渉をしている段階で、黒田氏が代理人に弁護士を立ててきたものですから、まちとしても専門のまちの顧問弁護士にお願いして、現在、弁護士間で交渉しております。もう1件につきましては、山川氏です。これにつきましては4筆で2,099平米、土地としてはございます。これについては昭和34年の契約でございます。その中で山川氏本人は、亡くなっておりまして、奥さん、長女、長男3人の相続人が現在いらっしゃいます。その中で札幌に長女、石狩に奥様がいらっしゃって、その方たちと最初に交渉させていただいたんですが、長男の意向を最重要とするということで、長男については千葉県に現在お住まいしていて、その関係で6月に旅費を補正をさせていただいて、千葉県に出向いて交渉はさせていただいたんですが、なかなか、現在まで接点が見出せない状況でございます。その中で今月の26日以降になるかと思いますが、現在アポをとってもう一回再度、本人に会って直接交渉したいと考えてます。その中で、いずれにいたしましても解決の具体的な方向性が出ないと新年度予算等にとってございけません。そういう中でより具体的な解決に向けての方策が出た段階で、予算等の問題もございましてことから、これについては委員会等に報告させていただいて説明したいと思っております。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 大体目途として、どの程度掛かるのかその辺おおよそわかれば教えてもらいたいのと。その土地があるがために、今の建ってる建物に影響するからそれを処理しないとなとは思いますがけれども、今現在の建物と、その土地の重なる部分ったらおかしいですけども、その土地の上にその建物が建っているのか、それも合わせてお聞きしたいと思います。

○委員長（小平 久君） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 高校自体はその敷地に入ってますし、それに関係する町道等もやっぱり2,972と2,099なものですから、その高校を中心に周辺も含めて未処理になってございます。それで委員ご質問の解決に向けてというのは、お金ですか、期間ですか。

○委員（細川伸男君） 期間。

○建設水道課長（原 進君） 期間ですか。1件の札幌市の黒田さんについては、先方も弁護士を選任されてますので、弁護士同士の話し合いということになるので、新年度、27年度中にはどういう形になるかちょっとわからないですけども、金額的にはまだ。なんとかあるとは考えます。それでもう1件の山川さんについては、千葉県にいる長男の方が事業をやっておられまして、非常にお忙しい、ほんとに朝から晩まで働いていて、最初にコンタクトとった時も、担当が2日ぐらい朝から晩まで家の前で立っていて、ようやく話させていただいて、それで人間関係作って携帯の番号お教えいただいて交渉してるんですけども、またその携帯電話が着信

拒否に今現在になっていて、今住民票、千葉県には住民票の照会かけてまだ引っ越してないということと、内容証明郵便でうちのほうから 3 月 26 日以降、28 日までになりますか。その間には滞在する予定なので、都合のいい日程を教えてくださいということで、郵便を出して、まだ帰ってきてませんけれども、状況としては今そういう状況なんで黒田さんの方は 27 年度中には何とか解決できるかと思ってます。ただ山川氏については、相手とのなかなか接点見いだせないものですから、これについてちょっと今ここで、1 年とか半年とかというのは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 相手があることだから、なかなか大変だと思います。そういっても今現在、建物は使われないで建ってます。そうすると建設課でも当然、知っていると思いますけれども、もう 2 年、3 年、4 年経つと水道関係だとか、そういうものが当然、変な話使われなくなる状況にももうなってくるのかということになれば、いろんな水道ばかりでなくて建物についても、やはり錆びたり腐ったりしてくる。きちんと管理していけば多少は防げるかもわからないけど、そういうこともあるので、やはり管理もきちんとして、ことし、来年に向けてては何とかなるような気はしますけれども、あと 1 年、2 年の間ですけれども、そういう和解なり、そういう部分で決まってもすぐ有効利用をするためにも、今からきちっとレイアウトして、有効利用するにはどうしたらいいかということのをきちんとしておくことによって、その解決した時にはすぐ建物にも手も掛けれますので、その辺もあわせてどうなんでしょう。課としては何か考えてることあればお知らせください。

○委員長（小平 久君） 篠塚教育事務局長。

○教育事務局長（篠塚三喜郎君） 私からその辺ご説明させていただきます。先ほど原課長の前に私が話して、そして原課長とつなげばわかりやすかったと思いますので、細川委員が今質問された部分ちょっと加えて説明させていただきます。瀬棚商業高等学校の活用につきましては、まちとしましては 23 年度から瀬棚区の地区協議会において話合いが始まっております。そうしまして、さまざまな打ち合わせ等をしながら実は 25 年 2 月に常任委員会で、概略といいですか、そういう形での説明させていただきました。そのあと関係機関等と調整しながら 25 年 5 月 30 日に基本計画に近い形の中で、具体的なレイアウトを提示しましたけれども、この段階の説明としまして、教育委員会としてはできるだけ早い時期に対応したいんですけども、町が消防庁舎を初め、大成診療所含めてこれからお金に係るのでちょっと待っていただきたいという形の中で、常任委員会で計画の延期につきまして、私から口頭でご説明させていただいた次第でございます。そのあとに今原課長が言いました瀬棚商業高等学校の敷地の一部に民有地がいまだにある。解決してないものがある。そしてまた高校と三杉球場でございます。その間に中学校に行く道路があるんですけども、町道です。この部分だとか、医師住宅の部分でその土地に係っているという形で、その解決についての建設課にお願いして対応してるということで、管理につきましては、教育委員会では最低限の部分では管理しております。ただ今言われまし

たように管関係ですね。水が流れるところが止まっている形になりますと、腐食等のこともありますので、心配しているところでございます。いずれにしましても、早い段階での解決をみながら一旦、実施設計に近いような形のものをかなり詳しい案提示させていただきましたので、それもそのままにすることなく、再度関係機関なり利用者等を含めて検討していきたいと考えております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。多分この 1、2 年には土地の問題が解決するとは思いますが。そういう中で解決すると同時に、そういう有効活用も考えながら、今の篠塚局長の、そういうことで努力してもらって、できるだけスムーズに移行できるようなことで進めていただきたいということで中間報告も合わせて、議会に報告できるものであれば議会にも報告してもらいたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○委員長（小平 久君） 答弁は。

○委員（細川伸男君） いいです。

○委員長（小平 久君） ほかにありますか。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） なければ歳入 11 款から 20 款までの質疑を終わります。

ここで再度一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

先ほど細川委員からありました一般管理費予算書の 36 ページに委託料の中に分煙機器保守点検業務 10 万 2,000 円に関連して喫煙場所等について、質疑していただければと思います。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 委員長から言われた部分ですけども、先ほどちょっとお話ししました。そういう中で、やはりこの分煙というのは、どこの町村でもどこの役所でも今非常に問題になってる部分がございます、当然、わがまちもそうだと。けども、やはりそういう部分で、たまたまそういう場所で許可たっらおかしいですけども、喫煙をさせてる部分もあるという中で、じゃあこの庁舎も地下ですから一般の人はほとんど出入りはしない場所で、ほとんどが喫煙者のみがそこで集まってきて吸っている状況でございます。そういう中でこの庁舎だってそういう場所を設けようと思えば、設ける場所が私はあるのかなと思っていますので、やはり喫煙する人にしてみれば、皆さん聞いているかどうか分かりませんが、まちとしてもそういう部分が設けないのであれば、地元からたばこ買う必要ないだろうと。余所から買ったっていいだろうと。たまたまそういう話もあるんです。だから税金は地元で、せたな町で買うから税金が入ってくるんであって、これが地元から買わないと間違いなく全額とは言いませんけども、入ってこないということもあるので、やはり住民感情というのはおもしろいもので、そういうふうになれば、自分のまちから買わなくてもいいだろうと。そういうふうになっちゃうし、そういうこと含めて本当に害があることはわかりますけれども、そうは言っても放置しておけない部分があるので、全部禁煙するんだったらすべてまちの施設については、全部禁煙するとかと

いうことにしないと、一部認めて一部認めないというわけにもいかないだろうし、認めるのであれば認めるなりの場所だとか、そういうきちんとした分煙をしなければならないと考えてますので、その辺どうですか。もう一度。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それではただ今の細川委員のご質問にお答えいたします。委員おっしゃるように、一部の施設でそういう分煙をして、ほかの施設ではしていないという状況が現在見受けられるところでございますが、その辺おっしゃるとおりだと思っております。私 1 回目の答弁でちょっとすぐでませんで、お酒につきましては百薬の長とよく申し上げます。たばこにつきましては百害あって一利なしと言うことをよく耳にするわけですが、その中で福利厚生を担当する総務課長といたしましては、委員おっしゃるように役場庁舎につきましては、全面禁煙にするくらいの、そういう方針で思っておりますが、なかなか現に吸っている方もいらっしゃいますし、そこまでは今の段階ではどうなのかという配慮はしているつもりでございます。ただし、私の前にいらっしゃる高橋町長におきましても、以前はかなりヘビースモーカーでございましたが、現在はまったく吸わなくなったということで、そのほか職員の中にも以前吸っていた方で辞めていらっしゃる方もいらっしゃるというお話は聞いております。辞める方法につきましては、いろいろパッチですとかあるようですけども、それは瀬棚診療所でもやっているようですから、そちらをご利用いただければ、診療所の収益にも医業収益にもつながるということで、私から申し上げることではないかもしれませんが、それとたばこ税に関して、先ほど委員おっしゃるとおり本年度の予算でいきますと、6,228 万 6,000 円という予算計上されております。町内でたばこを買っていただければ、その分たばこ税の歳入が保てるということでございますが、現に 541 万 4,000 円ということで前年度に比べますと減額されております。これにつきましては、今の時代健康志向という観点からたばこを吸われなくなった方が増えていらっしゃるのと、それとたばこを吸う方が自然減によりまして、減っていることも要因の一つかと思います。委員の皆様の中で、どなたが吸われて、どなたが吸っていないのかというのは私は存じ上げませんが、先ほど冒頭申し上げましたとおり健康の面からいいますと、たばこは控えた方がよろしいんじゃないかなと私は思っておるほうなものですから、そういう観点も含めまして、委員の質問につきましては、町有施設については、公平性を欠くことのないように、全面禁煙にするのであれば、そうしたほうがよろしいのではないかというご意見でございましたので、それを十分踏まえさせていただいて、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 課長の弁では当然たばこは害だと、肉体的には害かもしれませんが、たばこを吸うことによって精神的に、逆に穏やかになるっていったら変ですけども、たばこを吸うことによって精神面ではきちっと保てるという人もいますから、一概にたばこが害だと私は思わないほうなんです。たばこを吸って病気になる人は個人の考え方でございますので、

それをだめだよというわけにもいかないし、それはそれぞれの体を管理するのは本人でございますので、それは管理してもらえばいいということで考えてますので、ちょっとその辺が私と違うところで、ただそれはそれにしても、やはりこれだけの税金を貰ってる以上やはり全面禁煙するということは望ましいかもわかんないけども、一気にできればそれに越したことがないかもわかりませんけども、ただやっぱりこの町民ばかりじゃなくて、やはり余所から来る人もいますので、だからその辺のことも考えて、ようするに病院とか、学校とかそういう子供だとか老人が多く集まる部分については、当然そういう部分もいいのかなと思いますけども、ただ、たばこを吸う人がそういう人ばかりでなくて、若い人も結構いますのでそういうことを考えるときついのかと、どこに行ってもたばこ吸えないよなと言いながらも、吸ってますので、その辺よく考えてどうするか早い段階で決めたほうがいいのかと。今現在そういうところがありますので、早めにそのままその施設を残すのであれば、きちんと分煙するような形で、囲うなり何なりすべきだと思うし、その辺はこの庁舎の場所はそういうもの何もないことだから、機械だけを移動するかしないかの話ですから、ただふれあいプラザについてはきちんと置いてあるし、その辺のことも考えて早めにきちんとしてもらえればと思います。

○委員長（小平 久君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今のやりとりを聞いておりまして、一つ少し答弁になるかどうかわかりませんがお答えをさせていただきたいと思います。少し前はやはり吸う方の権利を主張するということも、そういう方もいたのは確かなことでございますが、町民の皆さんあるいは国民の皆さんが健康に対する意識というのが、最近随分高くなってきておりまして、吸うか、吸わないかは個人の自由ではありますが、一般的な傾向、国民的な理解から申し上げますと、現在そういったことを踏まえて公共施設、特に病院であるとか学校は全面禁煙という方向になっておりますし、また一部では路上においても喫煙をしてはだめですよというようなこと。さらには、そのほかの公共施設においても禁煙という施設、そういったところが多くなってきているという、これは一般的な状況、傾向でございます。したがって、そういった国民的な理解からしますと、まちとしても議員おっしゃるように、そろそろどちらかはっきりしたほうがいいんじゃないかと。委員がそういった方向で多分発言されていると思いますので、私としましては、その辺を整理をさせていただいて、町民の皆さん方が喜ぶような、国民の皆さん方が理解できるようなそういった方向に持っていければいいと思っております。このことについては、今言いましたような方向で一つ十分早めに検討させて、結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私も全面禁煙にしなくてもいいという話でございませぬ。きちんとやはり禁煙するならするように、まちがきちんとやっぱり方向を出して、それをもって進めることについては、我々もとやかく言うことでもないし、まちの姿勢が一部があって、一部がないとかそういう状況になってますので、きちんとどちらかにして、施設に関しては、ほとんど全然だめだよということであれば、それはそれとしていいのかと。ということは、今現在であれ

ば例えば、施設でいえばあわび山荘だって、ホテルだってそうです。その敷地を全面禁煙することになればそちらも全部全面禁煙にしなければならないと思いますので、できるだけ早く方向性を出していただきたいとこのように思っております。

○委員長（小平 久君） 答弁いますか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 関連になりますけど、最初に細川委員のご質問から理解して、役場庁舎は駐車場で喫煙所を設けてるわけです。役場職員の方もこのような大変な業務の中、いわゆる一服の場を寒い中でしてるわけです。プラザは皆さん町民も出入りしますから、ただ壁がないので、どうなのという質問に対して分煙も含めて検討していただくと、今の答弁だともしかしたらこういう大変な業務をしている役場職員の一服する場も、何か無くなるようなことで理解したんですけど、その辺もう一度確認させてください。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 全くそういう方向で答弁させていただきました。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 町長の答弁だと確かに、社会的にもそういうふうに進められてきてますが、喫煙する方もこのように、あなたの部下にいるわけですから、その辺もご配慮いただいて、きちんと分煙して、辛抱していただいて、そういうけじめをつけながら、ある意味職員のためですからその辺も検討課題としていただきたいと思いますけど。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 職員のために職員の健康を守るといったこと、さらには、やはり受動喫煙という面も考えまして、やはりまちとしては、そういった方向に進むのがベターだと私ども感じてますので、これが今の国民的な流れといいますか、そういった理解がそういう方向に行ってますので、これはまち自らがそういった姿勢を一般の町民皆さんに示すということが必要でないかと。そういうことについての細川委員のありがたいご質問だったと感じております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 自治体の長として、職員の健康を考えるのは十分理解させていただきます。ただ、その中でもそういう思いをありながら、精神的に本当に一服したいという時間が欲しいわけですね。ですからそこもご配慮いただいて、あの強制するようなことのないようにお考えいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 答弁求めますか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 十分両者のお考えをお聞きしながら、最終的に決定してまいりたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 昨日も質問してありますけれども、説明資料の 14 ページ魅力ある店舗づくり事業補助金です。きのう担当課の答弁では、この事業については、商工会に一応ある

程度ゆだねてますと、それで利用されることは、その書面をもって出してくれれば、それを検討しますという答弁だったかと思います。それで仮に予算を作るときに、その辺の要綱だとか、そういう事業の内容だとか、縛りだとか、そういうものをきちっと決めて予算をとってるかと私は思っていましたけども、まちが新規事業で、この事業を行うためには、きちっとやはりそういう要綱だとかそういうものをきちっと出して、商工会にこういう要綱でございますと、こういう目的でこういうがありますと。広く言えば業種がたくさんあります。その業種の中の要するにこの事業をするに当たって、まちとしてはやはり商工業者の経営実態、経営内容含めていきますと、例えば車はだめだよと、その車はなんの車がダメなのか。例えば、水道屋さんであれば、要するに施設に使うものっていったら、ほとんどそういう車だとか、仮に街灯やっている電気屋では、建柱車なり高所作業車、これがほとんどメインなんです。そういうことを考えて、やはり商工業者のニーズに合ったようなことを考えていかないと、こういう予算を組み立てていくときに、ただ単に要綱も示さない。商工会にこういう事業やりたいんだということで投げかけてこの予算を取るということは、根本たる予算のとおる内容が我々は全然わかりません。それで結局、新規事業それと前回やった補正予算、補正予算にも同じ項目であります。で私昨日これもリンクしてますねという話もしました。で、そういう中でまちとしては、たくさんの方に利用されて、この予算が足りなくなるような事業であってほしいということまで言ってますので、もう少しこれどうですか、まちの方で、これまちが出すお金ですよ。それをもって商工会に要綱含めて丸投げして、やっているということを考えると、ちょっと私は納得できないんです。あくまでもまちがこの予算作ってんですから、きちっと私昨日聞いたときには、要綱は全然考えてませんと、若干のものはありますけども、きちんとしたものは、まだ出てないような担当課の発言であったかと思えますけども、その辺浜高主幹どうですか。あなたからの答弁なんですけども、今の質問に対して答えていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） 細川委員の質問にお答えいたします。この事業に関しましては、先の産業教育常任委員会におきまして、概要説明ということで内容についてもお知らせしてるところであります。その中でも対象業種をお示ししております。そして先ほどからおっしゃられております商工会に丸投げをしているのではないかなというようなご指摘ですが、そういうことでは当然ありませんで、そもそもこの事業は商工会から商工業者に対しての支援制度を要望をしたいということで来ているものですが、商工会においては、その話があった際に商工業者、商工会員のニーズはどうなんでしょうかということで、まずそのニーズを調査して内容を決めましょうという経緯がございます。その中で商工会から会員対象にアンケートを実施してもらっております。307件という対象者に対して、その中で希望者は84件、その希望の内容としましては、例えば、建物改修、店舗、倉庫をここ何年かで改修したいという計画もあるよという方は21名いらっしゃって、概算事業費ですが、アンケート全体の事業費が2億7,800万という全体に対しまして、建物改修規模というのは8,830万円という概算費用が出てまして、建物改修ほかには水洗化も計画したいという方が9名おりまして、概算費用が1,380

万円、それと省エネ設備ということで、照明等かと思いますが、その方が3名いて123万円、そのほかには例えば冷蔵庫だとかの備品購入費、この方が6名の1,660万円、そして実はこのアンケート調査で一番多かった項目が、車輛購入でございまして、その車輛というのはトラックも含めました。そして例えば自分の自家用のバンです。自家用乗用、そういうのも含めての希望が1億3,500万以上の約40名近くの希望者がおりました。そのほかでもあるんですが、それでトータル希望者84名で2億7,810万円という概算費用がアンケートの調査によってニーズを把握することができたわけですが、ただ車輛については、当然これ商工業者事業予算に対しての支援制度ということ検討してまいりましたので、商工会との担当とも協議を重ねてきまして、車輛は対象から外したほうが良いだろうと。当然、その車輛には建設車輛なり、保冷車なりの業務に必要な車輛もございしますが、これは車輛は対象外にしようということで商工会の担当とも理解のもとで検討を詰めたことになるんですが、今1番の制度の目的は店舗を明るく、魅力ある店舗づくりという名称のとおりですが、店舗をお客さんを呼ぶための魅力あるもの作ってもらうということで、店舗の改装、それと例えば、業種によりますが、店舗であればショーケースなり、冷凍庫ですね。こういうものが営業に必要不可欠でありますので、これらを対象にしていきたいと。昨日もお話しましたが、製造業者であると、本当に業務に不可欠な設備、これらも対象にしていきたいということではあるんですが、あくまでも店舗の改装を中心にこの支援制度を考えていきたいということで商工会の事務レベルになるんですが、話を詰めてきてのこの制度、この事業の進捗に関しても商工会長にもある程度はお示ししていきまして、内容についても理解ということでもしていただくようなことではお話ししております。対象業種は先ほどの常任委員会の資料でも示してるとおりでありまして、3月中には商工会を通じて、商工会員を中心にした説明会というものも開催の検討を計画しておりますので、その車輛ということは対象外になった経緯も今の説明でご理解していただけると思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） その辺は商工会ではそういう話ですけれども、そのほかにまちがきちっと要綱を示すべきじゃないですか。要するに、ちょっとまって下さい。そうしないと今車輛はダメだよといいますけども、今商店だって、年配者の足が大変だと。配達もしてくれやということで、そういう部分だってバンなり、軽なりを買って配達している現状です。そういうものについて車輛はダメだということになっちゃうと、建物の要するに改修だとか、そういうものじゃなくて、せっかくこういう制度をやる以上は、それこそ間口広げて、めったにないことです。今までこういうことないと思います。まちで。だから国のこの活性化事業、そういう部分がせっかくあるんですから、それをやっぱりもってやるのであれば、ある程度思い切ったことでやらないとないし、私先ほど言ったように業種で、じゃ利用できるものが何かっていったら、建物はまだいいんだよと。あと何かっていったら設備投資は、それこそ車だってなんだって設備投資の中に入ると思います。自家用車別です。商工業で使う車とか、そういうものも設備投資の中の一環だと思いますし、やはりこういうのは来年も再来年も、4年も5年も続く問

題でもないし、やはりこういう制度に乗って、国も地域を活性化してもらわなかったら困るんだということで、各町村に投げ掛けてる部分でございますので、それにこのまちが乗ってこういうことやるということになれば、思い切ったことをやらないとだめだし、商工業者がその商工会で車の利用がダメだよとかではなくて、まちがきちっとそういう部分を示してやらないと結局先ほど言ったそれぞれの業者によっては、結局、車やったってダメだべ、したら俺のどこ何もないやという業種はたくさんあるんです。したらその業種というのは、なんもこういう部分が、利用されないまま終わっちゃうと。例えばプレミアム商品券、これだってそうでしょ。商店街は当然買い物もあるからいいですけども、そのプレミアム商品券を、例えば、極端な話我々の業種にしてみれば、ほとんどないんです。ゼロに等しいんです。だから全く日の当たらない部分もあるんだと。だから、そういう意味では、こういうものはまちでやっぱり今後続くかどうか国でこういう制度を持って来年も再来年もって続くかどうかわかりませんが、町長どうだいこれ、まちで、せっかっくこういう制度があるんですから、やはりそういうニーズがあるということであれば、例えばフォークリフトだとかそういう部分が設備の、要するに導入ということであれば当然その部分に入るのかと私思いますので、町長どうですか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この魅力ある店舗づくりの事業は、これは新年度の目玉事業でございます。ほかのまちに先駆けて、こうした商工会に対する事業を展開すると。いろいろ議員からご質問ありましたが、これはやはり他事業との整合性を当然とらなければならないということが一つ。それからこの事業ができる業者が限られているのではないかという話でございますが、確かに、車の導入というのは、これを外すとそういった業種があると思いますが、ただ業種によっては、この前回リフォームを3年やらせていただきました。魅力ある店舗づくりもこれも町内業者でお願いするということにしておりますので、当然そうした受注される所は大きな恩恵を受けるということになります。特にここで土木ですとか、そういった業者が恩恵を受けないのではないかというようにも聞こえましたが、これは、まちの公共事業等で十分恩恵を受けられていると我々は見まして、これはそういった町政の公平性からいいまして、やはりこの商工、特に商業についての

○委員（細川伸男君） ちょっと僕の質問と噛み合っていないですよ。

（不規則発言あり）

○町長（高橋貞光君） 部分については、ぜひこういうことで、しっかりと魅力ある店舗づくりをしていただいて、商業の活性化を図るということをこれを目的とした事業でございますので、一つご理解をいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 町長、建設関係で私が言ってるんじゃないです。電気屋だとか、そういう例えば水道屋とか、そういうところは、物は買いますけどもそれを要するに事業で配管したり、そういう備品関係、これは当然買えますけども、そういう人たちはメインは何かていったら車なんです。いやいやちょっと待ってください。そういうことですから、建設業とかそう

いうことではなくて、電気屋もそれと商店もそうです。結局、商品を買いに来た人に売るだけではなくて、電話を受けて電話をもらったら商品を届けるとか、そういう部分でも使ってます。だから、商業者的なことで私は言ってますので、そういうことで町長どうですか。考えてください。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから先ほど言いました他事業との公平性という話をいたしました。が、実は、車の関係につきましては、これまでも個々の、個人の要する営業車も含めてですが、個人の車に対しての補助というのは今までしたことがございません。それと水道あるいは電気の工事屋さんという話もありました。これは当然リフォームにしても、魅力ある店舗づくりにしましても町内業者をお願いをするということが前提でありますから、当然仕事はそちらにまいます。したがって十分恩恵を受ける立場にあると判断をいたしまして、そうしたまちの全体的な公平性を保つということといたしました。ご理解いただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことになると、例えば、このまちには農機具屋さんもありますけども、そういうものは外すんですか。町長いわくどこまでが商工業の中の、業まで考えたときにどの職種までしばっているのかその職種を教えてください。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ですから店舗の改修は農機具屋であれ、お店屋であれ、電気屋であれ、これはすべて対象ということにしておりますので、その辺は誤解のないようにひとつお願いしたと思います。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） これ店舗の改修だけじゃないんです。設備投資もこの中に入ってんですよ。それであればやはり今町長いうそういう要綱も含めて、商工会だって理解していないと思います。ここに商工会員もいますけども、やはり店舗の改修または設備導入まできちっと謳ってますので、当然冷蔵庫から何から入ってくるだろうし、例えば、産業振興課では道で施設投資の中で補助を出してる部分もあります。そういう部分でやはり道あたりの設備投資となれば、そういう部分まできちんとパンフレットなり要綱をきちっと提示して出してます。だからその辺を道とは一緒にならないにはせよ、やはりまちでせっきゃこれだけの新規で地域活性化のために出てきたのであれば、やはり建設業者にやりなさいというんじゃないです。その辺の要綱を含めて商工業の中で、どの程度の仕事は何をやっているか、主にウェイトがどこにあるんだと。こういう部分はいいいけども、こういう業者はいいいけどもそうでない業者はだめですよとかということにしないと、結局商工会だって車の申し込みがあると、当然だと思います。やはり商店だって、車はなければ困るし、だからこれはやっぱり設備投資の中にきちっと私は入れるべきだし、要するに、例えば建材屋であればリフトなり車がほとんど設備投資です。あとなんもほとんど投資するものは無いと言っていいくらいです。建物についても、今掛けなくてもいいというところは当然掛けないだろうし、希望があれば建物の一部修繕なりそういう部分

が出てくると思うけども、せっかくこれだけの事業をやるのであれば、思い切って間口広げてやるのも一つなのかと私は考えておりますので、町長もう少しちょっと腹を大きく持ってもらって、もう続く話でないんですから、今まで商工業者に関しては、これだけの施策というか、そういうものはプレミアム商品券はございましたけども、そのあとの施策というか、こういうものがなかったので、なんとか商工業者のニーズに合った使い勝手がよくて皆さんに本当に喜ばれるようなこの事業に私してもらいたいと思いますけども、もう一度町長どうですか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 細川委員随分車にこだわるようであります。

○委員（細川伸男君） 車ばかりじゃなくて。

○町長（高橋貞光君） これは住宅リフォームの場合もそうでした。自家用車はどうなんだとか。この物置車庫はどうなんだとか。しかし、やはりすべてを入れてしまうと、これ予算の限度というのがありますから、これはなかなか難しいと思っております。これは今回魅力ある店舗づくり事業ということで、やはりこの事業をやることによって買い物来たお客さんが、店が明るくなったねとか、お店が変わりますよねとかそういったところを今回は目標といいますか、そういったところに、成果を見るというような事業に組み立てております。ついでに車ということになりますと、これは今まで実をいいますと、まちの単独事業でこういった車輛の關係に補助をする、助成をする、支援をするということは今までございませんでして、これを入れてしまいますとさまざまな部分に、例えば、農業振興をやる場合に個々の農家のトラクターにも、これは波及する話になりますし、いろんな部分に当然波及してまいりますので、この辺についてはお金には色は付いておりませんから、魅力ある店舗づくりで、その制度に乗っ取って補助金を受けられて、それは自分で車を買うということは当然出来ることでありますから、そういったことでいろいろ受ける側での工夫というのも一つ考えていただければ、非常に有効な事業になるのではないかと考えております。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 農家の機械の話もでました。農家は農家で国から当然トラクターなりいろんな部分について補助は出てます。全部は出てないにしても、要求を出せばある程度の補助は出てくると思います。そういう中で、それはそれとして農業政策の中でまた考えていけば、いいんであって、あくまでこれ商、工、業の中で町長がやろうとしてる部分で、昨日の主幹の答弁であったように、もうどんどん増えてくれればもう喜ばしいんだというお話もありましたので、ということは、まだ増えても予算は取れるという話かと私はとりました。要するにこの金額以上に使ってくれる人がたくさんいれば、本当にうれしいんですという話もありますので、私は車にこだわっているわけじゃないんですけれども、要するにその業種によっては、そういう部分しか恩恵が受けられないその業種があるから、その業種については考えたらどうですかと。一部には先ほど言ったようにフォークリフトのこともありますので、それだって設備投資です。だからそのまちで考える設備投資でそういうものが入っていないのであれば、最初からやはり要綱をきちんと示して出してやらないから、結局ニーズを聞いて、商工会でやったら

車の部分も結構多かったという話になってますので、だから今それだけ町長がいうのであれば、きちんと要綱を出して商工会にはこれこれこれだけの縛りがありますと。この範疇の中はいいけども、これから出たものはダメですという部分をちゃんと出してやらないと、結局今みたいな状況になると思います。だからそういう中でまちで考えた店舗改装、または設備導入、こういう項目で旗を振る以上は、やはり内容をきちっと要綱に示して、その示した要綱の中で、予算も多分取っていることだと思いますので、その辺やはりまちとしてもきちんとした要綱を定めて、出すべきだと私は思いますけども。どうですか。

○委員長（小平 久君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 議事進行してください。今町長と細川委員との話合い聞いていて、なかなかみ合っていない点ございます。一回休憩とっていただいて調整して、前に進めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょう委員長。

○委員長（小平 久君） 時間も相当経過しておりますので、ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時３９分

再会 午後３時０７分

○委員長（小平 久君） 大変おまたせしました。会議を再開いたします。
町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの細川委員の質問に対して答弁を申し上げます。この魅力ある店舗づくり事業であります、これにつきましては、この定例会後に十分商工会と協議を深めて、しっかりこの事業の目的が達成されるように要綱等の整備をさせていただいて、町民の皆さん、商工会員の皆さんに周知をさせていただきます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことで要綱をある程度まちは定めなければならないと私は思ってますので、その要綱を協議をする前にきちっとまちが要綱を定めることが必要だと私は言ってます。そういう中で商工会が出すお金であれば協議してやってもいいのかと思いますけども、それには、まちがきちっと要綱を定めてその要綱に沿った形でもって、商工会では運用してくださいというのが私は筋だと思ってますので、その辺もう一度答弁してください。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） こうしたまち単独の事業につきましては、ほかの事業もそうですが、やはり受益者側としっかり協議をして、できるだけこの事業の成果が上がるようにというのが、通常の事業の整理の仕方ということになりますと、当然、まちはまちとしての考えもありますが、それだけではなかなかこの事業を成功させることにはならないと、当然あの受益者側の意向もある程度聞きながら本当にこの事業が効果的に皆さん方に利用されるということに意を尽くしていかなければ、本来ではないのではないかと考えているところでございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 当然それはそうだと思います。そういう中でこれはこの予算はありますけども、せっかく町長が目玉としてこの予算を設けたということなので、これは足りるかどうか分かりません。今後、もしそういう要望等が増えていった時に、まちとしてきちっと限度があるかと思えますけども、一般財源から出すか、なんかの基金から出すかわかりませんけども、そういう町長の考え方はあるのかないかちょっとお聞きしたいと思えます。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 当然、補正ありきという考えは毛頭持ってございませんが、この事業を皆様方に十分この活用していただきたいという思いは大きなものがござえます。したがってこの予算で不足をするという状況が、もしあったとするならばその時点でいろいろと次の方策を考えてまいりたいと思えます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） まずわかりました。あと担当課にお願いなんですけれども、商工会と十分協議するというところでござえますけども、あれもそうなんだけれども、きちんと商工会の役員ばかりでなく、やはり商工会会員がいますので、これに当てはまる会員がいるのであれば当然調査もしてるんだろうけれども、やはりその要綱を含めて、そういう部分どうなんだと。商工業者に対するニーズに合ってるのか。希望もその中にはあると思えますので、そういう希望が多い場合には、それを組み入れてもらえるかももらえないかはわかりませんけども、そういう部分も含めて、末端ともきちんとお話し合いしてもらえるような体制づくりもするべきだと思いますけども、その辺担当課どうですか。

○委員長（小平 久君） 浜高主幹。

○産業振興課主幹（浜高正明君） ご質問にお答えいたします。今後とも商工会の事務担当者との協議になろうかと思えますが、事務担当者の方にも商工会員、役員並びに会員の方々の意見をいろいろ聞いていただきながらという議論をしたいと思えますが、何かいろいろ商工会に質問があれば、細川委員も商工会の方にいろいろ要望を事務局に伝えていただければと考えてます。

○委員長（小平 久君） よろしいですか。

○委員（細川伸男君） 次の質問してもいいですか。

○委員（細川伸男君） 結婚祝い金です。商品券の 10 万円。2 ページ。その中で祝い金として 10 万円という相当商品券を交付すると予算では出てますけども、この辺どうなのでしょう。今少子高齢化で全国的にも問題になって、これをやはり我がまちばかりじゃなくて、もう全国、世界もって言っているほどの少子高齢化の中に入ってきてます。そういう中でこの 10 万円が高いか安いかわかりませんが、まだまだ新規事業でござえますので、思い切って例えば 20 万、30 万にすると。あと一つは、例えば地元で結婚を挙げてここに住んでもらえるのであれば、50 万もだしますよと、そのかわり地元の施設を使ってくださいということを考えていくと、経済効果もそれなりに、私は出るのかと思ってますので、その辺の考え方は、まちの考えはどうなんですか。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） お答えいたします。委員おっしゃるように、人口減少、少子高齢化これは本町のみならず日本全国、大都市圏除く地方ではほぼそのような状況であるとは認識してございます。ただ今ご質問のありました結婚祝い金につきましては、本年度の予算では 50 万。それから先日補正いただきました部分で 200 万というものを繰り越しして実施する予定になってございますが、いずれにいたしましても本町で若い方が結婚されまして、住んでいただきたいと。長く住んでいただきたいと。こういう願いは皆様が持っていていただいていると思いますので、そうなるようにまちとしても対応していきたいと思ひますし、先ほど質問の中にありました本町で結婚式を挙げていただくという点につきましても、まさにそのとおりであると私も認識しております。聞くとおろによりますと北檜山区においては、以前は結婚式、300 人を集める規模の結婚式が毎年何組も行われておりましたが、現在は残念ながら一組もないという現状ではございます。札幌、函館方面に出て結婚式をするというのが、今の通例になっているようでございますが、それも、まちで本来やっていただければ、これも経済効果にもつながりますし、最もよろしいことかと思ひますが、残念ながらそうっておりませんので、今後の検討課題の一つにさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（小平 久君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 検討課題というよりも試行錯誤しながらでもやらなければならない今の状況だと私は思っています。せっかく温泉ホテルきたひやまもあるんですから、例えばほかの町村でもやってますけども、函館のそういう結婚式場じゃなくて、結婚式を挙げる教会だとかそういう部分の中で、要請して行ってこっちに来てやってもらうだとか、いろんなことも考えられると思うんです。だからそういう中でまちもきちんとどうしたらそういう部分ができるのかということと。今 200 人、300 人でやる結婚式もだいぶ少なくなつて、ほとんど 30 人から、もう家族というか、お互いの家族で集まって結婚式を挙げてるとというのが結構ございます。ですからそういう部分も踏まえた中で、やはりここも温泉ホテルというすばらしい施設もござひますので、そういう大きな施設を使わなくても十分できると思ひますので、だから式を挙げる人のニーズに合わない部分は合わない部分でいいんですけども、合うのであれば、こういうことでまちも率先して考えてますと、それには、仮に 30 万補助しますとか、50 万補助しますということであれば、当然人も集まってくるだろうし、それに会場で使われるお金も、それ以上のものが使われると私は思っていますので、もう少しこれ本当に少子化を考えているのであれば、踏み込んだ中でそういう施設だとか、そういうとこと相談しながら早急に話を進めて行って、やはり若い人が結婚ともなれば二人です。二人が我がまちに来てくれると、税金の面でも当然繁栄される部分もあるし、やはりそういう若い人を大事にしないと、高齢化率がもうどんどん上がつてきてますから、だからやっぱり若い人に多く住んでもらつて、税金のカバーしてもらわなかったらならない。今、非常にそういう過渡期であつて、難しいと思ひますけども、難しい難しいといつてなげておかれる部分でもないし、やはりきちつとまちで先頭を切つてそ

ういう部分も含めて協力しながら、縦横のつながりをもって、これから検討してもらえしたいと思いますけども、いかがですか。

○委員長（小平 久君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大変、前向きないいお話をいただきましたので、今後に向けて十分検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 説明の中で若い世代と謳ってますが、これ年齢なにか詳細わかればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 夫婦のどちらか一方が 40 歳未満であるという条件と考えております。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そういうふうにどちらかと決めた根拠は为什么呢。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 先導的に導入しているまちが全国に 19 市町村ございました。調べたところ。そちらので条件を付しているまちが半分ほどございまして、その中で見たときにどちらとも 40 歳とかいろいろとございました。内部的な話になろうかと思いますけれども、子どもを産んでいただけるというようなことをちょっと年頭においてございます。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） この質問個人的には遠慮しがちに質問させていただきますけど、これだけ担い手が不足してて、確かに今黒澤室長、お子さんがどうのこうのっておっしゃいましたけど、国会だとどっかからヤジとんできそうですけど、どうなんでしょう。例えば、町外で退職された。担い手不足だと。じゃ担い手として定住しようかという例もあるので、我がまち独自の政策として、若い世代、年齢の縛りのを設けなくて、広い形でお考えになるのはどうですか。

○委員長（小平 久君） 黒澤室長。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） あくまでも婚姻という考えでございましたので、例えば老人ホームにいらっしゃる方が。

○委員（石原広務君） そんなこと言ってない。

○まちづくり推進室長（黒澤智彦君） 婚姻された場合とかというのも困りますので、年齢要件をもうけさせたいということでございます。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） こういうふうに質問するのは、お子さんを産むとかなんとかっておっしゃるからなんです。別にその老人ホームがどうのこうのって言ってませんから。もう我がまちに定住をしていただけると、それで婚姻するんであれば祝い品として共通商品券 10 万円という考えはできませんかってことで、質問させていただいてるんです。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それではお答えいたします。なかなか答えにくいと申しますか、すっぱりとして答弁でがしづらい部分ではあるかと思いますが、委員のおっしゃることは十分こちらでも理解するところではございますので、その辺含めてちょっと検討してみたいと思いますが、先ほど室長が申し上げましたとおり、全国のそういう例も参考にしながら進めておりますので、その中で独自性をもっと出せということのようなご意見もございましたので参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 最後にさせていただきます。関連して言わせていただければ、お子さんを産みたくても産めない方もいらっしゃるわけです。だからそこも含めて、ぜひ検討課題に付け加えてください。

○委員長（小平 久君） 西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） おっしゃるとおりだと思いますので、そのように検討させていただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） ほかにございませんか。

なければこれをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 次に賛成討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 1 号 平成 27 年度せたな町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 2 5 分

再会 午後 3 時 3 3 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

整理番号第 2、議案第 2 号、平成 27 年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題いたします。

各会計予算概要説明資料により内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） それでは資料の方は4ページお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費3,700万6,000円、前年対比合わせて821万1,000円の減です。

2款保険給付費、補正12億2,929万円、前年対比2,900万円の増、過去2年間の実績を基に予算計上しております。

3款後期高齢者支援金等1億6,414万8,000円、前年対比3万5,000円の増。

6款介護納付金7,600万円は、前年同額でございます。

7款共同事業拠出金4億2,200万1,000円、これは前年対比1億7,600万円の増となっておりますけれども、これは高額な医療費が発生した際に、国保連合会が交付する保険財政共同安定化事業の制度改正によるものでございます。

8款保健事業費976万7,000円、前年対比56万4,000円の減。

11款の諸支出金で101万円前年対比315万円の減、保険税の還付金などがございます。

これに対しての歳入ですが、主なもののみご説明いたします。1款国民健康保険税で3億3,484万6,000円、前年対比2,011万4,000円の減でございます。実績等を勘案し予算計上しております。

次に3款国庫負担金で前年対比935万1,000円増の3億42万1,000円、国庫補助金で前年対比595万1,000円増の8,423万1,000円。

4款の療養給付費交付金で489万2,000円減の3,612万9,000円。

7款の共同事業交付金で2億900万円増の4億5,500万円を計上しております。この増は、先ほど歳入でも説明いたしました保険財政共同安定化事業の制度改正によるものでございます。

9款繰入金では1億3,564万2,000円で前年対比696万5,000円の減、内容は保険税軽減分の保険基盤安定繰入金5,000万円や被保険者保険税負担の軽減を図るため、法定外分として前年度同額の2,000万円を予算計上しております。

以上歳入歳出ともに合計19億4,047万9,000円で収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 2 号、平成 27 年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

整理番第 3、整理第 3、平成 27 年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

中野町民児童課長。

○町民児童課長（中野真一君） 資料は 5 ページになります。歳出からご説明いたします。1 款総務費 373 万 9,000 円、前年対比 70 万 3,000 円の減でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 2,546 万 9,000 円、前年対比 982 万 9,000 円の減で、保険料の実績を基に計上しております。

3 款保健事業費 451 万円、前年対比 203 万 3,000 円の増でございます。

これに対する歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料では、前年対比 646 万 2,000 円減の 6,868 万円、これも使用の実績を基に予算計上しております。

3 款繰入金では前年対比医業費用 404 万円減の 6,059 万 1,000 円。

5 款諸収入では前年対比 205 万 3,000 円増の 463 万 5,000 円、これは広域連合からの健康診査等に対しての助成費などでございます。

以上歳入歳出ともに合計 1 億 3,392 万円で、収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君）説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 3 号、平成 27 年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

説明員交替のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 4 0 分

再会 午後 3 時 4 1 分

○委員長（小平 久君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第 4、議案第 4 号、平成 27 年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求め求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは概要説明資料の 6 ページ目からでございます。歳出より主なものについて説明いたします。1 款総務費 3,776 万 8,000 円で、前年度より 252 万 1,000 円の減であります。

2 款保険給付費につきましては、今までの保険給付費の実績を基に 9 億 2,797 万円で、前年度より 1,896 万 5,000 円の増となったところであります。主なものについては介護サービス給付費が利用者増によりまして、前年度より 1,607 万円の増の 8 億 249 万円となっております。

次に 3 款の地域支援事業費については 9,394 万 9,000 円で、前年度より 642 万 6,000 円の増となっております。主なものについては介護予防事業費、一般財源分で前年度より 322 万 7,000 円の増となっております。

続いて歳入の主なものについてご説明いたします。1 款保険料については 1 億 3,030 万 1,000 円で、前年度より 148 万 9,000 円の増となっており、65 歳以上の 1 号被保険者の保険料であります。

3 款国庫支出金から 5 款道支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業に対し定められた率により算出し計上してございます。本年度については保険給付費等の増加により前年度より 3 款から 5 款の合計で 1,439 万 2,000 円の増となっております。

次に 7 款繰入金については 2 億 5,491 万 3,000 円で、前年度より 647 万 1,000 円の増となっております。主なものについては介護給付費繰入金が前年度より 293 万 6,000 円増の 1 億 1,658 万 1,000 円が主なものでございます。

9 款諸収入については、本年度 582 万円で、前年度より 51 万 8,000 円の増ですけれども、地域支援事業費収入が増となったものでございます。

総額につきましては 10 億 6,006 万 1,000 円で、歳入歳出とも 2,284 万 6,000 円増の前年対比 2.2%の増ということになって、収支の均衡を図っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 1 点だけお伺いします。歳入の部分の基金の部分ですけれども、今回は 3,315 万ほど基金を繰入れして会計を作ってます。一方で基金の積み立ては非常に少額ということで、前回の第 6 次介護保険の確定の時も、今基金が 1 億ほどあるんだけれども 7,000 万ほど充当して会計を作ったという説明をいただきました。おかげさまで介護保険料は 4,500 円、

5,000 円の壁を超えないで済んだということで、町民は非常に安心してゐるわけですが、先の話ですけれども、そのあとの第 7 次の時にこの基金が 3,000 万ほどという状況で、逆にその反動といいますか、心配になります。この介護保険事業基金に対する繰入積み立てというものは、今から考えるということはどうなのでしょう。まちとしては、財政のやりくりの中でやっぱり少しずつ基金に充当して次に備えておくという必要性はあると思うんですが、ちょっとその辺だけお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（小平 久君） 丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） まず前段のご質問でございますが、介護保険基金の繰入金 3,315 万 5,000 円ということで、第 6 期の計画の中では 7,000 万取り崩すということでございますけれども、7,000 万につきましては 27 年度から 29 年度の間のトータルの計画でございます。あと積立金につきましては、積立ての利子分しかここに計上されてございませんが、今後それを積んでいけるかどうか財政当局とも協議の上進めてまいりたいと思っております。

○委員長（小平 久君） 大野委員。

○委員（大野一男君） ぜひ第 6 次の 3 年の間に第 7 次に備えて少しでも何等かの形で財政のほうとしても意を配って基金のほうの積み増しの視点で財政運営をお願いしたいと思います。町長一言お願いします。

○委員長（小平 久君） 高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） 基金の推移を見ながら適切に積立て等を検討しています。

○委員長（小平 久君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 4 号、平成 27 年度せたな町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 5、議案第 5 号、平成 27 年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹羽 優君） それでは概要資料の 7 ページ目でございます。歳出より主な

ものについて説明いたします。1 款サービス事業費 4,151 万 1,000 円で前年より 13 万 1,000 円の増となっております。直営施設である瀬棚デイサービスセンターの業務委託料等経費が 3,055 万円となっております。また瀬棚高齢者グループホームあさなぎ業務委託につきましては一昨年度から指定管理となっていることから火災保険料のみの予算となっております。

次に介護予防支援事業費については、これについては人件費が大部分でありますけれど、1,089 万円ということでございます。

次に歳入の主なものについて説明いたします。1 款サービス収入は 3,138 万 1,000 円で、前年度より 207 万 7,000 円の増となっております。内訳につきましては、通所介護サービス事業収入について利用者の増加により前年度より 114 万 6,000 円の増で、2,259 万 6,000 円となっております。また介護予防サービス計画費収入及び自己負担金の収入にあっても、利用者の増加により増となっております。

歳入歳出とも総額 4,151 万 1,000 円で、前年より 13 万 1,000 円増の前年対比 0.3%増となっております。収支の均衡を図っております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君）説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君）質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君）討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君）異議なしと認めます。

よって議案第 5 号、平成 27 年度せたな町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 4 9 分

再会 午後 3 時 5 0 分

○委員長（小平 久君）会議を再開いたします。

整理番号第 6、議案第 6 号、平成 27 年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 資料の 8 ページでございます。右側の歳出からご説明いたします。1 款事業費用、本年度 1 億 6,364 万 7,000 円、内容につきましては、営業費用 1 億 3,442 万 9,000 円、営業外費用として 2,921 万 8,000 円です。

続きまして 2 款資本的支出、本年度 4 億 1,405 万円、内容につきましては建設改良費 3 億 2,896 万円、起債償還費として 8,509 万円、3 款予備費 50 万円を計上しております。

以上歳出合計につきましては、本年度 5 億 7,819 万 7,000 円、前年度対比 2 億 9,789 万 8,000 円の増であります。これにつきましては平成 26 年度実施の大成区水路整備工事が平成 25 年度経済対策による補正予算による繰越事業で実施されたことによります。

続きまして左側の歳入でございます。1 款事業収入、本年度 2 億 665 万 1,000 円、内容につきましては営業収入 1 億 4,844 万円、営業外収入といたしまして 5,821 万 1,000 円。

続きまして 2 款資本的収入でございます。本年度 3 億 7,154 万 6,000 円、内容につきましては、町債 1 億 4,970 万円、他会計出資金 1 億 2,197 万 6,000 円、補助金 9,982 万円、繰越金 3 万円、諸収入 2 万円。

以上歳入合計につきましては、本年度 5 億 7,819 万 7,000 円、前年度対比 2 億 9,789 万 8,000 円の増で、歳入歳出の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君）説明が終わりました。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 6 号、平成 27 年度せたな町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 7、議案第 7 号、平成 27 年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 資料の 9 ページでございます。右側の歳出からご説明いたします。1 款事業費用、本年度 1,432 万 8,000 円、内容につきましては、営業費用 1,432 万 1,000 円、営業外費用として 7,000 円。

続きまして 2 款資本的支出 1,969 万 2,000 円、内容につきましては、建設改良費 1,960 万円、起債償還費として 9 万 2,000 円。

3 款予備費として 20 万円を計上しております。

以上歳出合計につきましては、本年度 3,422 万円、前年度対比 442 万 1,000 円の増であります。

続きまして左側の歳入でございます。1 款事業収入、本年度 1,659 万 7,000 円、内容につきましては営業収入 1,051 万 5,000 円、営業外収入といたしまして 608 万 2,000 円。

次に 2 款資本的収入でございます。本年度 1,762 万 3,000 円、内容につきましては他会計補助金 1,749 万 2,000 円、繰越金 3 万円、諸収入 10 万 1,000 円。

以上歳入合計、本年度 3,422 万円、前年度対比 442 万 1,000 円の増で、歳入歳出の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小平 久君）説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 7 号、平成 27 年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 8、議案第 8 号、平成 27 年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 資料の 10 ページでございます。右側の歳出からご説明いたします。1 款事業費用、本年度 1 億 7,016 万 4,000 円、内容につきましては、営業費用 1 億 2,897 万円、営業外費用として 4,119 万 4,000 円。

2 款資本的支出でございます。本年度 5 億 5,580 万 3,000 円、内容につきましては、建設改良費 3 億 9,733 万 5,000 円、起債償還費 1 億 5,846 万 8,000 円。

3 款予備費として 50 万円を計上しております。

以上歳出合計につきましては、本年度 7 億 2,646 万 7,000 円、前年度対比 2 億 5,483 万 4,000 円の増であります。これにつきましては、汚水処理に係る維持管理費の削減を図るため、瀬棚クリーンセンターと北檜山下水処理場の統合に係る事業費を計上したことによります。

続きまして、左側の歳入でございます。1 款事業収入、本年度 1 億 7,063 万 4,000 円、内容につきましては営業収入 9,425 万 7,000 円、営業外収入といたしまして 7,637 万 7,000 円。

2 款資本的収入でございます。5 億 5,583 万 3,000 円、内容につきましては町債 1 億 8,100 万円、他会計出資金 1 億 8,832 万 7,000 円、補助金 1 億 8,600 万円、繰越金 3 万円、分担金及び負担金 47 万 6,000 円。

以上歳入合計、今年度 7 億 2,646 万 7,000 円、前年度対比 2 億 5,483 万 4,000 円の増で、歳入歳出収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君）説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 8 号、平成 27 年度せたな町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 9、議案第 9 号、平成 27 年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題いたします。

内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 資料の 11 ページでございます。右側の歳出からご説明いたします。1 款事業費用、本年度 594 万 9,000 円、内容につきましては、営業費用 576 万 8,000 円、営業外費用といたしまして 18 万 1,000 円。

続きまして 2 款資本的支出、本年度 53 万 3,000 円、内容につきましては起債償還費として

53 万 3,000 円です。

3 款予備費、5 万円を計上しております。

以上歳出合計につきましては、本年度 653 万 2,000 円、前年度対比 13 万 7,000 円の増であります。

続きまして左側の歳入でございます。1 款事業収入、本年度 598 万 9,000 円、内容につきましては、営業収入 159 万 8,000 円、営業外収入 439 万 1,000 円。

続きまして 2 款資本的収入でございます。本年度、54 万 3,000 円、内容につきましては他会計出資金 53 万 3,000 円、繰越金 1 万円。

以上歳入合計、本年度 653 万 2,000 円、前年度対比 13 万 7,000 円の増で、歳入歳出収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小平 久君）説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 9 号、平成 27 年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 0 1 分

再会 午後 4 時 0 2 分

○委員長（小平 久君） 会議を再開いたします。

整理番号第 10、議案第 10 号、平成 27 年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題いたします。

内容の説明を求めます。

福士産業建設課長。

○瀬棚総合支所産業建設課長（福士裕継君） それでは資料の 12 ページでございます。まず

歳出からご説明いたします。1 款電気事業費で 1,847 万 9,000 円、前年対比 198 万円の減であります。内容は電気主任技術者の報酬、施設メンテナンスに係る経費等であります。

2 款公債費で前年度同額の 3,467 万 7,000 円、起債の償還金でございます。

3 款予備費で 100 万円を措置し、歳出の合計が 5,415 万 6,000 円で、前年対比 198 万円の減でございます。

続いて歳入であります。3 款諸収入で 5,414 万 1,000 円、前年対比 198 万円の減で、これは北電への電気売払収入であります。近年の発電量を勘案し年間の発電量を 330 万キロワットアワーと見込み、予算を措置したものでございます。

歳入の合計が 5,415 万 6,000 円で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平 久君）説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって議案第 10 号、平成 27 年度せたな町風力発電事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

整理番号第 11、議案第 11 号、平成 27 年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小林国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（小林安晴君） 13 ページになります。27 年度の病院事業会計予算総括表案について説明をいたします。収益的収支を、本年度 13 億 3,582 万 2,000 円とし、前年比 916 万 5,000 円、0.7%の増としています。左側になりますが収入の付記欄でございますが、繰入額総額を交付税措置額、それからまちからの持ち出し分を合わせ 3 億 3,599 万 2,000 円としています。

次に資本的収支の関係ですけれども、支出ですが 5,586 万 8,000 円、収入では 3,881 万 8,000 円を予定しております。収支不足する額 1,705 万円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

14 ページから 16 ページにつきましては各医療機関ごとの予算案であります。説明につい

ては省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（小平 久君） 説明が終わりましたので、収入支出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（小平 久君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号、平成 27 年度せたな町病院事業会計予算は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本特別委員会に付託された 17 件の案件の審査は終了いたしました。

本委員会は全議案すべて原案可決と決定いたしましたので、本会議にその旨報告いたします。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦労さまでございました。

閉会 午後 4 時 0 6 分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成27年 5月13日

委員長 小平 久

署名委員 大湯 圓 郷

署名委員 細 川 伸 男